
利府町地域防災計画

第1編 風水害等災害対策編

令和 5年 3月

利府町防災会議

第1編 風水害等災害対策編

目 次

第1章 総 則（各編共通）	1
第1節 計画の目的と構成	3
第2節 各機関の役割と業務大綱	9
第3節 町の概況	19
第4節 利府町を取り巻く地震・津波環境	23
第5節 対象とする地震・津波	27
第2章 風水害等災害予防対策	29
第1節 風水害等に強い町土づくり	31
第2節 都市の防災対策	41
第3節 建築物等の予防対策	42
第4節 ライフライン施設等の予防対策	44
第5節 防災知識の普及	49
第6節 防災訓練の実施	56
第7節 地域における防災体制	59
第8節 ボランティアのコーディネート	63
第9節 企業等の防災対策の推進	66
第10節 情報通信網の整備	69
第11節 職員の配備体制	72
第12節 防災拠点等の整備・充実	78
第13節 相互応援体制の整備	80
第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備	83
第15節 緊急輸送体制の整備	88
第16節 避難対策	91
第17節 避難受入れ対策	100
第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保	107
第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	110
第20節 複合災害対策	116
第21節 災害廃棄物対策	118
第22節 災害種別毎の予防対策	120
第3章 風水害等災害応急対策	129
第1節 防災気象情報の伝達	131
第2節 情報の収集・伝達	140

第3節	通信・放送施設の確保	145
第4節	災害広報活動	147
第5節	防災活動体制	149
第6節	警戒活動	156
第7節	水防活動	157
第8節	相互応援活動	166
第9節	災害救助法の適用	169
第10節	自衛隊の災害派遣	172
第11節	救急・救助活動	176
第12節	医療救護活動	178
第13節	交通・輸送活動	181
第14節	ヘリコプターの活動	186
第15節	避難活動	188
第16節	応急仮設住宅等の確保	200
第17節	相談活動	204
第18節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	206
第19節	愛玩動物の収容対策	209
第20節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	210
第21節	防疫・保健衛生活動	216
第22節	遺体等の捜索・処理・埋葬	219
第23節	災害廃棄物処理活動	221
第24節	社会秩序の維持活動	223
第25節	教育保育活動	224
第26節	防災資機材及び労働力の確保	228
第27節	公共土木施設等の応急対策	230
第28節	ライフライン施設等の応急復旧	234
第29節	農林水産業の応急対策	238
第30節	二次災害・複合災害防止対策	240
第31節	応急公用負担等の実施	242
第32節	ボランティア活動	245
第33節	海外からの支援の受入れ	248
第34節	災害種別毎応急対策	249
第4章	災害復旧・復興対策（各編共通）	259
第1節	災害復旧・復興計画	261
第3節	住宅復旧支援	269
第4節	産業復興の支援	271
第5節	都市基盤の復興対策	272
第6節	義援金の受入れ	274

第7節 激甚災害の指定.....	275
第8節 災害対応の検証.....	277

第1章 総 則（各編共通）

第1節 計画の目的と構成

利府町では、昭和58年4月27日の大規模な山林火災や、昭和61年8月5日の台風10号による豪雨災害などの災害を経験しており、今後も、台風や豪雨などによる水害又は土砂災害の発生が予想される。また、近年、全国的に増加している竜巻、宮城県内に分布している活火山の噴火、放射性物質の飛来など、これまでに経験のない災害が発生する可能性がある。

これらの災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害を最小限に抑えられるよう、可能な範囲で様々な対策を組み合わせ、地域で生活するあらゆる力を結集し、災害に備えるものとする。

さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波（以下、「東日本大震災」という。）は、人知を超えた猛威をふるい、宮城県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。

本町においても、死者11名、負傷者4名の被害者をだし、都市基盤や建築物等への被害も各地で発生した。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、避難情報の発令、強い揺れや長い揺れを感じた場合、津波警報等が発表された場合等に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、風水害や、地震・津波災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えていく。

第1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある風水害や大規模地震・津波等の災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき利府町の地域に係る防災対策に関し、町及び県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め必要な体制を確立することにより、風水害、地震・津波等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土及び町民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模な災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模な災害に至らない場合であってもこの計画を準用しながら対処する。

また、地震、津波災害対策計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づく利府町地域防災計画の「第1編 風水害等災害対策編」、「第2編 地震災害対策編」、「第3編 津波災害対策編」、「第4編 原子力災害対策編」として、利府町防災会議が策定する計画であり、利府町の地域における風水害、地震・津波災害等の防災対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき風水害、地震・津波災害等の防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。

町では、風水害、地震・津波災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして県や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより風水害、地震・津波災害等の防災対策を推進する。

さらに、防災機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3 計画の修正

1 修正の概要

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、風水害、地震・津波防災対策の確立に万全を期す。特に、東日本大震災後の災害対策基本法の改正等を背景とした平成26年3月の修正においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、以下の方針に基づいて大規模な見直しを行った。

2 見直し方針

(1) 東日本大震災等自然災害の教訓の反映

東日本大震災は、沿岸部における津波被害を中心に、広い地域に甚大な被害をもたらした。また、令和元年東日本台風では、宮城県内で河川の氾濫や堤防の決壊による浸水害が多く発生した。

本町は、これら自然災害の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、町民の生命、身体及び財産を風水害・地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせる町土づくりを進める。

(2) 県の検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられている。また、令和元年度東日本台風では、10月一か月分の平年値の2～3倍の雨量が観測され、大雨特別警報が発表された。これら自然災害から得られた教訓や課題のほか、「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」や「令和元年度東日本台風－宮城県の災害対応の記録とその検証－」の結果を踏まえた県地域防災計画より、幅広く検討し、修正可能なものから見直すものとした。

(3) 県の地域防災計画の修正内容の反映

避難勧告・避難指示の一本化等、避難情報の見直しや県の地域防災計画の修正を踏まえ、その修正内容を検討し、本町の特徴を踏まえ、修正可能なものから、本編の見直しに反映した。

また、災害時における新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症対策を踏まえた修正等の見直しを行う。

（４）津波対策の強化

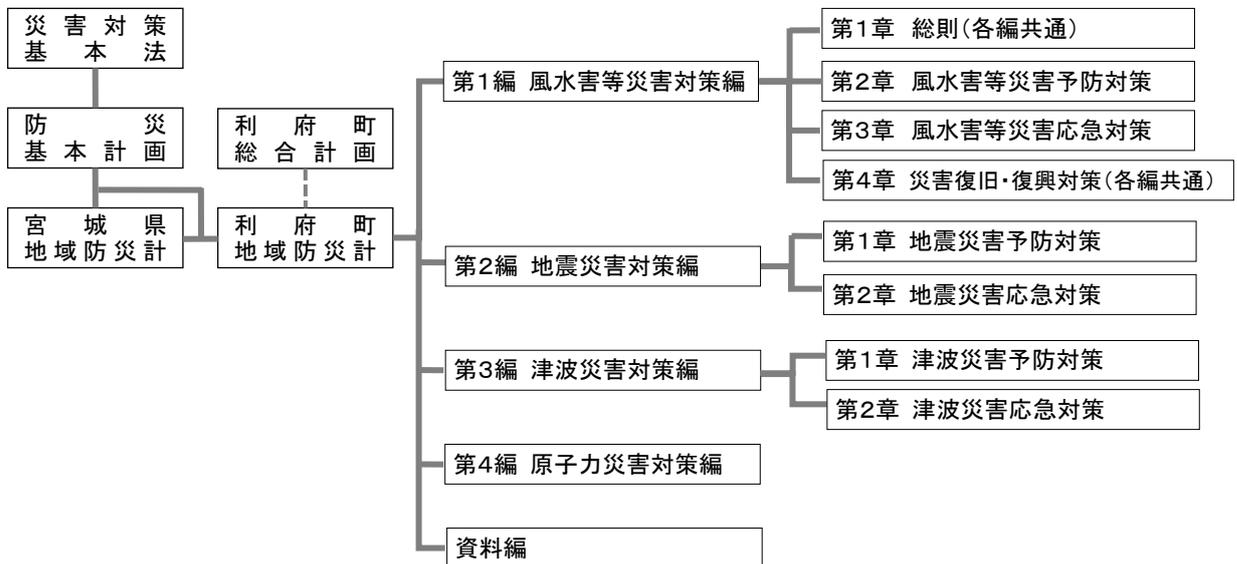
地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、東日本大震災においては津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用する。

なお、令和4年5月には「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいた新たな津波浸水想定が公表された。本計画においては新たな津波浸水想定も踏まえて見直しを図る。

第4 計画の構成

1 本計画は、本編（風水害等災害対策編）と地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編及び資料編で構成する。

2 各編の構成は、次のとおりとする。



〈計画の位置づけ及び構成〉

第5 基本方針

町は、「安心・安全に暮らせる環境づくり」を目指して、消防体制や防災機能の強化を図るとともに、あらゆるリスクに強くしなやかに対応できる、以下の取り組みを推進する。

1 「減災」に向けた対策の推進

これまでに町内で発生した災害や、他地域で発生した災害等の教訓や、東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、耐震化や海岸保全施設等の等のハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。

町は、海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。

そのため、大津波警報、津波警報、津波注意報（以下「津波警報等」という。）等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的な津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

4 大規模災害発生時における広域応援体制の充実・強化

町は、これまでに町内で発生した災害や、他地域で発生した災害等の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、町、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制を構築するほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

5 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害時においては、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

6 自助・共助による取り組みの強化

大規模災害時に町民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、町民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、町、県及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取り組みを強化するとともに、町住民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

7 二次災害の防止

大規模災害時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震・津波災害等による建築物、構造物の倒壊、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等（火山災害においては火山活動状況の監視、観測施設等を含む。）に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

8 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化や津波による危険の著しい区域については、建築物の耐浪化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備える広域処理体制を確立する必要がある。

9 要配慮者対応

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難場所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

10 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害発生時においては、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難情報を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

また、効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

11 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

12 多様な主体の参画による防災対策の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

また、町及び県は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

13 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 各機関の役割と業務大綱

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互協力する。

第1 組織

1 利府町防災会議

利府町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく利府町防災会議条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

【資料 1-1】 利府町防災会議条例

【資料 1-2】 利府町防災会議規程

【資料 1-3】 利府町防災会議構成員

2 利府町災害対策本部

町内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある（以下「災害時」という。）場合は、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部及び関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織、職員の動員、運営等については、資料編の資料 1-4～1-7 により定める。

【資料 1-4】 利府町災害対策本部条例

【資料 1-5】 利府町災害対策本部運営要綱

【資料 1-6】 利府町災害対策本部活動要領

【資料 1-7】 利府町災害対策警戒配備要領

第2 各機関の役割

1 利府町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を風水害、地震・津波災害から保護するため、県及び防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

消防法に基づく消防活動を実施する場合は、町消防団及び塩釜地区消防事務組合消防本部（以下、消防本部という。）がこれに当たる。

3 県

県は自ら防災活動を実施し、町や指定地方公共団体等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるように協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町、県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

7 町民

町民一人ひとりには、「自らの命は自らが守る」ということを基本に、風水害、地震・津波等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で風水害、地震・津波等の災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。

また、3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救急・救助活動への協力など、それぞれの立場において防災・減災に寄与するように努める。

さらに、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

8 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための業務継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第3 防災関係機関の業務大綱

1 町及び町関連機関

機 関	役割と業務大綱
利 府 町	(1) 利府町防災会議及び町災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 (6) 避難情報の発令並びに指定避難所等の開設 (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (9) 水、食料その他物資の備蓄確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施

機 関	役割と業務大綱
	(11) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (12) 幼稚園、保育園、小・中学校の応急教育・保育対策 (13) ボランティアによる防災活動の環境整備 (14) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務 (15) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (16) 防災に関する調査研究及び対策の検討
利 府 町 教 育 委 員 会	(1) 町立学校・幼稚園（以下「学校等」という。）設備等の災害対策 (2) 町立学校等の幼児、児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）の安全対策 (3) 町立学等の教育活動の応急対策 (4) 社会教育・社会体育施設等の災害対策及び文化財の災害対策 (5) 避難所の開設の支援
利 府 町 消 防 団	(1) 災害の予防及び防ぎよ活動 (2) 災害情報の収集・伝達 (3) 警戒・警報等の広報・伝達 (4) 災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動

2 一部事務組合等

機 関	役割と業務大綱
塩 釜 地 区 消 防 事 務 組 合	(1) 消防計画の策定に関すること (2) 災害情報等の収集及び広報に関すること (3) 災害の防ぎよ、警戒及び鎮圧に関すること (4) 要救助被災者の救出及び救助に関すること (5) 傷病者の救出及び搬送に関すること (6) 危険物の保安及び応急対策に関すること (7) その他災害対策上必要と認める事務又は業務に関すること (8) 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関すること (9) その他災害に係るし尿処理に関すること
宮 城 東 部 衛 生 処 理 組 合	(1) 一般廃棄物（ごみ）となる災害廃棄物の処理に関すること (2) その他災害に係る一般廃棄物（ごみ）の処理に関すること

3 宮城県の機関

機 関	役割と業務大綱
宮 城 県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集、伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保

機 関	役割と業務大綱
	<ul style="list-style-type: none"> (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置
仙台地方振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防、災害応急対策等の通信情報対策 (2) 町が実施する災害予防、災害応急対策等業務の連絡調整 (3) 農業災害における自作農維持資金（災害分）の融資事務 (4) 農林災害における農林金融対策 (5) 食料対策 (6) 農業施設の災害予防、災害復旧指導及び災害復旧工事の施工 (7) 災害時における漁港対策 (8) その他県が行うべき災害予防、災害応急対策等
塩釜県税事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税の措置に関すること (2) 要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援に関すること
仙台保健福祉事務所 （塩釜保健所）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助法に基づく救助事務 (2) 災害時における保健衛生活動 (3) その他生活福祉対策 (4) その他災害時の保健衛生
仙台土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策 (2) 土砂災害危険箇所の情報収集及び予防措置並びに災害復旧工事の施工 (3) 市町村に対する災害復旧の技術指導及び支援 (4) 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供
仙台教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文教施設に関する被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供 (2) 児童、生徒、教員の避難状況の情報報告 (3) その他仙台教育事務所が所管する防災に関すること
宮城県中南部 下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管する幹線管渠等の防災対策及び復旧対策 (2) その他関連する業務等における防災対策及び復旧対策 (3) 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供
仙 台 地 方 ダム総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) ダム施設等の整備及び防災管理 (2) ダム施設における通信及び災害復旧対策
仙 南 ・ 仙 塩 広域水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管する水道施設の防災対策及び復旧対策 (2) 災害復旧に備えた資機材の備蓄 (3) 被害状況の連絡、給水停止及び災害復旧に関する情報提供

4 警察機関

機 関	役割と業務大綱
塩 釜 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・調査 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

5 指定地方行政機関

機 関	役割と業務大綱
東 北 管 区 警 察 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整 (5) 津波予報の伝達
東 北 総 合 通 信 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放送・通信設備の耐災性確保の指導 (2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
東 北 財 務 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東 北 厚 生 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
宮 城 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止の監督指導 (2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第 88 条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 (3) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えいの事故の確認 (4) 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い (5) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 33 条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理及び過重労働防止の指導
東 北 農 政 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設及び農地保全施設に対する防災対策及び指導

機 関	役割と業務大綱
	(2) 農地・農業用施設、農地保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局	(1) 山火事防止対策 (2) 災害時復旧用材(国有林材)の供給 (3) 林道の適正な管理
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧 (2) 災害時における復旧用資機材・生活必需物資及び燃料等の需給対策 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部 東北支部	(1) 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 (3) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導
東北地方整備局 仙台河川国道事務所	(1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 (2) 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 (3) 直轄道路の災害応急復旧工事の実施 (4) 直轄道路の交通確保 (5) 直轄道路災害復旧事業の実施 (6) 港湾施設等の整備 (7) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 (8) 港湾施設の災害復旧事業の実施
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局 仙台空港事務所	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助
国土地理院 東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること (2) 復旧測量等の実施に関すること
仙台管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機 関	役割と業務大綱
第二管区海上保安本部 宮城海上保安部	(1) 災害予防 ア 防災訓練に関する事項 イ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項 ウ 調査研究に関する事項 (2) 災害応急対策 ア 警報等の伝達に関する事項 イ 情報の収集に関する事項 ウ 活動体制の確立に関する事項 エ 海難救助等に関する事項 オ 緊急輸送に関する事項 カ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項 キ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項 ク 流出油等の防除に関する事項 ケ 海上交通安全の確保に関する事項 コ 警戒区域の設定に関する事項 サ 治安の維持に関する事項 シ 危険物の保安措置に関する事項 (3) 災害復旧・復興対策
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに救護支援を実施
東 北 防 衛 局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 (3) 原子力艦の原子力災害に関する速報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

6 自衛隊

機 関	役割と業務大綱
陸 上 自 衛 隊 第 22 即応機動連隊	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動

7 指定公共機関

機 関	役割と業務大綱
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 北海道東北グループ	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報

機 関	役割と業務大綱
	(4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画，応急対策計画，災害復旧計画等の支援
日本赤十字社 宮城県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	(1) 気象予報・警報、災害情報等の放送
東日本高速道路 株式会社東北支社	(1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施
日本郵便株式会社 東北支社 (利府郵便局)	(1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
東北電力株式会社 宮城支店 東北電力 ネットワーク株式会社 宮城支社	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
日本通運株式会社 仙台支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社 (岩切駅)	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査，把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動
日本貨物鉄道 株式会社東北支社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
東日本電信電話株式会社 宮城事業部	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保

機 関	役割と業務大綱
	(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
K D D I 株 式 会 社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止 (2) 災害時における通信の確保 (3) 電気通信設備の復旧
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	(1) 災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等

8 指定地方公共機関

機 関	役割と業務大綱
塩釜ガス株式会社	(1) ガス施設の防災対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
一般社団法人 宮城県LPガス協会	(1) 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人 宮城県トラック協会	(1) 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
公益社団法人 宮城県バス協会	(1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達
東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台	(1) 災害情報等の放送
公益社団法人 宮城県医師会	(1) 災害時における医療救護活動
一般社団法人 宮城県歯科医師会	(1) 避難所における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認
一般社団法人 宮城県薬剤師会	(1) 災害時における医薬品の管理と供給
一般社団法人 宮城県建設業協会	(1) 災害時における公共施設の応急対策への協力

機 関	役割と業務大綱
宮 城 県 道 路 公 社	(1) 有料道路等の維持管理 (2) 有料道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施

9 公共的団体及び防災上重要な施設

機 関	役割と業務大綱
利府町社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアセンターの設置に関すること (2) 災害時におけるボランティアの受入に関すること
仙台農業協同組合利府支店	(1) 農地、農業用施設に対する防災対策に関すること (2) 災害復旧資金の融資及び資材のあっ旋に関すること (3) 災害に関する情報提供に関すること。
漁 業 協 同 組 合 (須賀、浜田地区) (塩竈市漁業協同組合、 宮城県漁業協同組合 塩竈市第一支所)	(1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること (2) 漁業被害調査及び応急対策の実施協力に関すること (3) 災害に関する情報提供に関すること。
利 府 松 島 商 工 会	(1) 災害時における生活必需品物資等の需給対策に関すること。 (2) 商工業の被害調査及び災害復興資金の融資のあっ旋に関する こと
東日本旅客鉄道株式会社 新幹線総合車両センター	(1) 施設等に関する防災対策に関すること。 (2) 災害発生時の避難誘導対策に関すること。
仙 台 市 ガ ス 局	(1) ガス供給施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止 (3) 災害時におけるガスの供給確保 (4) その他仙台市ガス局が行う防災に係る事務 (5) 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供
利 府 町 内 の 病 院 等 医 療 機 関	(1) 災害時における病院等の応急措置に関すること
大 規 模 商 業 施 設	(1) 消防計画及び予防規程に基づく災害の防止に関すること (2) 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保と被害拡大の防止 に関すること (3) 災害時における生活必需品物資等の需給対策に関すること (4) その他防災に係る事務又は業務に関すること
ホテル、社会福祉施設	(1) 消防計画及び予防規程に基づく災害の防止に関すること。 (2) 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保と被害拡大の防止 に関すること。 (3) その他防災に係る事務または業務に関すること

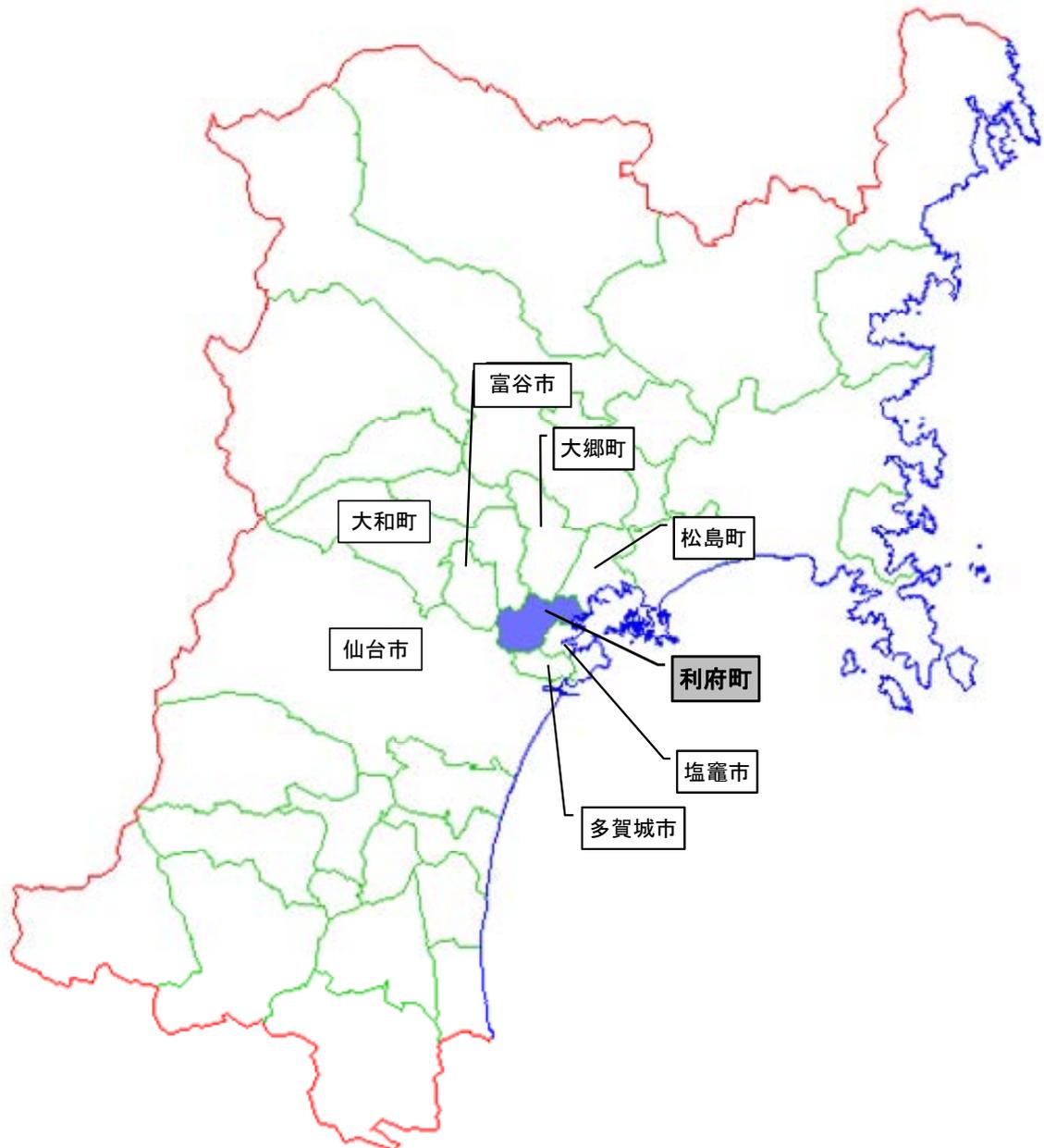
第3節 町の概況

第1 位置

本町は、北緯 38 度 19 分、東経 140 度 58 分（町役場所在地）にあり、東北地方の中核都市である仙台市に隣接し、本県のほぼ中央に位置している。

本町東部の浜田、須賀地区は、太平洋（松島湾）に面し、北部は、黒川郡大郷町並びに大和町、西部は富谷市、南西部は仙台市、南部は、多賀城市、塩竈市、北東部は、松島町に隣接している。

<利府町の位置>



本町東部の浜田、須賀地区は、太平洋（松島湾）に面しており、海岸線の総延長は 9.9 km（島を含む）となっている。湾状は島を有するリアス式であり、主として浅海漁場として活用され、浜田・須賀のそれぞれの地区に漁港が設けられている。

第2 地勢

1 地形、地質

町の総面積は、44.89k m²、東西が約12km、南北が約7kmの広がりを持ち、東西に長い地形となっている。北東部は標高が100～200mの山地・丘陵地、東部は畑、中央部は水田が広がっている。

本町の地質は、三畳系の地層を基盤として、その上部に第三系の地層が覆い、低地部ではさらに第四系の沖積地堆積物が覆い形成されており、赤沼周辺に三畳系利府層の地層が露出している。

第三系の地層に限ってみると、中新統の網尻層が海岸線に分布し、その内陸側に塩釜集塊岩が分布している。

このように第三系層は、しらかし台、菅谷台団地周辺や沿岸部の比較的標高の高い山地、丘陵地部に分布し、第四系層は、新幹線車両基地周辺など山地、丘陵地間の低地に分布している。

2 河川及び湖沼

河川は、町中心部を砂押川が流れている。このうち、砂押川の支流は勿来川、藤田川、榎川、横枕川等となっている。

湖沼は、29箇所の農業用ため池等があり、遊水池、農業用水として管理されている。

3 海岸

本町東部の浜田、須賀地区は、太平洋（松島湾）に面しており、海岸線の総延長は9.9km（島を含む。）となっている。湾状は、島を有するリアス式であり、主として浅海漁場として活用され、浜田・須賀のそれぞれの地区に漁港が設けられている。

4 気象

本町は、県平野部のほぼ中央に位置し、半盆地状をなしているが、南西部は仙台湾に向かって開けている。気象庁の塩釜地域気象観測所における年平均気温は、11.8℃、年平均風速は2.3m/s、年降水量は1175.0mmとなっている（平年値：統計期間1991年～2020年）。

本町近傍の塩釜地域気象観測所（アメダス：気象庁）における2010年～2022年の観測データ及び平年値（1991年～2020年）は次頁（1）の表のとおりである。

日本への台風の接近は年当たり10回を超え、そのうち東北地方接近は2.6回ほどで、8月に最も多くの台風が近づき、最近は上陸する台風も増加している。

（1）本町近傍の気象庁塩釜地域気象観測所（アメダス）の気象

年	平均気温(℃)	最高気温の平均(℃)	最低気温の平均(℃)	降水量の合計(mm)	日最大降水量(mm)	平均風速(m/s)	最大風速(m/s)	最多風向	日照時間(時間)
2010	12.2	16.3	8.9	1359.5	90.0	2.3	13.4	北北西	1836.3
2011	11.8	16.0	8.4	1105.5	236.5	2.4	13.4	北西	1901.0
2012	11.5	15.6	8.4	1049.5	79.5	2.5	15.3 [*]	北西	1868.9
2013	11.6	15.6	8.3	1074.0	87.5	2.4	15.0	北西	1834.9
2014	11.8	16.0	8.4	1141.0	97.0	2.5	12.0	北西	2050.0
2015	12.6	16.8	9.2	1104.5	67.5	2.6	12.8	北西	2063.4
2016	12.5	16.6	9.1	1004.5	83.0	2.5	12.8	北西	1895.5
2017	11.9	16.0	8.5	1146.0	95.5	2.4	15.3	北西	1897.7
2018	12.6	16.8	9.0	1016.5	44.0	2.5	15.3	北北西	1953.1
2019	12.6	16.8	9.1	1243.5	210.5	2.5	12.5	北西	2019.7
2020	12.8	16.8	9.5	1153.5	76.0	2.4	14.6	北西	1772.3
2021	12.8	17.0	9.3	1080.0	56.0	2.5	15.3	北西	1684.7 [*]
2022	12.6	16.9	9.1	1187.0	111.5	2.4	12.5	北西	1953.0
平年値(1991年～2020年)	11.8	15.9	8.4	1175.0		2.3		北西	1871.3

※資料不足値：統計を行う対象資料が許容範囲（全体数の20%）を超えて欠けている。

（2）台風の東北地方への接近数

2010年～2021年の過去12年間に、東北地方に接近した台風の数下表のとおりである。

なお、台風の中心が青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県のいずれかの気象官署等から300km以内に入った場合を「東北地方に接近した台風」としている。

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2010								1		1			2
2011									1				1
2012						1			1	1			2 [*]
2013									1	2			3
2014							1	1		2			4
2015													0
2016								4					4
2017							1	1	1	1			4
2018								2	1	1			4
2019						1		1	1	1			4
2020													0
2021							1	1		1			3
平均	-	-	-	-	-	0.2	0.3	0.9	0.5	0.8	-	-	2.6

※接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

5 人口・世帯数

令和2年10月1日現在の国勢調査によると、本町の総人口は35,182人、世帯数は12,538世帯である。平成27年の国勢調査に比べると、人口総数は653人減で1.8%減少し、世帯数は347世帯増加している。

また、老年人口（65歳以上）は、構成比24.7%と高齢化が進んでいる。

令和2年10月1日現在の本町の外国人は120人となっている。

6 土地利用

本町の令和4年における地目別面積の構成比を見ると、山林が40.6%、次いでその他24.9%、宅地12.3%、田・畑等10.4%、雑種地10.0%となっており、町域の4割以上が山林となっている。

また、平成24年から令和4年の20年間での地目別面積（各年1月1日現在）の増減を見ると、面積が増加した地目は、その他地目を除けば宅地58haが多く、最も減少した地目は田・畑61.8ha、次いで山林38.1haとなっており、山林や、田・畑地の都市化開発が進行してきている。

7 交通

（1）道路

国・県道は、国道1路線、県道は7路線、有料道路2路線の計10路線、延長47,413mが整備されている。

東部の浜田・須賀地区には、国道45号が、また仙台市と石巻市や三陸沿岸を結ぶ主要道路としての県道仙台松島線が町の中心部を横断している。県道仙台松島線と並行して三陸自動車道が通っており、仙台市への通勤通学、物流の大動脈として多くの自動車が往来している。三陸自動車道は利府ジャンクションで仙台北部道路となり、仙台空港や仙台塩釜港から宮城県内陸部や岩手県、秋田県の内陸部への物流ルートとして重要な役割を果たしている。また町内を南北に結び横断する塩釜吉岡線も内陸部へのルートとして多くの自動車が往来しており、交通の要衝となっている。

町道（1・2級）は、合計で25路線、延長31,687mとなっており、これら町道の主要路線の整備状況は、ほぼ改良整備が行われ幹線道路とのアクセス整備が推進されている。

（2）鉄道

鉄道については、JR東北本線、JR仙石線の2路線があり、東北本線にはJR利府駅・新利府駅、仙石線には陸前浜田駅が設置され、仙台市や周辺市町への利便性の向上が図られている。

第4節 利府町を取り巻く地震・津波環境

第1 利府町周辺の活断層

宮城県では、平成7年度～11年度に長町－利府線断層帯における活断層調査を行っている。この活断層調査では、活断層の活動の時期や想定される地震の規模の把握のために、地表地質踏査、反射法地震探査、ボーリング調査、トレンチ調査を行い、活断層の位置、長さ、活動履歴等について調査を行っている。これらの調査結果の概要をまとめると以下のとおりである。

長町－利府線断層帯は、長町－利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層及び円田断層を一括して総称した呼び名で、仙台市の市街地中心部を北東－南西方向に約21kmにわたり連続している。長町－利府線は深部で北西傾斜の断層構造を示し、浅部では地層の撓曲構造を示す。一方、副次的な断層である大年寺山断層は浅部で南東傾斜の逆断層として認められる。長町－利府線は名取川付近の南西方に位置する坪沼断層と連続する可能性は低いと考えられ、約7,300年前以後と約2,500～2,800年前以後の計2回にわたり、活動した可能性が推定されている。

【利府町周辺の活断層とその特色】

断層名（注1）	確実度（注2）	長さ（km）	活動度（注2）
①長町－利府線断層	I	12	B
②大年寺山断層	I	8	B
③鹿落坂断層	I	3	C
④坪沼断層	I	5	B
⑤円田断層	II	10	B

（活断層研究会編「新編 日本の活断層」より引用）

（注1）活断層の番号は、下図の活断層分布図の番号を示す。

（注2）確実度と活動度について、日本では次のランクに分けている。

確実度 I：活断層であることが確実なもの

II：活断層であると推定されるもの

III：活断層の可能性のあるもの

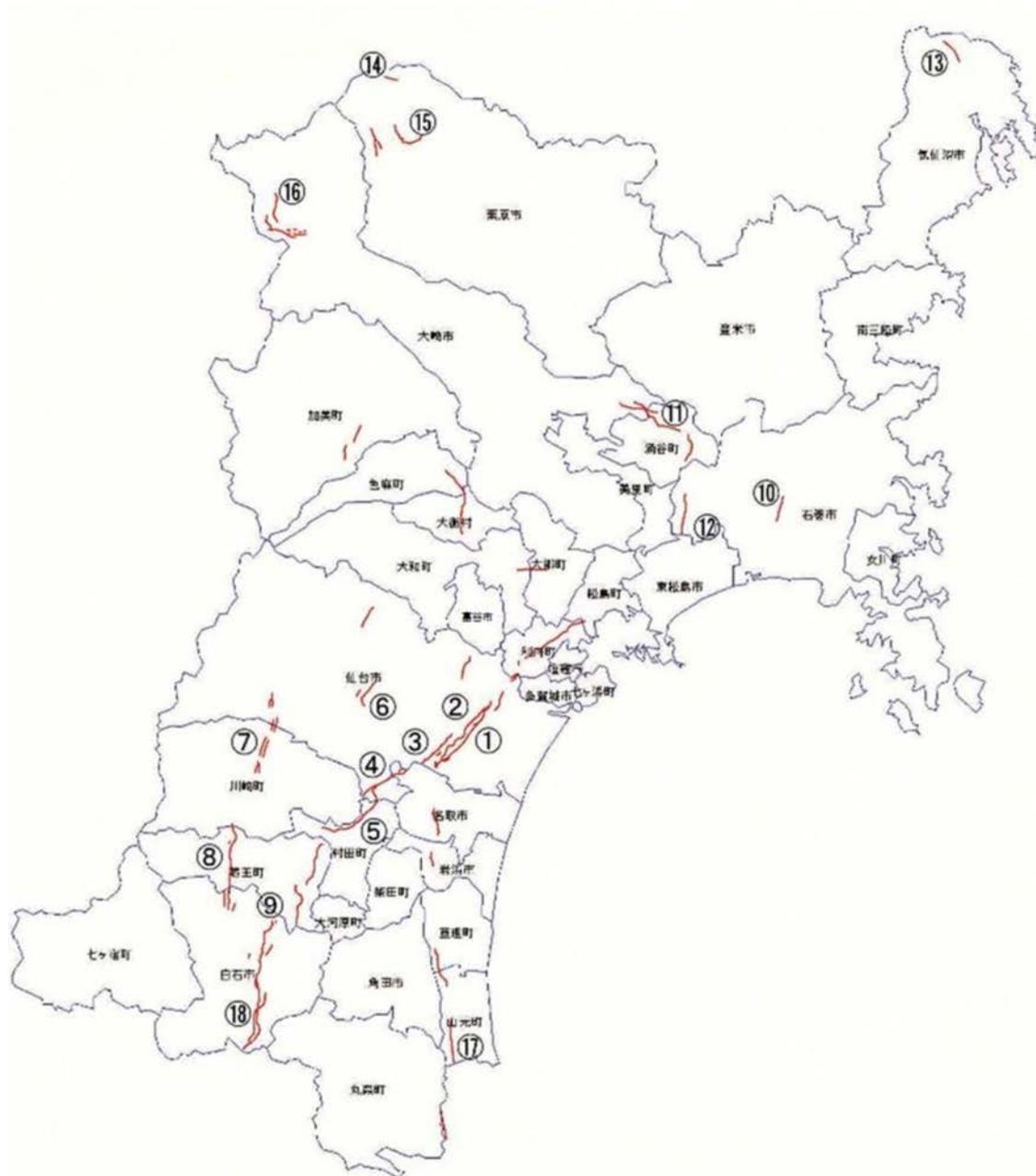
活動度 A：第四紀の平均変位速度 1～10m／千年

B： 〃 0.1～1m／千年

C： 〃 0.01～0.1m以下／千年

【 利府町付近の活断層分布図 】

番号は前表の活断層一覧に対応



第2 宮城県内の地震・津波観測体制

昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。

その後、地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等（87箇所）が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等（17基）が設置されている。

国においては、平成14年度から平成16年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成18年度から平成21年度

にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や津波警報等の更新及び沖合の津波観測に関する情報の迅速化や精度向上が図られている。

防災対策上、地震等観測体制の強化は、重要であることから、県は関係機関と密接に連携した対応を図っており、本町では、塩釜地区消防事務組合を主管として塩釜地区管内に潮位計3箇所を設置し、観測を実施し、常時潮位の変動等を把握できる体制となっている。

なお、国の中央防災会議においては、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の各地震対策大綱を、平成26年3月、「大規模地震防災・減災対策大綱」に一本化し、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめ、今後発生するおそれのある大規模地震に対する防災・減災対策が図られている。

第3 宮城県の地震・津波被害

本町における地震・津波災害は、東部の浜田・須賀地区が松島湾に接しているため、昭和35年5月24日早朝来襲したチリ地震津波により、沿岸地帯の民家、漁船、海上浅海養殖施設等に甚大な被害をもたらした。

また、昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震においては、町全域にわたり、負傷者16名を含む建築物、公共土木施設等に甚大な被害を被ったが、死者及び津波の来襲がなかったことは不幸中の幸いであった。

最近では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、地震・津波の大規模な被害が東日本全体を覆い、史上まれにみる大規模災害となった。

本町においては、死者12名、重傷者4名のほか、建築物や構造物等に甚大な被害を受け、浜田・須賀地区で最大浸水高は3.1m、浸水面積は14haの津波被害を被った。

■災害状況（地震・津波）

災害件名 被害区分		昭和35.5.24 チリ地震津波	昭和53.6.12 宮城県沖地震	平成15.7.26 宮城県北部地震	平成23.3.11 東北地方太平洋沖 地震 (東日本大震災)	
震度			M7.4 震度5	震度4	M9.0 震度6弱	
人的被害	死者	—	—	—	11人	
	負傷者	—	16人	1人	4人	
	り災世帯人員	—	855世帯 3,420人	—	—	
建築被害	家屋全(焼)壊		—	—	56棟	
	家屋半(焼)壊		—	5世帯 20人	901棟	
	家屋一部焼(破)損		—	850世帯 3,400人	3,557棟	
	浸水 破損・ 焼損	住家	床上	—	—	45棟
			床下	13世帯52人	—	14棟
		非住家	公共建物	—	—	—
その他一般			—	450棟	—	
公共施設等被害	公共施設		—	4箇所	—	19箇所
	文教施設		—	3箇所	—	11箇所
	漁港施設		—	2箇所	—	2箇所
	商工業施設		—	—	—	—
	道路破損		—	10箇所	—	184箇所
	橋梁破損		—	—	—	—
	道路冠水		—	—	—	—
	がけくずれ		—	3箇所	—	—
	ブロック塀等倒壊		—	33箇所	—	—
	水田、畑、冠水流出等		—	—	—	30箇所
	河川堤防等損壊		—	5箇所	—	—
	上下水道施設		—	4箇所	—	—
	山林原野		—	—	—	—
その他		海上養殖施設 前面流出	329箇所	—	町営住宅23箇所 社会教育施設 6箇所 福祉施設1箇所 児童福祉施設 8箇所	
被害総額		不明	1,298,205千円	—	—	

第4 津波対策の方向性

宮城県一帯は、海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と、津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、町は、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報等の情報収集・伝達の手順、高齢者等避難及び避難指示(以下「避難指示等」という。)の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。

第5節 対象とする地震・津波

本町では、これまで、宮城県が実施した被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、本町のみならず、県全域で甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震・津波対策において想定される地震・津波を新たに設定し、その対策に努める。

第1 想定される地震・津波の設定と対策の基本的考え方

県は、地震・津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を含め、様々な地震・津波を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進することとしている。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、県は、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定することとしている。

町は、県による被害想定や減災目標を基に、減災に向けた施策を策定し、その推進に努める。

なお、施策の立案・推進に際して、東北地方太平洋沖地震による被害状況を参考に、地域による地盤・地質の状況の差異に留意しながら進めていく。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2 想定される地震・津波の考え方

1 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

2 想定される津波の考え方

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段をつくした総合的な津波対策を確立する。

(2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

（3）津波地震や遠地津波

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対し、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」と同様、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

第3 地震・津波被害想定について

宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和59年度から昭和61年度までの第一次から平成14年度から平成15年度までの第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。

第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。

被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施ができなくなり、中断することとなった。

第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了する見込みである。

第2章 風水害等災害予防対策

第1節 風水害等に強い町土づくり

■実施機関及び担当業務

事項	担当 (部, 課, 室, 局等)	担当業務
第1 水害予防対策	総務部危機対策課	・水位、気象情報の収集 ・水防対策計画の作成
	都市開発部施設管理課 経済産業部農林水産課 上下水道部上下水道課	・水害（河川、海岸）予防対策 ・内水予防対策
	経済産業部農林水産課	・水害（ため池、保安林）予防対策
第2 高潮、波浪等災害 予防対策	総務部危機対策課	・潮位観測体制の確立 ・沿岸部住民に対する防災広報施設の整備促進
	都市開発部都市整備課	・海岸保全事業の推進
第3 土砂災害予防対策	総務部危機対策課	・土砂災害の啓発活動、警戒避難体制の構築、
	都市開発部都市整備課	・土砂災害対策事業の推進
	経済産業部農林水産課	・山地災害対策の推進
第4 地盤沈下災害 予防対策	総務部危機対策課	・地盤沈下災害予防対策の推進
第5 風雪害予防対策	都市開発部施設管理課	・風害及び豪雪に伴う道路交通障害等予防対策
	総務部危機対策課	・積雪時における家屋安全確保体制の構築
第6 農林水産業災害 予防対策	経済産業部農林水産課	・農地、農業用施設の災害の防止

第1 風水害に強いまちづくり

1 風水害に強いまちの形成

町及び国、県は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

また、町及び国、県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。町及び県は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

町及び国、県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 災害危険区域の指定等

町及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進を検討するにあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

3 予測、観測の充実・強化等

町及び国、県は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

4 生活防災緊急対策

町及び県は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

第2 水害予防対策

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

1 現況

(1) 河川

本町の河川は二級河川である砂押川、その支流の勿来川等3つの河川のほか町所管の普通河川横枕川、種捨川等の中小河川を有し、その総延長は18.6kmとなっている。

特に砂押川は、林野火災以後、災害関連緊急治山工事で治山ダム等が建設され、又、隣接するしらかし台団地、青葉台団地には専用の調整池が設けられている。主要流域の災害復旧改修がなされたとはいえ、大雨時における急激な増水溢水の危険性を有している。

勿来川については、砂押川をはるかに上回る広大な集水面積を有しているほか、新たにしらかし台団地に隣接する花園、青山団地が開発され、出水防止用調整池が整備された。また、洪水調整、流水の正常な機能維持と水道用水の供給を図るため勿来川の上流域に昭和63年から惣の関ダムの建設が始まり、平成12年に完成した。

(2) ため池

本町には、農業用水を確保するため、大小合わせて、多数のため池があり、このうち15箇所が防災重点農業用ため池となっている。

しかし、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然条件の変化によって堤体、洪水吐、取水施設等が脆弱体化しているのが現状である。

いったん、豪雨、地震により堤体が決壊した場合、被害は、人命にまで及ぶおそれがあり、事前に対策を講じる必要がある。

【資料2-1】農業用ため池（防災重点ため池選定含む）一覧表

(3) 農業用河川工作物

本町では農業用用水を河川に依存しており、中小河川には頭首工をはじめ樋門、水門など農業用水施設が設置されている。これらの河川工作物の中には河川法制定以前の古くから設けられているものが数多くあり、洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、事前に対策を講じ、整備補強する必要がある。

2 水害予防対策の事業計画概要及び整備状況

(1) 河川改修事業

二級河川等については、河川管理者において河川改修及び護岸工事がほぼ完了しているが、町は、今後も河川管理者と連携を図りながら、主要河川の増水による被害の軽減を図ることはもとより、予防対策として常時河川堰及び水門の適正な管理運用並びに、河川水路のしゅんせつ改修等を実施するなど、予防事業及び施設の整備を行う。

(2) ため池等整備事業

1) ため池整備事業

町は、農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池管理者と連携を図りながら、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

2) 農業用河川工作物応急対策事業

町は、構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(3) 保安林整備事業

本町には、484ha が指定を受けており、県が事業主体として水源かん養林又は災害防止林の造成に関する治水工事を実施している。

水源のかん養など保安林の持つ公益的機能の維持・強化の目的から、林床植生の消滅や表土の流出など保安林機能が低下しているものについて、町は県と連携を図りながら改植、補植、本数調整伐を行うほか、必要に応じて排水工等簡易施設を設置するなど森林整備に努める。

3 河川の維持管理

(1) 河川・海岸パトロールの実施

町は、河川・海岸管理者と連携を図りながら、重要水防箇所等水防上重要な河川管理施設、海岸保全施設及び占用工作物の点検等、河川・海岸パトロールを定期的・重点的に実施し、河川及び海岸管理に万全を期する。

【資料 2-2】 利府町重要水防箇所

(2) 河川管理施設の管理

町は河川管理者等と連携を図りながら、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講ずる。

1) 構造の安全

河川管理施設は、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講ずる。

2) 操作規則の制定

次の操作を行う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道、農業排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努める。

ア 流水を調節する施設

イ 流水を分流させる施設

ウ 治水上特に必要な内水排除施設又は高潮等の防止施設若しくは流水調節施設

3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する等の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

ア 流水の占用又は河川区域の土地の占用

イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

ウ 河川における竹木等の流送

4) 水質事故対策

町、県及び東北地方整備局は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

4 気象、水位等の観測

町は、国、県及び仙台管区气象台と連絡を密にし、災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況の把握に努める。又、緊急時に備えるために、町においても、気象用観測装置を設置して観測に努める。

5 水防応急資機材の整備・充実

町は、町が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材を整備する。

6 水防団活性化及び水防協力団体の活用

町は、水防団（消防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、水防管理団体は、NPO、民間企業、行政区等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

7 水防計画

町長は、県水防計画に準拠した次の事項について考慮する。

- (1) 水防活動組織及び活動体制の確立
- (2) 河川管理施設の管理及び操作
- (3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- (4) 水防施設及び水防資機材の整備
- (5) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- (7) 水防活動従事者の安全確保
- (8) 他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者又は下水道管理者の同意及び協力を含む）
- (9) その他水害を予防するための措置

8 洪水浸水想定区域の指定

町は東北地方整備局や県の協力を得て、浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。

(1) 町地域防災計画において洪水予報等の伝達方法を記載すべき施設等

町は、次の施設の名称及び所在地、並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

- 1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるもの
- 2) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものと認める場合

(2) 洪水浸水想定区域の周知

本町の洪水浸水想定区域は、砂押川水系で指定を受けており、町は、住民等に次の事項についてハザードマップ等を使い周知に努める。

- 1) 洪水予報等の伝達方法
- 2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- 3) 洪水に係る避難訓練に関する事項
- 4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- 5) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 6) 洪水浸水想定区域内の大規模工場等の名称及び所在地

【資料 2-3】 利府町洪水浸水ハザードマップ

9 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成

町は、施設管理者と調整の上、農業用ため池について、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成や公表に向けて県の支援を受けながら、関係住民への適切な情報提供を図る。

【資料 2-4】 利府町ため池ハザードマップ

10 大規模氾濫時の減災対策協議会等を活用した連携体制の構築

町は、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード大規模氾濫時の減災対策協議会等・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫時の減災対策協議会等」を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

第3 高潮、波浪等災害予防対策

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

1 現況

本町の海岸線は総延長（島を除く）7.3km に及び、2箇所の漁港とこれらの施設を中心に集落が形成されている。当該海岸線は松島湾の一角を占め災害を受けやすい地形を造っているとともに、環太平洋地震帯に属し、さらには台風の経路として常に高潮、津波災害の危険にさらされており、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。

特に、本町において、高潮波浪が予想される浜田地区海岸は、昭和35年のチリ地震津波においては多数の家屋の浸水、浅海漁業施設の流失等甚大な被害を被った。

昭和45年から3期の5ヶ年計画により海岸を埋立て、漁港岸壁及び防波堤の築造がなされているが、海拔平均2.2mと低地帯のため、その後も高潮等により冠水する現況であった。さらに東日本大震災の影響で地盤沈下が生じ満潮時には漁港区域で冠水するなどの被害が生じていることから地盤のかさ上げ等を行い、被害防止を積極的に図っている。

2 災害の予防対策

町は、高潮災害のおそれのある区域について、沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するとともに、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

(1) 海岸保全事業の施行

高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、町は、施設管理者等と連携を図りながら、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式など、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

(2) 潮位観測体制の確立

気象庁から宮城県に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導の措置が適切に講ぜられるよう潮位観測体制の確立を図る。

○システム～塩釜地区潮位観測システム

(消防本部の監視装置から10秒毎に配信される気圧データ及び海岸3カ所の潮位データを受信し、記録、表示、印字等の処理を行う。)

○潮位観測装置～超音波式潮位観測装置

○観測場所～塩竈市港町1丁目・西埠頭 松島町磯崎漁港 七ヶ浜町花淵浜小浜

通報を受けた町は、潮位の変化によって、沿岸住民への広報伝達・避難の指示等の措置を講じるとともに関係機関に通報する。

さらに、沿岸住民に対し海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。

(3) 沿岸部住民に対する防災広報施設の整備促進

浜田・須賀地区は利府消防署から8～9km、組合消防本部から4～5kmと陸の孤島状をなし、有線電話が途絶えた際の災害緊急広報連絡に時機を失するおそれがあるため、同報系防災行政無線の維持・拡充に努め、緊急事態に対応する。

(4) 防災施設の未整備地区に対する措置

東日本大震災級の津波被害を防止するため、浜田地区においては防潮堤の整備、須賀地区においては防潮水門の整備により、津波の被害防止を図るとともに、予警報発表時における消防団等の警戒巡視を徹底する。

3 海岸保全区域の指定

町は、国、県等と連携し、高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期する。

4 応急資機材の整備等

高潮、波浪等の災害応急資機材の整備は、水防計画に定める。

第4 土砂災害予防対策

町、県及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

1 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握

町は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域の実態を常に把握し、県が実施する基礎調査等に協力するとともに、県が指定した土砂災害警戒区域等を常に把握しておくよう努める。

(2) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるにはまず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

町は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。

さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

(3) 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間になっており、その中でも6月1日～7日は、がけ崩れ防災週間となっている。町は県と連携して特にこの期間に住民に対し次のような広報活動を実施する。

- 1) ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会
- 2) 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布
- 3) 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

(4) 町の役割

町長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

1) 町地域防災計画において定める事項

ア 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達、並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

オ 救助に関する事項

カ 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2) 避難情報の発令基準及び発令対象区域

3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所

4) 上記1) イのほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所等の開設・運営体制、開設状況の伝達方法

- 5) 上記1) エのほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法
- 6) 土砂災害に係る防災意識の向上方法

【資料 2-5】 急傾斜地崩壊危険箇所

【資料 2-6】 土石流危険溪流

【資料 2-7】 土砂災害警戒区域等

2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進

山地災害危険地区は、法に基づき指定される区域（土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域など）とは異なり、調査結果を町に周知することで、自主避難の判断や町の行う警戒避難態勢の確立に資することを目的としている。

このため、町は地域防災計画及び防災ハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れ、山地災害防止の広報活動を実施する。

【資料 2-8】 山腹崩壊危険地区

【資料 2-9】 崩壊土砂流出危険地区

3 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定している。

町は県と連携して、急傾斜地崩壊危険区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、県が実施する危険度の高い箇所からの積極的な防止工事に協力する。

4 砂防施設の整備

県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努めている。また、特に土砂・流木による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を進めている。

町は、これらの事業の実施や、警戒、避難体制の早期確立を図る土砂災害警戒区域等の指定に協力し、土砂災害の防止に努める。

5 治山施設の整備

国及び県は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊などの荒廃危険山地に、土留工、治山ダム等の治山施設を設置し、山腹崩壊等対策や流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進している。

また、保安林のもつ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施している。なお、山地災害危険地区について、現地の状況を踏まえて見直しを進め、町に対して周知される。

町は、大雨などの後には、県、国等と随時連携し、現地調査を実施する。

第5 地盤沈下災害予防対策

町域は、宮城県公害防止条例による地下水採取規制の指定地域となっており、地下水を採取しよう

とする者は新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。揚水設備は構造等基準が設けられ、吐出口の断面積 19 c m²以上の揚水設備を持つ地下水採取者には、採取量の報告を義務づけている。

さらに、地盤沈下の進行状況等に応じて、必要なときは地下水の採取量の削減又は水源の転換を勧告できるとしている。

そのため、町は、関係機関と連携し、届出において揚水設備による採取量の内容の精査及び地下水採取者の採取量報告の徹底化を進め地盤沈下の進行と被害の防止に努める。

第6 風雪害予防対策

本町では、冬は比較的温暖であり過去において雪害による被害は記録されていないが、風害及び豪雪に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、町は、除雪体制の強化、融雪施設の整備、除融雪活動等の総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の被害の軽減を図る。

1 道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。

また、道路管理者は、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。

2 雪害に関する情報伝達

道路管理者は、通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降積雪、気温等の気象状況を収集し、伝達する機器等の整備及び道路利用者へ情報提供する情報板、通信システム等の整備を実施する。

3 除雪体制等の整備

道路管理者は、豪雪害時における道路交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

4 家屋の安全確保

町は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。

さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

5 集中的な大雪時の対応

道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。また、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

第7 農林水産業災害予防対策

1 防災措置等

(1) 農地、農業用施設の災害の防止

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、人命及び公共施設等並びに農地、農業用施設等を防護するため、又、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用た

め池」を中心としたため池や排水機場等の整備を進めるほか、農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を検討する。

1) 避難路や避難地等の確保

ア 避難路等の確保

緊急車両の通行確保のための町道・農道の整備

イ 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

ウ 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

2) 消防用施設の確保

ア 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

イ 防火水槽整備

3) 集落防災設備整備

ア 集落防災設備整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

イ 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備

4) 災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なCATVや防災無線の整備

5) 農業気象対策の推進

農業異常災害対策速報、宮城県農業気象速報等、農業気象対策資料を発行し農業団体等に配布

6) 病虫害防除対策

広域的な防除組織（防除協議会議等）の結成及び一斉防除体制の強化並びに防除器具の整備

7) 防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導の徹底による災害の未然防止

第2節 都市の防災対策

火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
都市開発部	都市整備課	・土地区画整理事業の推進 ・公園施設の整備

第1 市街地再開発事業等の推進

都市再開発法に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

第2 土地区画整理事業の推進

土地区画整理法に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、土地区画整理事業による市街地の整備を推進する。

なお、防災街区の整備のみでは都市防災対策として十分な目的は達せられないため、町は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

第3 都市公園施設

避難路、避難場所、延焼遮断帯又は防災活動拠点としての機能を有する都市公園等の適正な配置及び整備促進を図るとともに、町が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、防災用資機材等災害応急対策に必要な物品を保管する備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。

第3節 建築物等の予防対策

町は、災害による建築物等の被害を防止するため、必要な対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
都市開発部	都市整備課	・特殊建築物、建築設計の防災対策
保健福祉部	地域福祉課 健康推進課	・避難行動要支援者の浸水等風水害対策
教育委員会	生涯学習課	・文化財の防災対策
総務部	危機対策課	・浸水等風水害対策事業の推進 ・落下物の防止対策

第1 防災事業の施行

1 浸水等風水害対策

- (1) 町は、不特定多数の者が使用する施設、学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。
- (2) 町及び施設管理者は、防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。
- (3) 町は、風水害等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建以上にするなど一時避難が可能なよう配慮する。

2 かけ地近接等危険住宅移転事業

かけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

3 特殊建築物、建築設計の防災対策

県は、緊急時に安全な避難ができることを目的に、定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行う。

町は、県と連携し、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。

4 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策

県は、防災避難に関して特に危険性のあるものについては、改善指導を行い、町は危険性の除去に協力する。

- ・特殊建築物とは、劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物。
- ・建築設備とは、換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）。
- ・防火設備とは、随時閉鎖式又は作動できるものに限る。

5 文化財の防災対策

町は県及び国とともに文化財保護のための防災対策に努める。

6 建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強いまちづくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、不燃化促進を図る。

7 落下物の防止対策

町、国、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

大規模な災害の発生により町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化、災害時の復旧体制の整備や資機材の備蓄等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
上下水道部	上下水道課	・水道施設の安全性の向上対策 ・下水道施設の安全性の向上対策
総務部	危機対策課	・ライフライン事業者（電力施設、ガス施設、電信・電話施設）との災害時の連絡調整体制の整備
町民生活部	生活環境課	・廃棄物処理施設の災害予防対策

第1 水道施設

1 水道施設の安全性強化等

- (1) 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設や指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路については、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被害のおそれや過去の被害状況を考慮し、施設の新設、改善等にあわせて計画的な整備を行う。
- (2) 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、飲料水用耐震性貯水槽の整備、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 町は、水道施設の日常の保守点検とあわせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。
- (5) 町は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、主要施設等への非常用自家発電機等の整備に努める。

2 復旧用資機材の確保

町は、水道施設が被災した場合には、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の計画的な備蓄、調達体制の整備に努める。

3 管路図等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

また、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第2 町域内にある他の水道施設

町域内には、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、塩竈市水道部が管理する水道管が埋設されている。

そのため、町は、各水道施設を管理する水道事業管理者に対し、災害時における水道施設の被災を最小限に食い止めるための耐災性の向上と被災した場合に当たって早急な応急復旧体制の確立を要請する。

各水道事業管理者は、水道施設が被災した場合、二次災害の防止を防ぐ上で、早急な応急復旧対策を行う。

1 水道施設の耐災性の確保

町は、町域内に埋設している水道事業管理者に対して、水道施設の新設、改良については、耐災性の確保を要請する。

2 復旧用資機材の整備

町は、町域内に埋設している水道施設が被災した場合を想定し、直ちに復旧活動を行うための「宮城県緊急時対策指針」に基づいた復旧用資材の備蓄を各水道施設管理者に要請する。

3 情報収集システム・監視・制御システムの整備

町域内に埋設している水道施設管理者は、水道施設が被災した場合、二次災害の防止を防ぐため、情報収集システム・監視・制御システムの整備に努める。

第3 下水道施設

下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、宮城県中南部下水道事務所及び町は、下水道施設の整備及び安全性の向上を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

宮城県中南部下水道事務所及び町は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

宮城県中南部下水道事務所及び町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

宮城県中南部下水道事務所及び町は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対応マニュアルの策定、下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第4 電力施設

東北電力ネットワーク㈱は、災害による施設の被害を最小限に抑えるため、計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し対策を実施する。また、停電等に伴う住民への周知、注意喚起の広報体制の充実に努める。

停電時には、町は、町内の病院及び公共施設への優先復旧を東北電力ネットワーク㈱に対して要請する。

第5 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- 1) 消費者全戸への安全器具(ガス警報器、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
- 2) 安全性の確認(チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)
- 3) 埋設管や地下ピット等の各設備の定期点検の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- 4) 周知内容の充実(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯・外国人世帯に対する工夫等)

(2) (一社)宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

【資料2-10】利府町内LPG貯蔵施設一覧

2 都市ガス施設

ガス事業者は、「ガス事業法」(昭和29年法律第51号)等に基づき、災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- (1) 使用者全戸への安全器具(ガス警報器、マイコンメーター等)の設置
- (2) 安全性の向上(ガス導管の地区分割、緊急操作設備の充実等)
- (3) 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- (4) 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

3 広報の実施

町は、ガス事業の管理者等と連携を図りながら、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報に努める。

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者等は、電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町及び県の被害想定を考慮した基幹的な設備の地理的分散、及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みの推進に努める。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

- 1) 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。
- 2) 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。
- 3) 豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。
- 4) 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。
- 5) 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第7 共同溝・電線共同溝の整備

町は、東北地方整備局及び県等の関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性にも考慮する。

第8 廃棄物処理施設

1 処理施設の耐震化等

町及び一部事務組合並びに廃棄物処理業者は、耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む）や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、町及び一部事務組合は、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

町及び一部事務組合の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。

町及び一部事務組合は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

2 処理施設の補修体制の整備

町及び一部事務組合及び廃棄物処理業者は、処理施設において、災害時のBCP（業務継続計画）等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

3 処理体制の整備

町、県及び関係機関は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第5節 防災知識の普及

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与えるなど、防災知識の普及に努める。

また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め自主防災思想の普及、徹底を図る。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・防災知識の普及、徹底 ・防災指導員の養成
	総務課	・災害教訓の伝承
教育委員会	教育総務課	・学校等教育機関における防災教育
	生涯学習課	・社会教育施設の防災知識の普及、徹底
保健福祉部	地域福祉課 健康推進課 新型コロナウイルス対策室	・要配慮者への防災知識の普及、徹底 ・「暴力は許されない」意識の普及、徹底
	子ども支援課	・保育所等における防災教育

第1 防災知識の普及、徹底

1 町職員への防災知識の普及

災害発生時には、町及び防災関係機関は災害対策の中核を担い、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する行動マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。講習又は研修の内容は、次の事項に重点をおく。

- ・初動応急活動の手順等の習熟
- ・防災に関する法令の周知
- ・防災対策、防災組織その他の防災活動の整備体制の周知徹底
- ・家庭及び地域における防災対策

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

1) 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、県及び防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

2) 防災とボランティア関連行事の実施

町及び県は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や危険箇所や指定避難所等をハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 普及・啓発の実施

町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 災害危険性に関する情報<ol style="list-style-type: none">① 各地域における避難対象地区② 孤立する可能性のある地域内集落③ 土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識④ 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識 など2) 避難行動に関する知識<ol style="list-style-type: none">① 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと② 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例③ 各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識 |
|--|

- ④ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑤ 各地域における避難情報の伝達方法など
- 3) 家庭内での予防・安全対策
 - ① 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ② 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ③ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ④ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ⑤ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - ⑥ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ⑦ 出火防止等の対策の内容 など
 - ⑧ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること
- 4) 災害時にとるべき行動
 - ① 近隣の人々と協力して行う救助活動(初期消火、応急救護など)
 - ② 自動車運行の自粛
 - ③ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動
 - ④ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
 - ⑤ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所等での行動 など
- 5) その他
 - ① 正確な情報入手の方法
 - ② 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ③ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の確保
 - ④ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
 - ⑤ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ⑥ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ⑦ 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

1) 要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違い等に十分配慮する。

2) 観光客等への対応

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(6) 災害時の連絡方法の普及

1) 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

2) 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(7) 相談窓口の設置

町は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 関係事業者に対し防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

1) 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配布等を行う。

2) 各種行事を活用して防災関係資料の配布等を行う。

3) 宮城海上保安部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配布等を行う。

4 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

1) ハザードマップの作成・周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

2) ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報掲示

町は、避難場所や避難路・避難階段の位置等を町の至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における災害時の対応の周知

町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすることや、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第2 学校等教育機関における防災教育

- 1 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴、水害・土砂災害のリスクや過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。
- 3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育
 - (1) 児童生徒等に対する防災教育
 - 1) 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
 - 2) 地理的要件など地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。
 - 3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同による避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
 - (2) 指導者に対する防災教育
指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- 4 町及び教育委員会は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。また、自主防災組織の協力のもと、防災マップを作成するなど、自ら危険性を認識する意識の向上に努める。
- 5 町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 6 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

- 7 町及び教育委員会は、各学校等の防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 町及び教育委員会は、生涯学習教育事業の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。

第3 町民の取組

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域での防災訓練に積極的に参加によって、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第4 防災指導員の養成

県は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における災害対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図っている。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

町は、町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に災害対策を推進する者等、地域の防災の担い手に防災に関する体系的・実戦的な知識・技術の習得を促す。

1 目的

町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に災害対策を推進する者など、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

2 主な講座内容

災害に関する基礎知識、防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、災害対策と地域連携、業務継続計画関連等。

3 開催場所

町からの受講者推薦を受けて、地域別に開催する。

第5 災害教訓の伝承

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難できるよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

町は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

町は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 伝承の取り組み

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第6節 防災訓練の実施

町は、災害発生時に県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として防災訓練を行う。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・防災訓練の実施とフィードバック ・通信関係機関の非常通信訓練
教育委員会	教育総務課	・学校等の防災訓練
	生涯学習課	・社会教育施設の防災訓練
保健福祉部	子ども支援課	・保育所等における防災訓練
(事業所等)		・防災用資機材の操作方法等の防災訓練

第1 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民に対し、とるべき身を守る行動や災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等を習熟し、災害に備える。

2 地域の実情に応じた内容

防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとし、災害発生後の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の訓練も実施する。

4 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 町の防災訓練

1 総合防災訓練

町は、毎年6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民の参加する総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとする。

- (1) 防災関係機関等の参加も得ながら自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- (2) 被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等の多様な視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
- (4) 訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。
- (5) 町は、大規模な訓練だけではなくコミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。
- (6) 訓練内容

・災害対策本部運用訓練	・避難訓練
・職員招集訓練	・救出救護訓練
・通信情報訓練	・警備、交通規制訓練
・広報訓練	・炊き出し、給水訓練
・火災防御訓練	・防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
・緊急輸送訓練	・水害防止訓練
・公共施設復旧訓練	・自衛隊災害派遣要請等訓練
・ガス漏洩事故処理訓練	・避難所開設・運営訓練
	・その他

第3 通信関係機関の非常通信訓練

町、東北総合通信局、県及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実にを行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

第4 学校等の防災訓練

- 1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校内外活動（自然体験学習、野外活動を含む）等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第5 企業等の防災訓練

- 1 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受け入れや避難所運営の訓練等を実施する。

- 3 災害発生時に備え、町及び各町内会、地域住民並びに各企業名・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- 4 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき避難誘導等の避難訓練を実施する。
- 5 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

【訓練内容】

- (1) 避難訓練（避難誘導等）
- (2) 消火訓練
- (3) 浸水防止訓練
- (4) 救急救命訓練
- (5) 災害発生時の安否確認方法
- (6) 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- (7) 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- (8) 災害救助訓練
- (9) 町・町内会・他企業との合同防災訓練
- (10) 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第7節 地域における防災体制

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し迅速かつ確かな行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所における自主防災組織等の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成や多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・自主防災組織の育成・指導
町民生活部	生活環境課	・自主防災組織の育成・指導
(自主防災組織)		・平常時の活動体制の整備 ・災害発生時の活動体制の整備
(住民) (事業所)		・地区内の防災活動体制の推進

第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模災害の発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出・救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動に当たって

大規模災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第2 自主防災組織の育成・指導

1 町の役割

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- ・町内会等に対する指導助言を積極的にを行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- ・県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- ・自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。

・地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

【資料 2-11】自主防災組織設置要綱

【資料 2-12】自主防災組織の現況

【資料 2-13】補助金交付要綱

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

1) 防災訓練への参加

自主防災組織は、災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう町及び県等が実施する防災訓練へ参加する。

2) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の確かな行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

3) 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的とした防災訓練を地区別に実施する。

4) 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所等まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

5) 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

6) 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者等と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に避難路や災害危険箇所の確認等の地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように管理する。

(4) 要配慮者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ・地域内の被害情報の収集方法
- ・連絡機器の使用法
- ・防災関係機関との連絡方法
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

町長又は警察官若しくは海上保安官等から避難の指示等が行われた場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

- 1) 避難誘導責任者は、職員、消防職員、消防団、交通指導隊とし、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - ア 市街地……………冠水、火災、落下物、危険物
 - イ 山間部、起伏の多いところ……………土石流、がけ崩れ、地すべり
 - ウ 河川……………決壊、氾濫
- 2) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度とする(タオル、着替え、薬 等)。
- 3) 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所開設・運営への主体的参画

災害発生時には、町の担当職員が被災し、避難所への参集が遅れることなども想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

- 1 住民及び事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。
- 2 町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 3 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第8節 ボランティアのコーディネート

東日本大震災や近年の各種災害では、ボランティアの救援活動等が大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
保健福祉部	地域福祉課	・災害ボランティア活動の町の活動支援
(利府町社会福祉協議会)		・災害ボランティア活動の環境整備 ・一般ボランティアのコーディネート体制の整備

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ・炊き出し、食料等の配布 ・救援物資等の仕分け、輸送 ・高齢者、障がい者等の介護補助 ・泥かき、がれき整理等の清掃活動 ・その他被災地での軽作業
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所等での医療、看護、保健予防 ・外国人のための通訳 ・被災者のメンタルヘルスケア ・高齢者、障がい者等への介護 ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ・公共土木施設の調査等 ・IT機器を利用した情報の受発信 ・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティア活動の環境整備

町は、県、日本赤十字社、利府町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、県及び町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できるよう、その活動環境の整備を図る。

その際、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の

安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

さらに、町は、利府町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第3 専門ボランティアの活用

専門ボランティアが必要な場合、町は、県及び関係機関に専門ボランティアの派遣を要請する。平成24年3月現在、宮城県で確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。

このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

第4 一般ボランティアのコーディネート体制

1 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、利府町社会福祉協議会が中心となって担うものとし、災害発生時には、県災害ボランティアセンター（宮城県社会福祉協議会、NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンター）との連携・支援により、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害の発生後速やかにボランティアが活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、町と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

(2) ボランティアコーディネート拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) コーディネート体制の整備

利府町社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係機関等とのネットワークの整備

利府町災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、町、利府町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

町は、災害ボランティアコーディネートに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを利府町社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。

また、災害時に活動が期待されるNPO・ボランティア等との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第9節 企業等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・企業防災の取り組支援 ・避難確保計画作成の助言及び指導
保健福祉部	地域福祉課 新型コロナウイルス対策室	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施等支援
経済産業部 (事業者)	商工観光課	・業務継続計画（BCP）を策定支援 ・事業継続上の取り組の実施
(要配慮者利用施設)		・避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

第1 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 事業継続上の取り組の実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の

基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次に定める避難確保計画を作成する。

また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

- 1) 防災体制に関する事項
 - 2) 避難誘導に関する事項
 - 3) 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - 4) 防災教育・訓練に関する事項
 - 5) 自衛水防組織の業務に関する事項
 - 6) その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 等

2 町の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取り組支援

町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる業務継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 企業の防災力向上対策

町は、企業防災の取り組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

(4) 避難確保計画に対する助言及び指導

町は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

さらに、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行う。なお、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう確かな防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練の実施
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設の防水化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステムやデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

第10節 情報通信網の整備

大規模な災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのICT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、町は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・災害通信網の整備
	総務課	・大容量データ処理への対応
(消防本部)		・災害通信網の整備

第1 町における災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進、及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

2 町における防災行政無線等の整備拡充

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等を整備・拡充し、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するものとし、各設備等については機能強化に努めるとともに、停電時を想定した、実践的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

【資料 2-14】 利府町防災行政無線通信施設

【資料 2-15】 利府町防災行政用無線通信施設の管理、運用及び保全に関する規程

3 職員参集等防災システムの整備

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した総合防災情報システム（MIDORI）等を利用し、町職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を図るとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

4 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、住民等からの情報等の多様

な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民放放送、CATV、ラジオ（コミュニティFM含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

5 要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

6 孤立想定地区の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟に努める。

7 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなどによる堅固な場所への設置等に努める。

8 大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第2 消防本部における災害通信網の整備

消防本部は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、整備している専用又は無線等設備の充実に努めるとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町及び県等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

1 消防無線通信施設

(1) 連絡体制の整備

消防本部は、災害時における情報伝達が確実に行えるように連絡体制を整備する。消防本部の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実に努め、災害時の通信手段の確保に努める。

(2) 消防無線通信施設の整備推進

町、消防本部は消防無線通信施設の整備推進に努める。

なお、消防救急無線についても、ふくそうの緩和やデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化の観点から、デジタル化を推進するとともに、大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、防災行政無線等の代替的手段の活用についても検討する。

第11節 職員の配備体制

災害時には、町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、平常時から組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画（BCP）を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・災害対策活動体制の整備 ・防災担当職員の育成
	総務課	・職員の動員配備
全部・局・教育委員会 (消防本部)		・業務継続体制・計画(BCP)の整備 ・災害通信網の整備

第1 町の配備体制

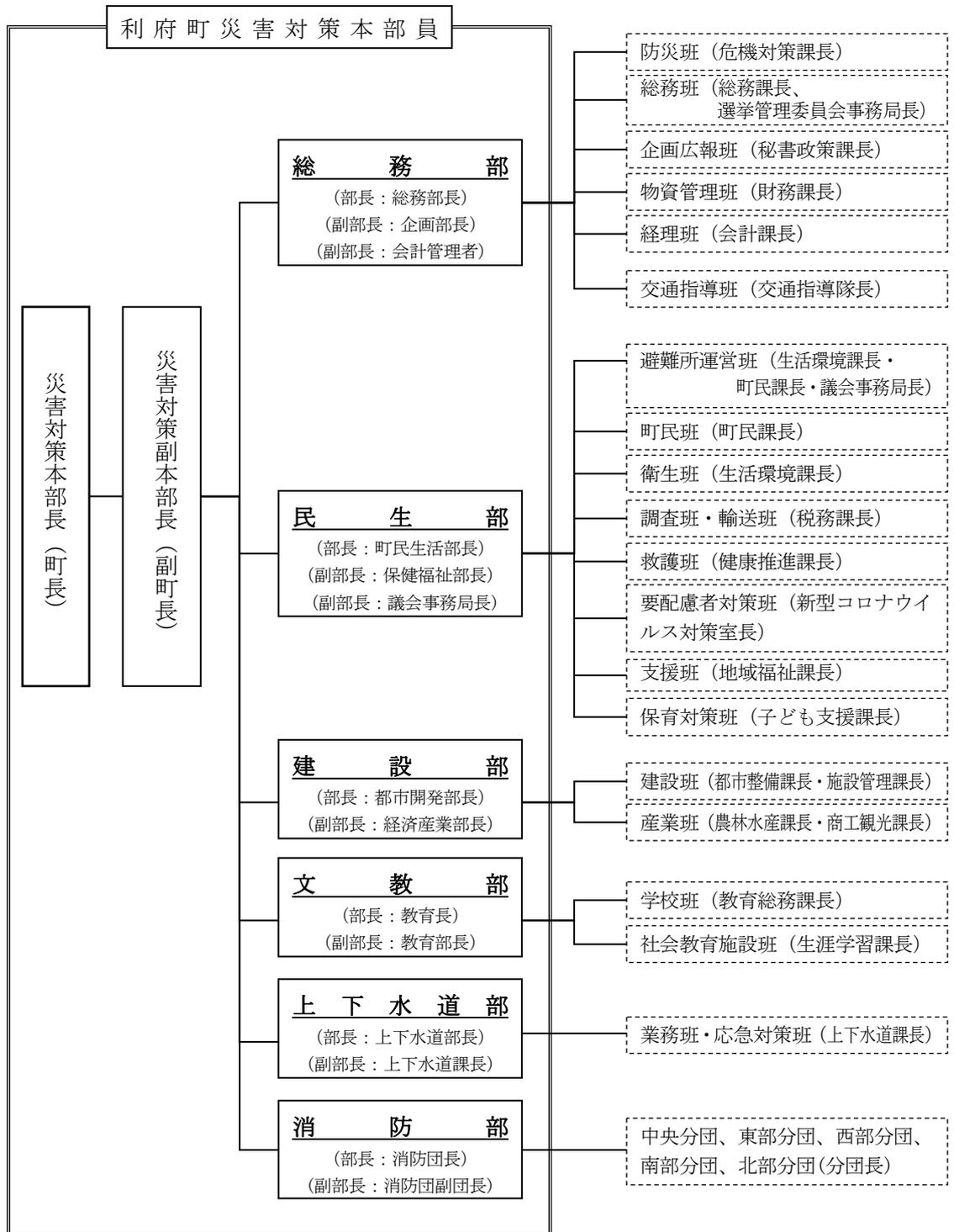
町は、町域において災害が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるような体制整備を図る。この際、町長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の組織

利府町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織は、「利府町災害対策本部条例」に基づき運用する。

利府町災害対策本部



利府町災害対策本部の組織概要

(2) 指揮命令系統

町長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副町長が指揮を執る。ただしそれも困難な場合には総務部長とする。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、災害時において、町長が必要と認めたときに設置(ただし、町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき又は町内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する)し、災害

の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が完了したと町長が認めたときに廃止する。そのために、平常時から、町長が必要と認めた場合の指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに県及び関係機関、町民等に報告、周知する。

(4) 設置場所等

警戒本部及び災害対策本部の設置場所は本庁舎2階会議室とし、本庁舎が被害を受け、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設置場所は、利府町文化交流センター「リフノス」とする。

(5) 災害対策本部の運営

町長は、次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

1) 本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項について協議決定する。

2) 部

災害対策本部各部は、町における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

3) 現地災害対策本部

町長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、現地において当該災害対策本部の事務の一部を行う。

2 警戒本部・特別警戒本部等

(1) 警戒本部

総務部長は、警戒体制を強化する必要があると認めた場合、警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(2) 特別警戒本部

副町長は、警戒体制をさらに強化する必要があると認めた場合、特別警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(3) 水防本部

町長は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき定めた水防計画により、洪水による水害を警戒し、防ぎよするための水防本部を設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

3 町職員の動員配備

(1) 配備体制

町職員の配備体制は、「利府町災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。また、町長は、大規模災害における災害対応等の教訓を踏まえた体制整備を図る。

(2) 夜間・休日等における体制

町は、休日、夜間等勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、特に町長等幹部職員及び防災担当課職員の参集手段について定め、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。

また、夜間、休日等の勤務時間外において自然災害等が発生した場合に、情報収集及び初動対応を迅速かつ的確に行うための危機管理当直員を配置する。

(3) 伝達系統

職員の非常招集の概要は、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。

(4) 職員の応急配備

初動時における非常配備については、各課の分掌事務に応じて作成された配備編成計画による。また、初動時対応可能な複数の職員を事前に指定し、災害対策本部の初動体制の構築を図る。

4 大規模災害発生時の国及び県からの職員派遣

大規模災害発生時は、県から災害対策支援のため、以下の職員が派遣される場合がある。町は、当該職員の派遣・受入れについて、事前に連絡体制や受入体制の構築を図る。

(1) 初動派遣職員

町が大規模な災害を被り災害対策支援が必要な場合、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る現状及び要望等）を収集し、町職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、県地方支部に報告する。

(2) 災害対策本部会議連絡員の派遣

本町において災害対策本部が設置された場合、町本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。

(3) 災害応援従事職員の派遣

町長が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条の規定に基づき応援を要求した場合、県は、災害応援従事職員を派遣する。

5 災害復旧（復興）対策本部の設置及び廃止

災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと町長が認め、災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧（復興）対策を円滑かつ適切に推進するため、町復旧（復興）対策本部を設置する。

町復旧（復興）対策本部の運営に関し、必要な事項は被災の状況に応じ、その都度定める。

第2 防災関係機関等の配備体制

1 防災関係機関の体制整備

災害時、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、町地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

2 要配慮者関連施設の体制整備

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第3 防災担当職員の育成

町は、防災体制の強化に向けて、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第4 人材確保対策

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備に努める。

第5 感染症対策

町及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策を徹底する。

第6 応急活動のためのマニュアルの作成

町及び防災関係機関は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第7 業務継続計画(BCP)

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画(BCP)の策定

町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な職員への教育・訓練・点検等を行い、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に合わせた体制の見直し、代替施設等の検討を行う。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(3) 業務継続体制の検証

町は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

【資料2-16】利府町BCPの重要6要素

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

町は、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

町は、災害への対応が長期に渡ることをかんがみ、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

第12節 防災拠点等の整備・充実

災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・充実を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連付けて整備・充実を図る。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・臨時ヘリポートの整備 ・防災用資機材等の整備・充実
企画部	財務課	・庁舎（防災拠点）等の整備
(消防本部)		・臨時ヘリポートの整備

第1 防災拠点の整備及び連携

- 1 町は、防災拠点の中核機能をもつ庁舎の耐震化を進め、大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、小学校区単位での防災活動拠点の整備・充実にも努める。
- 2 町は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。
- 3 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ確かな災害応急対策の実施に必要な防災拠点の整備・充実に努める。

第2 防災拠点機能の確保・充実

- 1 町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災中核機能を果たす役場庁舎の施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、その他庁舎や公共施設、公園施設等、防災機能を有する拠点の整備・充実に努める。
保有する施設・設備については、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- 2 町は、防災拠点施設において、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。
- 3 町は、災害対策本部の設置を予定している役場庁舎について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。
また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。
- 4 町は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- 5 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第3 ヘリポートの整備

町は、大規模災害時における、ヘリコプターの有効活用を図るため、ヘリポートの整備に努める。

第4 防災資機材等の整備・充実

1 町が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備・充実について、防災拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実にも努める。

(2) 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備・充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるように、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備・充実を図る。

第5 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるように努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会を増大などに配慮するよう努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う事業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通事業者及び物流事業者と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第13節 相互応援体制の整備

大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速、かつ、的確な防災対策を実施するため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・受入れ体制の整備 ・相互応援協定の締結等 ・受援体制の整備
(消防本部)		・消防相互応援体制等の整備

第1 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、役場庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮する。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町は、平素から関係機関間で協定を締結する等、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第2 町の応援協定

1 相互応援協定の締結等

町は、行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

なお、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における連絡担当部局の選定 ・夜間における連絡体制の確保
円滑な応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・主な応援要請事項の選定 ・被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

2 県内全市町村間の相互応援協定

町は、県と協力して、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村との相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結を推進する。

4 雪害に備えた市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、雪害対応に係る経験が豊富な市町村との協定締結も考慮する。

5 訓練及び情報交換の実施

町は、相互応援体制の充実強化に資するため、必要に応じ協定締結市町間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

6 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

7 応援協定締結状況

町の応援協定は、災害時における宮城県市町村相互応援協定書をはじめとする、【資料 2-17】 相互応援協定等」に示す締結状況の通りである。

【資料 2-17】 相互応援協定等

第3 消防機関における消防相互応援体制等の整備

大規模な災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、隣接する地方公共団体もまた、同時に大きな被害を受ける可能性があり、広域的な消防機関における消防相互応援体制の拡充を図る必要がある。

消防本部は、「宮城県広域消防相互応援協定」、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定」等を締結し、町内における広域応援体制の整備を推進しているが、今後ともこれらの協定に基づく防災訓練等を通じて、消防相互応援体制の実効性の確保に努める。

第4 相互応援体制の強化充実

1 平常時からの連携

町は、協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平常時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。

2 受援体制の整備

(1) 町は、応援要請後、他市町村等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、「宮城県災害時広域受援計画」を参考に、受入れ窓口や指揮系統を明確化するとともに県、国の関係

機関、海外等からの支援を含む他機関からの応援についても受入れ可能な体制を整備する。

(2) 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第5 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関と確実に連絡がとれるよう、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第6 資機材及び施設等の相互利用

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第7 救援活動拠点の確保

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第8 関係団体との連携強化

町は、他市町村等関係機関間、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施する。

また、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進め、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

さらに、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）について、あらかじめ民間事業者間との協定締結を進め、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求されることから、町は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
保健福祉部	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動体制の整備 ・医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 ・医薬品、医療資機材の整備 ・医療救護活動に係わる研修や訓練の実施
	地域福祉課 新型コロナウイルス対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉支援体制の整備
(消防本部)		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の医療機関への搬送体制の整備

第1 町の救護活動体制の整備

1 医療救護活動の担当部門の設置

- (1) 町は、災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、町災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。
- (2) 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ決めておく。
- (3) 町は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

2 医療救護所の指定

- (1) 町は、塩釜医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- (2) 町は、障がい者などの要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。
- (3) 町は、塩釜保健所に救護所の設置される場所を報告する。

3 地域医療関係機関との連携体制

町は、塩釜医師会、塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会及び宮城県塩釜保健所等と活動体制や内容について事前に協議しておく。

4 医療救護班の編成

- (1) 町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成する。編成に当たっては塩釜医師会、塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会、公的病院等医療機関の協力を得る。
- (2) 町で編成された医療救護班については、塩釜保健所へ報告する。変更した場合も同様とする。
- (3) 町は、救護所が設置されたときには、消防・警察との情報連絡体制の整備に努める。

5 応急救護設備の整備と点検

町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

6 町民の啓発

町は、消防本部や県、医療機関等と連携し、以下の取り組みにより町民の啓発に努める。

- ・救急法、家庭看護知識の普及
- ・軽度の傷病について、自分で応急手当が行える程度の医療品の備蓄
- ・応急手当技術の習得（応急手当の講習受講等）
- ・慢性疾患等のための常備薬の名称の記録

7 負傷者の医療機関への搬送体制

町は、災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、関係各課及び医療関係機関・団体と連携した搬送体制を整備する。

また、ヘリコプターによる搬送も有効であるため、関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送体制を確保しておく。

【資料 2-18】 救護所の設置場所

【資料 2-19】 医療機関等の状況

第2 災害時後方医療体制

1 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）

県は、災害拠点病院として、「基幹災害拠点病院」（独立行政法人国立病院機構仙台医療センター）を県に1箇所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置している。

本町で災害時に町内の医療施設で対応できない場合、県の指定する災害拠点病院等に収容する。

なお、町は、災害拠点病院との密接な連携体制の構築により後方医療体制の充実を図る。

(1) 町の災害医療に関して中心的な役割を果たす災害拠点病院は下表の通りである。

災害拠点病院	地域災害医療支部	病 院 名
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙台	東北大学病院、仙台市立病院、東北労災病院、 仙台赤十字病院、仙台オープン病院、 東北医科薬科大学病院、坂総合病院、 総合南東北病院

番号	病院名	一般病床数
1	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	357
2	独立行政法人労働者健康安全機構 東北労災病院	548
3	東北大学病院	1,118
4	仙台赤十字病院	389
5	公益財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院	330
6	東北医科薬科大学病院	554
7	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	628
8	仙台市立病院	467
9	総合南東北病院	271

【資料 2-20】 拠点病院の位置図

(2) 災害拠点病院の機能は、次の機能を有する。

- 1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- 2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- 3) 自己完結型のDMAT及び医療救護チームの派遣機能
- 4) 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入れ機能
- 5) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

第3 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を確認しておく。
- 2 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

第4 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

1 災害時情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

(1) 情報の共有

町は、地域災害医療支部及び災害拠点病院等からの情報を収集・整理し、町内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

(2) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)による連絡体制

消防本部は、医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否等の把握は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)により行う。また、あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。

第5 医薬品、医療資機材の整備

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

町は、医薬品、医療資機材等を確保するため、町内の販売業者又は塩釜地区薬剤師会との医薬品供給に関する協定を締結する等、協力体制を整備する。

また、災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、町は県の災害対策本部に対し、医薬品の供給要請を行い、医薬品卸会社から調達する。

2 薬剤師の確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、塩釜地区薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

第6 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施

町は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、応急救護施設の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

第7 心のケアの専門職からなるチームの整備

町は、県及び国と連携し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努め、被災者の心のケアの充実に努める。

第8 福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

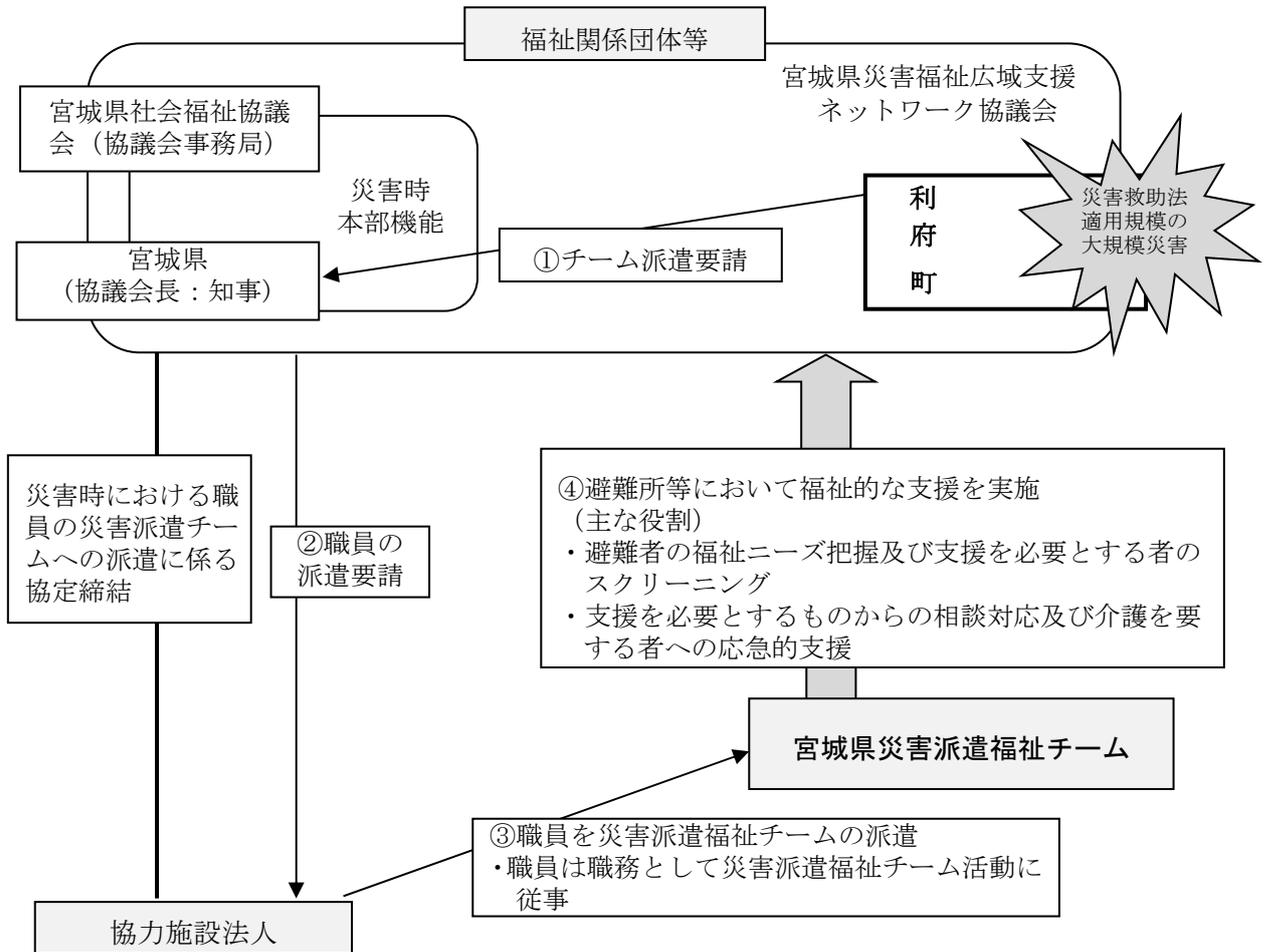
このため町は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤とする広域的な福祉支援ネットワークと連携して、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣受入体制の整備に努める。

1 災害派遣福祉チームの体制の整備

（1）災害派遣福祉チームの派遣スキーム

災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりである。

○ 宮城県災害派遣チームの派遣スキーム



(2) 災害派遣福祉チームの体制における町の役割 (平時)

- 1) 町の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。
- 2) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

(3) 災害派遣福祉チームの体制における町の役割 (災害時)

- 1) 避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 (事務局：宮城県社会福祉協議会) は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

町は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会と連携して、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第15節 緊急輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、町はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
都市開発部	都市整備課	・緊急輸送道路の確保及び整備
	施設管理課	・緊急輸送ネットワークの設定 ・道路啓開体制の整備
総務部	危機対策課	・緊急輸送ネットワークの設定 ・臨時ヘリポートの確保
企画部	財務課	・緊急通行車両に係る確認手続き
(消防本部)		・臨時ヘリポートの確保

第1 緊急輸送ネットワークの形成

1 緊急輸送ネットワークの設定

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、物資輸送拠点を経て各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

町は、緊急輸送ネットワークとして指定された、町が管理する輸送施設や輸送拠点について、特に風水害に対する安全性の確保（雪害においては除雪体制の強化等）に配慮する。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（「緊急輸送道路」という、以下同じ）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・第一次緊急輸送道路
三陸自動車道、国道45号、主要地方道仙台松島線・第二次緊急輸送道路
主要地方道塩釜吉岡線、主要地方道利府松山線 |
|---|

2 緊急輸送道路の確保及び整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

3 災害発生時の運転者の義務の周知

町及び塩釜警察署は、災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送

等を確保するために、交通規制が実施された場合の、『できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる』、『避難のために車を利用しない』といった車両の運転者の義務等について町民に周知を図る。

4 道路啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

さらに、町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第3 臨時ヘリポートの確保

町は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

町内の臨時ヘリポートの適地は資料 2-21 のとおりである。

【資料 2-21】ヘリポート適地の状況

第4 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、役所、学校等）に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第5 緊急輸送体制

1 緊急通行車両に係る確認手続き

町は、災害時において災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認事務についての手続きを定めておく。

なお、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため行う事前届出は、県公安委員会・塩釜警察署に対して行う。

2 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制の構築を図るとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて(公社)宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

町は、大規模災害発生時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討する。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業

者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

3 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に関する支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討する。

5 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。

また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第6 漁港機能の確保

町は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、災害時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第16節 避難対策

大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に町民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

■実施機関及び担当業務

部	担当課、室、局等	担当業務
総務部	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の設定、運用体制の整備 指定緊急避難場所の確保 避難誘導體制の整備 避難計画の策定
企画部	秘書政策課	<ul style="list-style-type: none"> 避難に関する広報体制の整備
都市開発部	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> 避難路等の整備
保健福祉部	地域福祉課 健康推進課 新型コロナウイルス対策室	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の支援体制の整備 感染症の自宅療養者への対応
	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 児童等の安全対策
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等の安全対策
町民生活部	町民課	<ul style="list-style-type: none"> 外国人等への対応
(消防本部)		<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導體制の整備
(消防団)		<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導體制の整備

第1 避難誘導體制

- 町は、避難情報について、河川管理者及び水防管理者及び仙台管区气象台等の協力を得つつ、避難情報の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- 町は、円滑な避難のため、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 町は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。
- 町は、土砂災害等に対する住民等の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。
- 避難誘導は、塩釜警察署の協力を得て、以下の避難誘導體制に従い実施する。

■避難誘導要領（避難誘導體制）

- 誘導責任者は町職員、消防団、交通指導隊、消防職員、警察官とする。
- 誘導員は当該地域の自主防災組織リーダー等とする。

- ・町職員を避難場所及び危険区域に配置する。
- ・町長は、警察署等に、開設する避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

7 避難行動要支援者の本人確認及び避難誘導に当たっては、特に家族と同居している高齢者であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、自主防災組織・民生委員の協力を得て行う。

第2 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報

1 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

町が避難情報を発令する場合又は仙台管区气象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努める。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区气象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的な避難を心がける。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	町
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	町
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）	高齢者等避難	町
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報（洪水、大雨、高潮）	仙台管区气象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）※大雨、高潮に関するもの	仙台管区气象台

2 避難情報の発令対象区域の設定

(1) 水害

町長は、水害について次のような避難情報の発令対象区域を設定しておく。

- 1) 水位周知河川

水位周知河川の砂押川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また、避難情報の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

2) その他河川

その他河川については、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、水位周知河川と同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、避難情報の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

3) 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難情報の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、町は、宮城県が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

4) 避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象区域については、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(2) 土砂災害

町長は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とし、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。

また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

(3) 高潮災害

避難情報の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため町は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておく。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も検討する。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

第3 指定緊急避難場所の確保

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

- (1) 町は、火災、水害等の災害から町内の住民等が一時避難するための場所について、公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底に努める。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。
- (2) 万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じること、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立ち退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があること、等についても周知徹底に努める。
- (3) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所の指定は速やかに終えるよう努める。

2 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設（私立学校を含む）を指定緊急避難場所等として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置づけられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を促進する。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

6 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模な火事、高潮、内水氾濫とし、高齢者、障がい者、幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定するものとし、次の条件に留意する。

(1) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有すること。

(2) 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）等に指定緊急避難場所が立地していること。

(3) 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造

であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。

(4) 上記の基準のほか、次の条件に留意する。

- 1) 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- 2) 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。
- 3) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- 4) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等の被災者を速やかに受入れる広さを確保できること。
- 5) 危険物施設等が近くにないこと。
- 6) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- 7) 建物の場合は、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- 8) 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- 9) 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

【資料 2-22】指定緊急避難場所一覧

第4 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路等を明確にし、指定する場合、次の事項に留意する。

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

1 避難路等の整備・改善

町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置を示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分か

りやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取り組みを行う。

避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、徒歩による避難の原則の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生するおそれがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第6 避難誘導體制の整備

1 行動ルールの策定

町は、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

4 情報入手手段・装備の確保

町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第7 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常召集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮し、消防機関等への緊急通報のための多様な情報伝達手段の確保に努める。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿や管理データのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者への対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織、福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援に関する情報の把握及び共有を図り、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

(3) 感染症の自宅療養者への対応

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、塩釜保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

また、塩釜保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

5 外国人等への対応

町は、県及び防災関係機関と連携して、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

第8 教育・保育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

町及び教育委員会は、学校・保育所等（以下「学校等」という）と保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校等所（園）長（以下「校長等」という）は、災害が発生した場合又は町等が避難情報の発令を行った場合における児童生徒等の安全の確保対策を図るための対策をあらかじめ検討しておく。

(3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等

の帰宅が困難な家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

町は、子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

第9 避難計画の策定

1 町の対応

町は、次の事項に留意して指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路等の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び利府町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法(2) 避難路及び避難経路、誘導方法(3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員(4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員 |
|---|

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドラインの改定」(令和3年5月)を参考とする。

2 公的施設等の管理者

学校、病院、競技場、スーパー、映画館、駅等、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、職員、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練を行うよう努める。

なお、計画の作成及び訓練の実施に当たっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した内容とするよう努める。

第10 避難に関する広報

町は、避難に関する広報を次のように実施する。

- 1 指定避難所等を明示した表示板の整備を推進し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民への配布等を積極的に行い周知を図る。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すよう努める。

- 2 防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- 3 防災マップについては、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携し掲載内容の検討を行う。
- 4 避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努めるほか、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難の呼び掛けを伝達する。
- 5 実際に避難することになった場合の広報活動として、防災行政無線、広報車等の整備を推進する。
- 6 水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

第17節 避難受入れ対策

大規模災害発生時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。

このため、町は、あらかじめ、緊急に避難する避難所について、発災の際速やかに開設、運営ができるように指定するとともに、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の確保 ・ 指定避難所の施設・設備の整備 ・ 帰宅困難者の発生抑制対策 ・ 被災者等への情報伝達体制等の整備 ・ 孤立集落の発生抑制対策 ・ 広域避難の協力体制の整備
町民生活部	生活環境課 町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営・管理体制の整備 ・ 避難の長期化における受入れ体制の整備
議会事務局		
町民生活部	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における愛護動物の管理体制の整備
保健福祉部	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の確保体制の整備
	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童施設を指定避難所とする場合の体制の整備
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育施設を指定避難所とする場合の体制の整備
都市開発部	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅供給体制の整備

第1 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、火災等による焼失等により住居を失った住民を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、指定避難所の整備に当たり、一定期間の避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、一時的、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、その場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所とは（災害対策基本法第49条の4）

災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や土砂災害など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定する。

(2) 指定避難所とは（災害対策基本法第49条の7）

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

【資料2-23】指定避難所等一覧

3 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め指定を検討する。

4 指定避難所の指定基準

(1) 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

(2) 構造条件

速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(3) 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

(4) 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

5 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

町は、指定避難所等において、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに防災行政無線、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に必要な設備の拡充に努める。

(2) 物資等の備蓄

町は、指定された避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、要配慮者、女性、子供にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

6 避難所の運営・管理

避難所の運営・管理に当たっては、職員行動マニュアルの避難所運営班の内容に準じ行う。

なお、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、指定避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 町は、住民等に対し、住民参加による指定避難所の開設・運営訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (2) 町は、指定避難所の管理責任者を、避難所運営班の職員又は自主防災組織の代表者とし、男女両方を配置するよう努める。
- (3) 町は、指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。
- (4) 町は、指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- (5) 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- (6) 町は、指定避難所等の運営に必要な避難者情報の収集、資機材、ボランティア活動、感染症の防止等、詳細な運営に必要な事項については、避難所管理マニュアルに基づき避難所機能の整備・充実に努める。
- (7) 町は、ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。
- (8) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (9) 町は、より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、指定避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
- (10) 町は、指定した避難所等については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備・充実に努める。
- (11) 町は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月）等を参考にしながら、避難所設営初動マニュアル等を作成し、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

- (12) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

7 県有施設を指定避難所とする場合の対応

町は、県が管理する「加瀬沼公園」を指定避難所として指定する。なお、使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について、県と十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ

移行できるよう努める。

(2) 運営取り組みの促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、学校は、県や町の協力により、学校防災マニュアル作成に努める。

(3) 防災機能の強化

町は、公立の学校施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、備蓄倉庫、貯水槽、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の指定避難所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定できるよう、協定書を締結する。

また、町は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(2) 福祉避難所の公示

町は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してこないよう必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(3) 福祉避難所の指定基準

- 1) バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 2) 災害時に要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の確保されること。
- 3) 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(4) 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を町の域を越えた受入先を選定するよう努める。

10 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫・減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

11 自家用自動車の退避場所の確保

町は、河川の氾濫や浸水地域の発生に備え、自家用自動車の退避場所の確保に努める。

【資料 2-17-19】 災害時等の福祉避難所協定書

【資料 2-17-23】 災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定書

第2 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持において重要であることから、町は、塩釜保健所の協力により、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第3 避難所における愛護動物の対策

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。

また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や指定避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。

第4 応急仮設住宅対策

町は、洪水、高潮、土砂災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）について、原則として町有地等で、できる限り集团的に建設できる建設可能な場所を選定し、仮設住宅整備計画を策定する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、県が協定を締結した建築関係団体や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会と連携を図って、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

なお、必要と認める場合には、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与を行うものとし、具体的取扱いについては、あらかじめ定める。

第5 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

東日本大震災においては、石巻方面への帰宅者の多くが帰宅困難者となったことや、東北新幹線が緊急停止したため多くの乗客が本町の避難所にとどまった経過があることから、町外者の対応も必要である。

町は、大規模災害発生直後においては、救急・救助、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取り組みの促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 避難対策

(1) マニュアルの作成

町及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成、及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。

また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(3) 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

5 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、県が（一社）日本フランチャイズチェーン協会と協定を締結し、指定した災害時帰宅支援ステーションと、その名称、位置、支援内容（飲料水、トイレ、交通情報等の提供）等を町ホームページや広報誌などを活用し、町民への周知に努める。

7 訓練の実施

町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

8 帰宅支援対策

町は、東日本旅客鉄道（株）等の交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第6 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、IP通信網、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電も考慮し常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

町は、県と連携し、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第7 孤立集落対策

- 1 町は、沿岸地域等の集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。
- 3 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
- 5 町は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 町は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資（衣料、寝具、日用雑貨品等）の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っていく。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活物資等の供給計画の策定 ・食料及び生活物資等の備蓄 ・燃料の調達、供給体制の整備
町民生活部	税務課 生活環境課 町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活物資等の輸送体制の整備
議会事務局		
保健福祉部	地域福祉課 健康推進課 新型コロナウイルス対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活物資等の調達体制の整備
上下水道部	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・給水資機材の整備、給水体制の整備

第1 住民等のとるべき措置

1 町民及び事業所の対応

町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努めるとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら最低3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

2 町の対応

町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。また、小口混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の最低3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地、県有財産の有効活用

町は、備蓄に当たり、県と連携し、公共用地、県有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

4 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

6 データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品（毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等）をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第4 食料及び生活物資等の調達体制

1 食料の調達、供給活動関係

町は、被害想定などを参考にしながら、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について、あらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

2 生活物資の調達

町は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

【資料 2-24】非常食在庫数量

【資料 2-25】利府町防災備蓄倉庫備蓄品一覧表

3 飲料水の調達

- (1) 町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。
- (2) 町は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。
- (3) 町は、(公社)日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。
- (4) 町は、飲料水を供給できる井戸の所在を把握しておく。

【資料 2-26】 利府町水道施設災害配備

【資料 2-27】 給水資機材一覧

第5 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

町は、県による各種体制（段階的な輸送体制、民間事業者・団体等との協力体制、被災市町村のバックアップ体制）の整備状況を受けて、物流拠点を整備し、物資の受入体制を整備する。

また、県が倉庫協会・トラック協会や地方機関等と、情報伝達図上訓練や物流実動訓練等を実施する際には、必要に応じて参加する。

第6 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 物流体制の整備

町は、発災後の燃料供給に係る通報・連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制等を検討する。

(2) 燃料の確保に関する協定等

町は、発災時の石油供給について、宮城県石油商業協同組合塩釜支部・黒川支部及び伊藤忠エネクス(株)、エネクスフリート(株)との協定を締結している。今後も、緊急時の速やかな石油供給の実施について、必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

(3) 情報連絡体制の確立

町は、石油商業協同組合等や県と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

3 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

大規模災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行者等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
保健福祉部	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の安全確保支援 ・要配慮者の把握、情報の管理 ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 ・災害時の高齢者、障がい者等への支援体制の整備 ・福祉避難所の整備・指定
	新型コロナウイルス対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への支援体制の整備
町民生活部	町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の外国人への支援体制の整備
経済産業部	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の旅行者への支援体制の整備

第1 高齢者、障がい者等への対策

一般に要配慮者と考えられる、障がい者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、町は、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者、自主防災組織等と連携して、要配慮者の災害予防に万全を期する。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制など、具体的計画を作成する。

また、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所等を周知し、基本的な防災行動がとれるよう災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、避難

誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 要配慮者の災害予防対策

(1) 地域防災計画・全体計画の策定

町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月)」以下「取組指針」という。)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン(平成25年12月)」以下「ガイドライン」という。)等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、全体計画を策定する。

(2) 要配慮者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。なお、町は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

1) 要配慮者の所在把握

ア 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、平時より要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報の収集に努める。

また、平常時から要配慮者と接している町の福祉部局、利府町社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

イ 町は、自主防災組織やなどの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取り組みを推進する。

2) 所在情報の管理

ア 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

イ 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

ウ 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

町は、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

1) 名簿の作成・更新

町は、平常時より防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者のうち災害時に避難の手助けを必要とする避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支

援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに役場庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。

町は、「災害時要援護者登録制度」を実施しており、この制度に基づき避難行動要支援者名簿を作成している。

避難行動要支援者の対象は、以下の通り。

- (1) 75歳以上でひとり暮らしの高齢者
- (2) 介護保険における要介護3～5の認定者
- (3) 障がい者又は障がい児
- (4) その他、(1)～(3)と同様に、災害時に自力で避難することが困難な者

2) 個別避難計画の作成・更新

町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、利府町社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中の消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者等の安全確保等にも十分留意する。

3) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、利府町社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者）及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

4) 個別避難計画未策定の避難行動要支援者への支援

町は、個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(4) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 支援体制の整備

町は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に

努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(6) 防災設備等の整備

町は、独居高齢者や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や民生委員、自主防災組織等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メール等文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

【資料 2-28】 緊急通報システム

(7) 相互協力体制の整備

町は、利府町社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体・高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(8) 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、視聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

町は、施設の浸水や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

また、福祉避難所について、受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(2) 町域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町の域を越えて受入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や乳児、子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備、物資等の確保に配慮する。

(4) 支援対策要員の確保

町は、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できるよう県と連携を図り、要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える

5 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める

6 要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する など

【資料 2-29】福祉避難所一覧

第2 外国人への支援対策

町は、災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は、県及び関係機関と連携して、外国人旅行者についても念頭に置きながら、次の外国人支援対策を進める。

- 1 在住外国人の現状やニーズを的確に把握し、適切な配慮を行う。
- 2 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 3 避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 町が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 6 災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 7 防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 8 町は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第3 旅行者への支援対策

1 情報連絡体制の整備

町は、県と連携して災害時の旅行者の被害状況把握について、(一社)日本旅行業協会東北支部及び(一社)全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、情報連絡体制をあらかじめ整備する。

2 観光施設における防災訓練等の実施

町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

3 外国人旅行者の安全確保

町は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

第20節 複合災害対策

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
全部・局・教育委員会		・複合災害の応急対策への備え、防災活動体制の整備

第1 複合災害の応急対策への備え

町、県及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施に当たっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

(1) 町は、複合災害時に備え、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、県や近隣市町村、応援協定締結団体等からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平常時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議しておく。

(2) 複合災害時には、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

(3) 一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、町は県と連携を図り原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒体制を速やかにとることを考慮する。

(4) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 町は、複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、県を通じて情報の共有化ができるよう、体制整備に努める。

(2) 町は、県、防災関係機関、原子力事業者等複合災害の発生に係る機関及び国と連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

(3) 町は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

1) 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

2) ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等を活用することに留意する。

(4) 複合災害時において、町は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

(1) 本町は、東北電力女川原子力発電所から約50kmの位置にあり、発電所で事故等が発生した場合でも、人体に影響がでることはない想定されているが、天候によってある程度の放射性物質の影響を受ける可能性があるため、町内で通常値を超える放射線を観測した場合は、屋内又は車両内に避難するよう広報する。

(2) 複合災害時には、避難情報や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

(3) 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

(4) 町は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第2 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。なお、訓練を行う際には、県や関係機関との合同での実施に努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

町は、県と連携して原子力災害を含む複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第21節 災害廃棄物対策

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図るとともに、混乱の中でも行えるリサイクルのための分別方法や排出方法を定め、啓発を行う。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
町民生活部	生活環境課	・災害時の災害廃棄物相互協力体制の整備 ・避難所等の生活環境の確保体制の整備

第1 処理体制

町は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、宮城東部衛生処理組合施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

また、風水害、地震、津波の各災害において発生が予想される廃棄物の一時保管場所の候補地を検討する。

【資料 2-30】一般廃棄物処理施設の整備状況

【資料 2-31】廃棄物処理業者の清掃資機材保有状況

第2 主な措置内容

町及び宮城東部衛生処理組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行う。

1 緊急出動体制の整備

宮城東部衛生処理組合は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄、収集運搬車両、清掃機器等の整備に努める。また、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

さらに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。

2 災害時における応急体制の確保

- (1) 仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について、仮置場の確保や運用方針を示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (2) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に明示する。

3 避難所等の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。また、災害時に仮設トイレ、消毒剤、脱臭剤等の調達を迅速かつ円滑に行えるよう、体制の整備に努める。
- (2) (1) の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第22節 災害種別毎の予防対策

■実施機関及び担当業務

事項	担当 (部, 課, 室, 局等)	担当業務
第1 火災予防対策	総務部危機対策課	・火災の情報収集・伝達、応急活動体制の整備
	(消防本部)	・火災の防災活動の推進
	(消防団)	・消防団の育成
第2 林野火災 予防対策	総務部危機対策課	・林野火災の情情報収集・伝達、応急活動体制の整備
	(消防本部)	・林野火災防災活動の推進
第3 危険物等 災害予防対策	総務部危機対策課	・危険物等災害の情報収集・伝達、応急活動体制の整備
	(消防本部)	・危険物等等災害の保安体制の充実・強化・指導
第4 海上災害 予防対策	総務部危機対策課	・海上災害の情報収集・伝達、応急活動体制の整備
第5 鉄道災害 予防対策	総務部危機対策課	・鉄道災害防止対策 ・鉄道災害時の応急活動体制の整備
第6 道路災害 予防対策	都市開発部施設管理課	・道路施設等災害防止対策 ・災害時の道路交通管理体制の整備

第1 火災予防対策

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町及び消防本部は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

1 情報の収集・伝達体制の整備

町及び消防本部は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防犯通信網の確保・整備・充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

2 防災活動の促進

(1) 火気使用設備・器具の安全化

町及び消防本部は、火災予防条例に基づき、火災発生は火気使用設備・器具の老朽化、不足な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱い方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民指導の強化

町及び消防本部は、住民に対し、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

町及び消防本部は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、町及び消防本部は、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成に努める。

【資料 2-32】 婦人防火クラブ連合会

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火対策が重要である。

このため、町は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、消防本部は、防火対象物の防火管理体制について、防火管理者の資格取得のための講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、防火管理者の選任義務のある防火対象物については、防火管理者を置くことを励行させる。

3 消防組織の充実強化

町及び消防本部は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、消防団員の確保と団員の教育訓練の充実による資質の向上を図る。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、町及び消防本部は、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制をとる。

4 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、町及び消防本部は、消防力の整備指針を踏まえて作成する消防施設整備計画により、消防資機材等の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図り、消防力の強化に努める。

また、消防水利の基準の規定に基づき、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備・充実に努める。

なお、町は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用水路等を消防水利としての活用消防水利の多様化を促進する。

【資料 2-33】 利府管内調査区域別水利設置状況

5 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- ・ 消防団員の知識・技能等の地域社会への普及
- ・ 地域住民の消防団活動に対する理解の促進
- ・ 消防団への参加・協力の環境づくりの推進
- ・ 消防団員の処遇改善
- ・ 女性消防団員の加入促進
- ・ 事業所に対する協力要請
- ・ 消防団員の資質向上を図るための教育・訓練の充実
- ・ 施設・設備の充実

【資料 2-34】 利府町消防団装備

6 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるため、消防本部はこれを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令等の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、スーパーマーケット、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行なう。

(2) 漏電による火災の防止

町及び消防本部は、配電設備に対する一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般住民に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行なう。

(3) 消防用設備等の設置・普及

消防本部は、火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置を義務づけ、機器の普及促進に努めると共に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

7 消防計画の充実強化

消防本部については、消防本部が別に定める「消防計画」による。

第2 林野火災予防対策

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、町及び消防本部は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

1 現況

本町における山林原野は、1,894haとなっている。昭和58年4月27日に発生した大規模な林野火災は焼失面積578ha、焼失戸数6戸の甚大な被害となった。

2 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、町長は関係市町に通知する。

(2) たき火等の制限

1) 町長は、気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用

しないよう要請する。

- 2) 町長は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

3 広報宣伝の充実

町、県及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発表等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

町は、春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 関係機関の連携

林野火災の予防のため、関係機関(県、市町村、森林組合等)の連携強化を図り、林野火災に対する住民の関心を喚起し、強力な運動を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

町及び林野関係機関は、屋内外、交通機関、駅、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

(4) チラシ、パンフレット等の配布

町及び林野関係機関は、啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

(5) 学校教育による防火思想の普及

町及び林野関係機関は、自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒等を通じて家庭への浸透を図る。

4 森林等の管理、整備

県有林、民有林の所有者及び管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道(防火道)の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等(防火用水施設)の整備

治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか、既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保管管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

5 防ぎよ資機材の備蓄

町及び関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

6 防災活動の促進

町及び消防本部は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止

を図る必要があり、住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

- (1) 火気使用設備・器具の安全化
- (2) 住民への指導強化
- (3) 出火防止のための査察指導
- (4) 初期消火体制の強化

7 林野火災特別地区の指定

町は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けることを検討する。

第3 危険物等災害予防対策

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、町及び消防本部は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物施設等による災害の未然防止を強力に推進する。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

1 危険物施設

消防本部は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

(1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

(2) 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され、構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導をする。

(3) 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

(4) 広報・啓発の推進

防災安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般町民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

(5) 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

【資料 2-35】危険物貯蔵取扱施設一覧

2 高圧ガス施設

高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、

日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

3 火薬類製造施設等

火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう、対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

また、消防本部は、立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。

4 毒物・劇物貯蔵施設

毒物劇物営業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。

第4 海上災害予防対策

海上事故の発生に伴う各種災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。

1 職員の配備体制

町は、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、年1回以上の訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等を図る。

2 防災関係機関相互の応援体制

宮城海上保安部、県及び町は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する等平常時から連携を強化しておく。

3 捜索、救助活動について

町は、救急・救助関係機関及び関係事業所に係る救急・救助用資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

4 危険物等の大量流出時における防除活動

町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

5 防災訓練の実施

町は、宮城海上保安部が大規模海難や危険物等の大量流出を想定し実施する訓練に参加し、相互に連携した実践的な対策をとることができるよう必要に応じ体制等の改善を行う。

第5 鉄道災害予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招くおそれがあるため、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

1 鉄道の安全な運航等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

2 社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

3 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

4 避難誘導体制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報

の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

5 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- (1) 非常呼出訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 脱線復旧訓練
- (5) その他

第6 道路災害予防対策

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合、道路管理者は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

さらに、道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

1 道路施設等の整備

それぞれの道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

(3) 道路付属施設

道路管理者は、災害防止に当たり、道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

2 防災関係機関相互の応援体制

道路管理者は、災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

3 救急・救助・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救急・救助・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

4 緊急輸送活動

道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

5 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

6 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

7 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第 3 章 風水害等災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

気象・地象・水象等による災害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

町は、防災行政無線や広報車、SNS、行政メール等を活用し、また、自主防災組織を通じて周知するとともに、町民はテレビ等を通して気象情報を得る。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・防災気象情報の収取伝達

第1 防災気象情報等

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報及び注意報等の気象情報（以下「防災気象情報」という。）を発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災関係機関等へ伝達するとともに、町や報道関係機関の協力を得て住民に周知できるように努める。

また、仙台管区気象台等は避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し住民の自発的な避難判断を促す。

なお、町長は大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るほか、特別警報・警報・注意報等を発表したときの住民の取るべき行動等について、町と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町等へ伝達する。

町は、緊急を要する防災気象情報については、県からの防災FAX及びMIDORIシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用して情報を得て、防災行政無線や広報車、SNS、行政メール等により、周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。

【資料3-1】気象警報等の種類と警戒レベル

1 仙台管区気象台が発表する防災気象情報及びその活用

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は、東西に分割した地域)ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示し

て発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

(1) 特別警報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。	

■特別警報発表基準

令和2年9月1日現在

現象の種類	基準		過去の対象事例
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和2年7月豪雨 (死者行方不明者86人) 令和元年東日本台風 (死者行方不明者107人) 平成30年7月豪雨 (死者行方不明者245人)
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号 (伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
高潮特別警報		高潮になると予想される場合	
波浪特別警報		高波になると予想される場合	
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		-
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される		昭和56年豪雪

	場合	(死者行方不明者 152 人) 昭和 38 年 1 月豪雪 (死者行方不明者 231 人)
--	----	---

(2) 警報・注意報

地面現象注意報及び浸水警報・注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。

種類		概要
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類	概要
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜による農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等の著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

(3) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)

地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種類	概要
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の 予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(4) 各種情報

種類	概要
早期注意情報 (警報級の 可能性)	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、西部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮城県)で発表される。</p> <p>大雨や高潮に関して[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
宮城県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説される「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。</p>
土砂災害警戒 情報	<p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。</p> <p>なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>

種類	概要
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>

【資料 3-2】 警報・注意報発表基準一覧表

(4) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。水防活動用警報・注意報の一覧は次のとおり。

■水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想

高潮注意報		されたとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

(5) 予報・警報等の細分区域

本町の予報・警戒等の細分区域は、「宮城県・東部・東部仙台」区域で発表される。

【資料 3-3】 宮城県における警報・注意報の細分区域図

2 水位周知河川の指定と洪水特別警戒水位到達情報等の周知

水防法第13条の規定により、宮城県が洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合等に、その旨を警告して通知及び周知する。

本町に係るその水位周知を行う河川は砂押川（知事指定（法第13条第2項））があり、町長は、水位情報の通知が発せられた場合には、住民に対し周知を行う。

■宮城県が発表する洪水予報の基準

河川名	区 域	基準 地点	量水標 設置場所	水防待機 水位(m) ※1	氾濫注意 水位(m) ※2	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m) ※3 ※4	計画 高水位(m)
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋	多賀城市八幡3-4-7	1.40	2.40	2.50	2.60	3.213

※1 通報水位 ※2 警戒水位 ※3 洪水特別警戒水位 ※4 危険水位

3 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災気象通報

仙台管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を直ちに知事に通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

町及び消防本部は、上記の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対し火災に関する気象情報を周知し、注意を促す。

通報の基準はおおむね次のとおりとする。

■火災気象通報の基準

通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準
地域区分	東部 東部仙台 利府町
通報方法	<ul style="list-style-type: none"> 仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で（降水降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

第2 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報

知事が指定した砂押川についての水防警報の発表は、仙台土木事務所長が行うものとし、仙台土木

事務所長が水防警報を発令したときは、下図により速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報する。

また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、町長は、速やかに仙台土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

この通報を受けた仙台土木事務所長は、県水防本部長、及び塩釜警察署長に通報する。また、町は、速やかに住民に通報する。

【資料 3-4】決壊等（被害情報）連絡系統図

【資料 3-5】水防警報の伝達系統図

第3 土砂災害警戒情報

1 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

大雨警報（土砂災害）が発表されたら、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。

2 土砂災害警戒情報

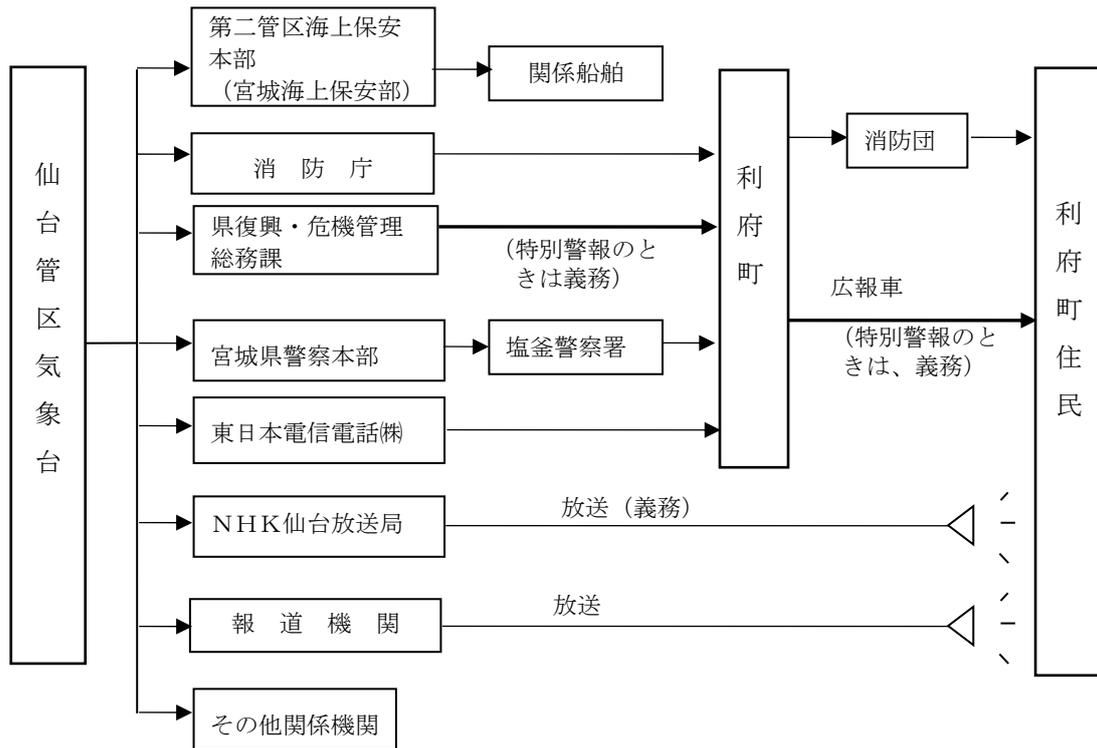
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報である。宮城県と仙台管区气象台から共同で発表される。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

第4 気象警報等の伝達

気象庁及び仙台管区气象台が発表した気象警報・注意報等は、气象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により町等の関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。

町は、仙台管区气象台が発表し県から伝達された気象警報・注意報等を受理したときは、防災行政無線、広報車、自主防災組織を通じて周知するとともに、町民はテレビ等を通して気象情報の入手に努める。



第2節 情報の収集・伝達

災害時は、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速、かつ、的確に把握する体制を整える。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・ 気象、災害情報の収集及び伝達 ・ 被害状況の収集 ・ 通信手段の確保 ・ 関係機関との連絡調整
	物資管理班	・ 庁舎内施設の保全
民生部	調査班	・ 現地調査班の派遣
各部		・ 担当地域の被害状況の確認及び支援に関する報告
各部	施設管理担当	・ 施設の被害状況の確認
消防部	消防団	・ 被害状況の収集
(消防本部)		・ 被害状況の収集

第1 災害情報収集・伝達

町（総務部防災班）は、災害の規模や被害の程度に応じ情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 被害の収集・伝達

(1) 町及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、水害、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

(2) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であることから、町は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(3) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、町は所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(4) 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し、情報の共有を図る。

(5) 町及び消防本部等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。

2 情報の収集

町は、防災行政無線及び消防からの電話連絡等により情報を収集するとともに、地区連絡員及び現地調査班による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。

町は、防災関係機関と連携を図り、町内の被害状況等の迅速な情報収集を行う。

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

(1) 初動期における被害情報等の収集

町は、大規模な災害発生直後の初動対策を実施するうえで必要な情報として、次の情報を迅速かつ的確に収集する。

- 1) 建物倒壊、火災、浸水害及び土砂災害に係る情報
- 2) その他異常現象に係る情報
- 3) 人命に係る情報
- 4) その他初動対策に係る情報

(2) 被害情報等の収集

- 1) 災害発生のおそれがある異常な状況
- 2) 人的被害（死傷者数、行方不明者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- 3) 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- 4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- 5) 出火件数又は出火状況
- 6) 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高圧ガス漏洩事故等）
- 7) 水防その他の応急対策の活動状況
- 8) 河川の増水、その他の災害発生のおそれがある状況
- 9) 輸送関連施設被害（道路）
- 10) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- 11) 避難状況、救護所開設状況
- 12) 町災害対策本部設置等の状況
- 13) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

■被害調査担当責任者

被害調査区分	調査担当責任者	調査者
被害状況総括	危機対策課長	各課長等、地区連絡員 各町内会長
一般住宅等建物関係	税務課長	各町内会長（自主防災組織）
死傷者関係	危機対策課長	各町内会長
農林水産	農林水産課長	農協、漁協、各町内会長
商工関係	商工観光課長	商工会、各町内会長
公共土木施設関係	施設管理課長	各町内会長
下水道施設関係	上下水道課長	各町内会長
上水道施設関係		各町内会長
学校施設関係	教育総務課長	各学校長、各施設の長
社会教育施設関係	生涯学習課長	各施設の長

被害調査区分	調査担当責任者	調査者
社会福祉施設関係	地域福祉課長	各施設の長
病院等医療施設	健康推進課長	各施設の長
児童福祉施設関係	子ども支援課長	各施設の長

3 情報の伝達

町と県との情報伝達においては、防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。これらが使用できない場合は、派遣される県職員が衛星携帯電話を用いて情報の伝達を行う。

町は、防災行政無線、携帯電話等を活用し住民に必要な情報を提供する。防災行政無線が使用できない場合は、広報車や自主防災組織を通じて必要な情報を住民に提供する。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

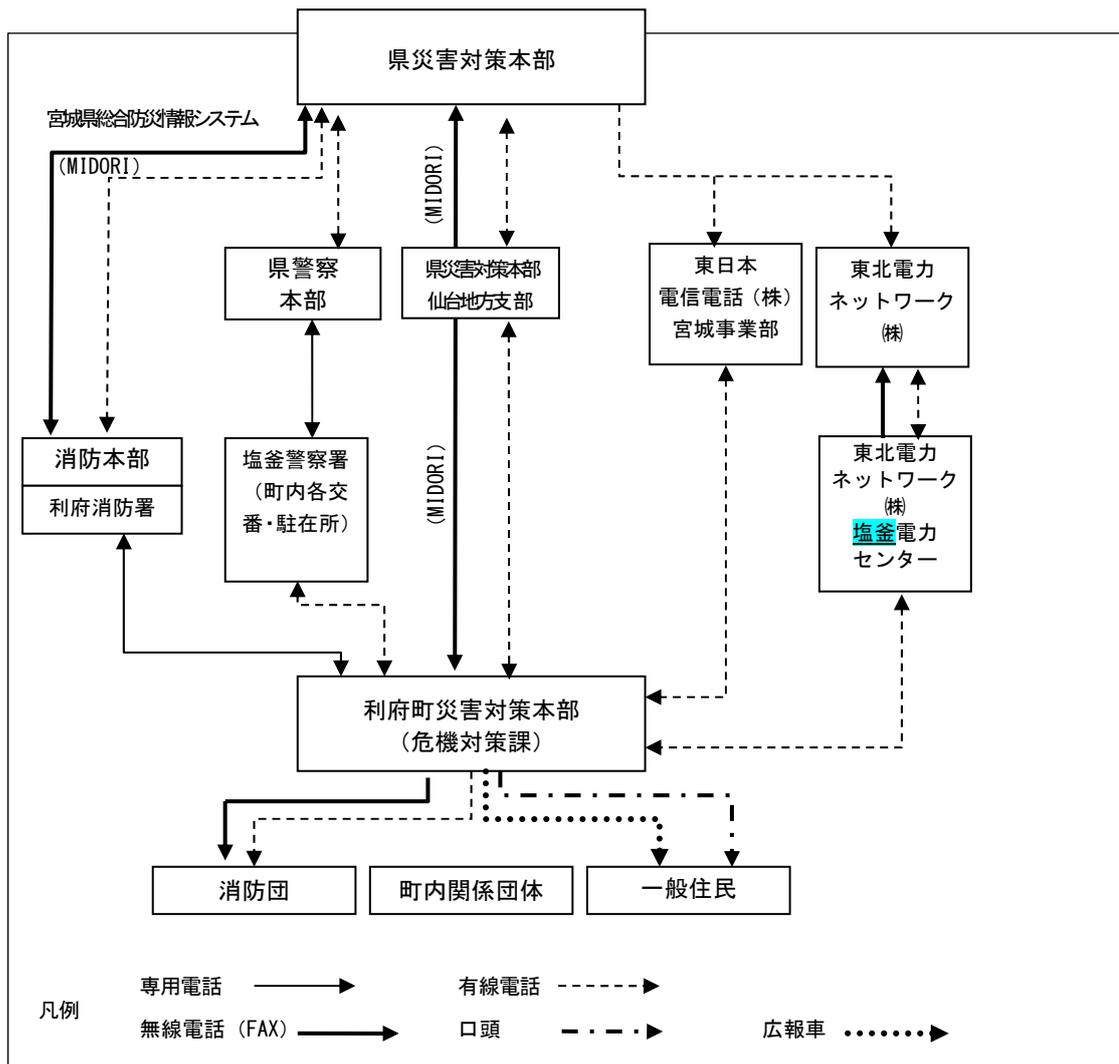
町及び防災関係機関が、交換する災害情報は次のとおりである。

- ・災害に関する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- ・災害時において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ・法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ・その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

(2) 災害情報等の相互交換体制

- 1) 町及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、情報共有を図るよう努める。
- 2) 町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため、情報収集に関わる組織、連絡窓口及び連絡責任者を定める。
また、必要に応じて相互に職員派遣を行い、情報の共有化に努める。
- 3) 町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。
- 4) 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

■災害情報連絡系統図



(3) 被害情報等の報告

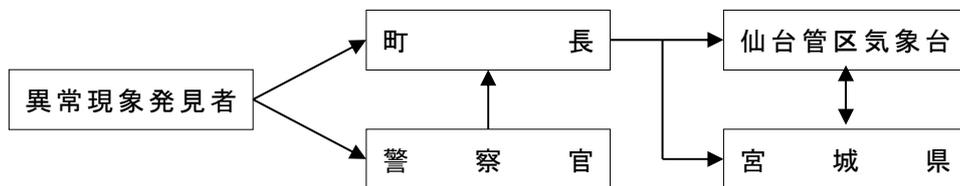
町（町災害対策本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき、速やかに被害情報を収集して県に報告する。

また、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、町は10日以内に県へ、それぞれ所定の様式に取りまとめた上、報告する。

- 【資料 3-6】 関係機関の通報先一覧
- 【資料 3-7】 被害調査区分
- 【資料 3-8】 報告担当及び連絡先
- 【資料 3-9】 市町村被害状況報告要領

第2 異常現象を発見した場合の通報

- 1 住民等は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに以下に掲げる関係機関に通報しなければならない。
- 2 町は、住民に広報紙などによって通報先を周知させる。
- 3 警察官等は、異常現象等の通報を受けた場合は速やかに町長に通報しなければならない。
- 4 町長は、異常現象の通報を受けた場合、必要と認めるときは関係機関に通報しなければならない。



異常現象発生時の通報要領

【資料 3-10】異常現象発見時の通報先一覧

第3節 通信・放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、町の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・防災行政無線の確保
	物資管理班	・庁舎施設の保全
	総務班	・通信及び電算システムの保全
(消防本部)		・消防無線の確保

第1 町防災行政無線

1 防災行政無線等の確保

町（総務部防災班）は、災害時における救急・救助、医療及び消火に関する情報の収集・連絡等の重要性に鑑み、防災行政無線、移動系防災無線等の通信手段を確保する。

2 施設の復旧

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。

3 通信手段の確保

避難所等となった学校等と町庁舎との通信手段を確保する。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第2 消防無線通信施設

消防本部は、災害が発生した場合には、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講じる。

第3 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、町は次のそれぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

■通信手段の状況・特徴

通信手段	状況・特徴
(1)一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
(2)災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、他の一般加入電話に比べて優先して使用できる。
(3)災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

通信手段	状況・特徴
(4) 携帯電話 (スマートフォン)	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
(5) 衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
(6) 地域衛星通信 ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
(7) 消防用回線 (消防無線)	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
(8) MCA無線システム	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
(9) 非常通信	町は、災害時において、他に手段がない場合等は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
(10) インターネット	データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
(11) 災害用伝言ダイヤル (171)・災害用伝言板 (web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
(12) 災害用伝言板	大規模災害時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、インターネットを通じ、携帯電話・パソコンを利用し、安否情報の登録・確認ができる。

【資料2-14】利府町防災行政無線通信施設

【資料3-11】災害時優先電話

【資料3-12】災害用伝言ダイヤル

2 非常時の通信の確保

町(総務部防災班)は、災害情報連絡のための防災行政無線等通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講じる。

また、東北総合通信局は、町からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。

第4節 災害広報活動

町及び報道機関は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区气象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等のその時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	企画広報班	・災害関係の広報活動 ・広聴活動の実施（相談窓口の設置）
	総務班	・各防災機関が実施する広報の調整 ・報道関係機関と連絡調整
	防災班	・防災関係機関と連絡調整 ・安否情報の情報の収集提供等

第1 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

町長は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 町民等への対応

町及びライフライン事業者は、町民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第2 町の広報活動

1 広報事項

町は、地域内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな次の情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難情報、避難場所等に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) ライフラインの被害状況に関する情報
- (9) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- (10) 民心安定のための情報
- (11) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (12) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報

- (13) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (14) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (15) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (16) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (17) 相談窓口の設置に関する情報
- (18) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (19) 町ホームページへの掲載による広報

2 広報実施方法

町は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者、障がい者、外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

■広報担当

広報担当区分	責任者	担当班	連絡方法
住民担当	秘書政策課長	企画広報班	広報車、テレビ、ラジオ、電話、ホームページ、掲示板等による自主防災組織を通じての連絡、携帯メールや緊急速報メール、口頭、文書（臨時チラシ、パンフレット）
報道機関担当	秘書政策課長	企画広報班	電話、FAX、インターネット、口頭、文書
	危機対策課長	防災班	Lアラートによる広報
防災関係機関担当	危機対策課長	防災班	電話、FAX、インターネット、口頭、文書、防災行政無線、Lアラートによる広報
庁内担当	総務課長	総務班	庁内放送、庁内電話

第3 安否情報

町（総務部防災班）は、被災者の安否について、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報の提供に努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、全国避難者情報システムの活用を図り、安否確認や避難先への情報提供等を行う。

第5節 防災活動体制

災害が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、災害時、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
全部		・ 配備にあわせた動員及び参集
総務部	防災班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 災害対策本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 地区連絡員の派遣
消防部		・ 消防団の動員

第1 初動対応の基本的考え方

町は、災害発生時の活動に当たって、当初の72時間が救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 職員の配備・動員体制

1 職員の配備体制

災害時、町長は災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。なお、災害対策本部が設置された際には、各課（所・局）は警戒配備体制組織の部（班）となる。また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、その状況に応じて段階的に「警戒配備」「特別警戒配備」を敷き、警戒本部の設置あるいは特別警戒本部の設置を行う。

各配備体制の基準等は次のとおりである。

(1) 警戒配備（0号）

東部仙台地域に大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、町内に災害の発生が予想され、若しくは災害が発生したとき、又は警戒本部設置前において、危機対策課長が必要と認めたときは、「利府町災害対策警戒配備要領」に基づき、各部は、必要な人員をもって警戒配備体制0号を敷く。

(2) 特別警戒配備（1号）

東部仙台地域に大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時、若しくは町内に被害が発生したとき、台風による災害が予想される時、その他特に総務部長が必要と認めたときは、「利府町災害対策警戒配備要領」に基づき警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

(3) 特別警戒配備（2号）

特に副町長が必要と認めたときは、「利府町災害対策警戒配備要領」に基づき特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

(4) 非常配備（3号）

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めたときは、「利府町災害対策本部活動要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制（3号）を敷

く。

ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(5) 現地災害対策本部

局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は本部長の指命する職員で構成する。

2 職員の動員体制

職員の動員は、【資料 3-13】警戒配備体制組織図の体制を整えるとともに、下記の連絡員についても定める。

(1) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

(2) 情報連絡員

各班に情報連絡員を置き、所属班に関する情報等の連絡事務を行う。

(3) 勤務時間内の職員の動員

勤務時間内の職員の動員は、動員する旨庁内放送し、各課の動員は、配備計画に基づき各課長等が行う。

(4) 休日・夜間等の職員の動員

休日、夜間等勤務時間外に配備、本部設置等に該当する災害等を覚知した場合、職員は配備体制基準に基づき登庁するものとし、連絡等が行えない場合は自主的に登庁し配備につく。(配備基準参照)

(5) 動員の報告

各課長は課内の動員状況を記録し、町長及び危機対策課長（防災班）に報告する。

災害対策本部が設置された場合には、対策本部の総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

(6) 災害救助法が適用された場合の体制

町長は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(7) 市町村間の応援協定

町は、応援協定を締結している市町村に対して、必要に応じて応援要請等を行う。

第3 災害対策本部等の運用

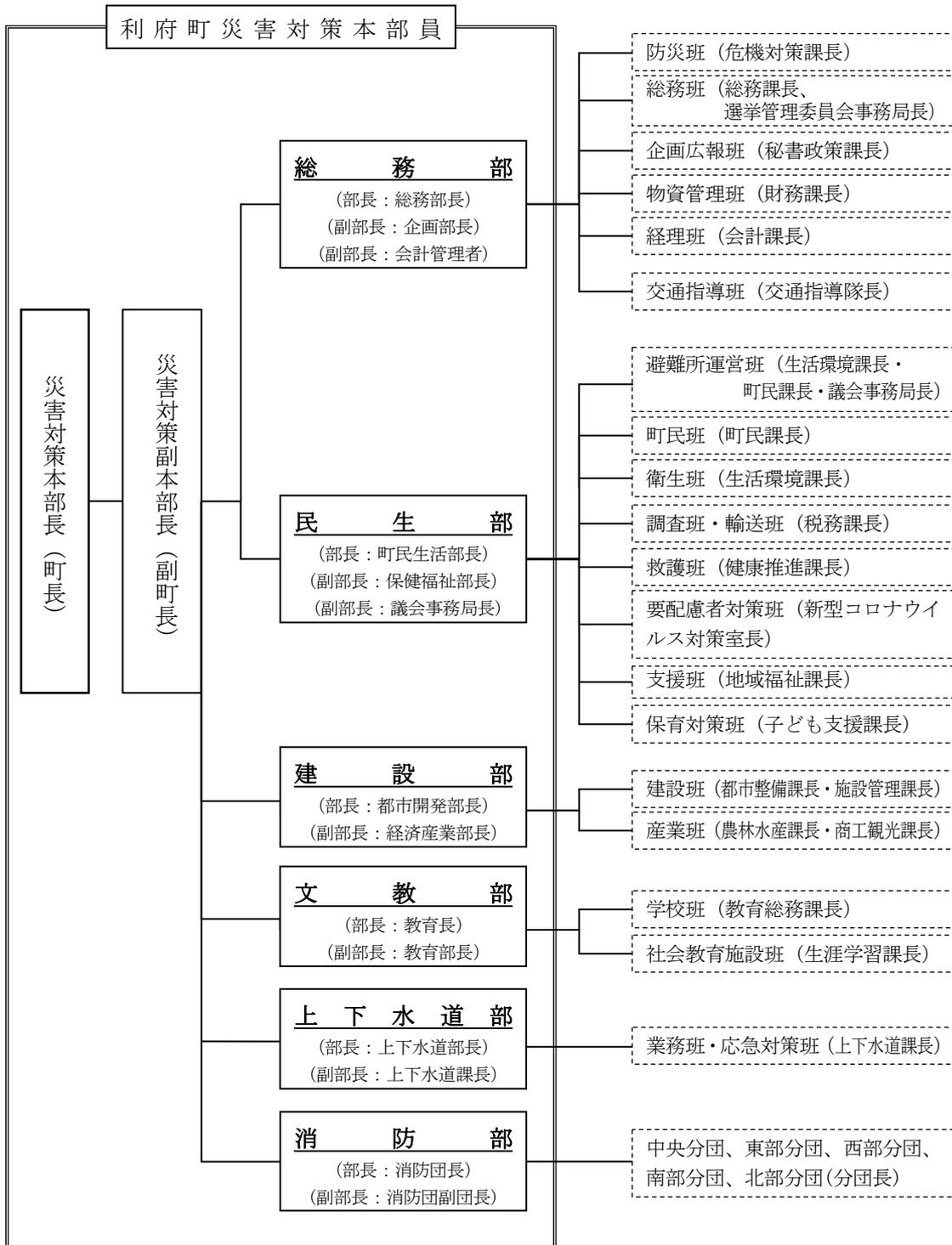
1 配備体制の基準・内容等

警戒配備0号から非常配備3号における配備体制の基準は次のとおりである。なお、職員の配備は、災害規模と災害情報を基準として、各自が判断する自動配備とする。

■配備体制の基準・内容等

項目	警戒配備	特別警戒配備		非常配備
	0号	1号	2号	3号
配備基準	(1) 東部仙台地域に大雨、洪水、高潮等の警報が発表されたとき。 (2) 大雨、洪水等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 (3) その他、特に危機対策課長が必要と認められたとき。	(1) 台風による災害が予想されるとき。 (2) 東部仙台地域に大雨・洪水・高潮等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 (3) その他災害の規模等の状況により、総務部長が必要と認められたとき。	(1) その他災害の規模等の状況により、副町長が必要と認められたとき。	(1) 町内に特別警報が発表されたとき。 (2) 災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、町長が必要と認められたとき。
配備内容	(1) 災害に関する情報の収集及び連絡活動を円滑に行える体制とする。	(1) 警戒本部を設置する。 (2) 災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	(1) 特別警戒本部を設置する。 (2) 災害に関する情報の収集、連絡及び局地的災害の応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	(1) 災害対策本部を設置する。 (2) 被害情報の収集、救助活動、広報活動等の組織の全力を挙げて応急対策を実施できる体制とする。
配備要員	特に関係のある課の所要人員 ・危機対策課、総務課、都市整備課、施設管理課、農林水産課、商工観光課、上下水道課	災害応急対策に関係する課(局・室)の所要人員 ・危機対策課、総務課、秘書政策課、財務課、会計課、生活環境課、議会事務局、町民課、税務課、健康推進課、新型コロナウイルス対策室、地域福祉課、子ども支援課、都市整備課、施設管理課、農林水産課、商工観光課、教育総務課、生涯学習課、上下水道課	災害応急対策に関係する部(局・室)の所要人員 ・危機対策課、総務課、選挙管理委員会事務局、秘書政策課、財務課、会計課、生活環境課、議会事務局、町民課、税務課、健康推進課、新型コロナウイルス対策室、地域福祉課、子ども支援課、都市整備課、施設管理課、農林水産課、商工観光課、教育総務課、生涯学習課、上下水道課	全部(災害応急対策に従事することが出来る職員)
時間外招集	(1) 自主登庁を原則とする。 (2) あらかじめ定めている非常連絡系統に基づき、一般加入電話、携帯電話等を用いて伝達する。			
会議構成	課配備担当職員	係課長等、 配備担当職員	係課長等、 配備担当職員	部員(本部会議)
備考	(1) 洪水等による警戒本部等の設置については、本部からの指示により関係課を通じ、各防災関係機関に伝達する(ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達を行わない)。 (2) 廃止については、本部からの指示により各防災関係機関に伝達する。 (3) 災害応急対策がおおむね完了し、災害復旧について協議する必要があると認める場合は、災害復旧本部又は災害応急対策連絡会議に移行する。			

利府町災害対策本部



利府町災害対策本部の組織概要

2 災害対策本部機能等の代替え

(1) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、本庁舎2階会議室とし、本庁舎が被災した場合は、被害状況を勘察し、利府町文化交流センター「リフノス」に災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の設置を示すため、町役場の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	利府町役場本庁舎2階会議室	022-767-2111
第2順位	利府町文化交流センター「リフノス」	022-353-6114

(2) 災害対策本部長等の代理順位

災害対策本部等は、町長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	町長	副町長	総務部長
特別警戒本部	副町長	総務部長	企画部長
警戒本部	危機対策課長	総務課長	-

3 災害対策本部会議

本部長は、災害対策本部の事務を総合的、かつ、有機的に推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を置き、事務局を防災班で行う。

災害予防及び災害応急対策上の重要な事項については、本部員会議で決定し、その実施の推進を図る。

災害対策本部が実施する主な所掌事務は以下のとおりである。

●本部員会議

本部員会議は、町長が総括して進める。

●本部員会議の対策内容

- (1) 気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (2) 住民の不安を除くために必要な広報
- (3) 消防、水防その他応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設、設備の応急復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 避難情報の発令
- (8) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (9) 県災害対策本部への報告、要請
- (10) 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- (11) 自主防災組織との連携及び指導
- (12) その他必要な災害応急対策の実施

4 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、本部長が町の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策措置がおおむね完了したと認められる時に廃止する。

5 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、「利府町災害対策本部条例」及び「利府町災害対策本部運営要綱」のとおりである。

【資料 1-4】 利府町災害対策本部条例

【資料 1-5】 利府町災害対策本部運営要綱

【資料 1-6】 利府町災害対策本部活動要領

【資料 1-7】 利府町災害対策警戒配備要領

【資料 3-13】 警戒配備体制組織図

第4 消防機関の活動

消防機関は、非常招集の規定に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

町長及び水防管理者は、町域で洪水、津波又は高潮による水害が発生したときは、非常配備の規定等に基づき水防団員を招集し、水防活動体制を確立する。その後、速やかに、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集など所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、配備体制により消防長、消防署長の指揮下に入り、消防本部と協力して出火防止、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

また、被害情報の収集・報告も行う。

3 水防団の活動

水防団は、水害が発生した場合、設置主体である水防管理団体の管理者の指揮下に入り、常備消防と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

第5 県及び関係機関との連携

1 県との連携

県は、大規模な災害が発生し、本町との情報途絶が発生した場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

町は、県からの職員の受入れ方法・体制等について、あらかじめ協議を行う。

また、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

2 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、県、ライフライン事業者等は、必要に応じて、調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

第6節 警戒活動

町及び防災関係機関は大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・警戒体制の発令 ・気象情報の収集及び伝達 ・消防団の動員、消防団による警戒活動
	総務班	・職員の動員
消防部		・消防団の動員、消防団による警戒活動

第1 警戒体制

町は、雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第2 土砂災害警戒活動

1 町長は、宮城県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等必要な措置を講じる。

2 町長は、避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とする。

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。

3 町は、発令した避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第3 ライフライン、交通等警戒活動

町及び交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第4 流木防止活動

町は、河川において洪水、高潮等によって生じる係留木材の流出事故に備えるため、関係機関と相互に連携を図りながら材木の流出防止に努める。

第7節 水防活動

町は、洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合、設定したタイムラインに沿って水防活動を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	課	担当業務
総務部	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・水防要員の招集、渉外、水防時における道路交通対策等の立案等 ・水防の庶務全般、報告等 ・状況の把握と判定、水防警報、立ち退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に必要と認める事項 ・洪水予報等気象情報の受信、雨量、水位等情報の収集及び報告等 ・町民に対する避難及び水防上必要な警報等の広報伝達 ・被害の調査収集、取りまとめ、関係機関への報告 ・浸水地区等の排水対策に関すること ・雨量、水位等の情報収集及び水防作業の現地指導 ・水防資機材の整備、調達、搬送 ・水防時における河川、水こう門、堰等の巡視及び応急処置
企画部	総務課	
町民生活部	秘書政策課	
経済産業部	財務課	
都市開発部	税務課	
上下水道部	都市整備課	
	施設管理課	
	農林水産課	
	上下水道課	
	消防団	

第1 水防活動

1 水防区域の監視、警戒等

水防警報を受報した水防管理者（町長）は、水防団に指示し、洪水警報の危険度分布や高潮の予想される潮位等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。

2 警戒区域の設定

水防団及び消防本部は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施するため、町、河川管理者及び県と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水警報の危険度分布で紫が出現するなど、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。

3 堰、水門等の適切な操作

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、堰、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

4 水位情報の把握

水防管理者（町長）は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、消防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

5 水防活動の民間委託

水防管理者（町長）は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。なお、水防管理者（町長）は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第2 水防本部の設置及び組織、事務分掌

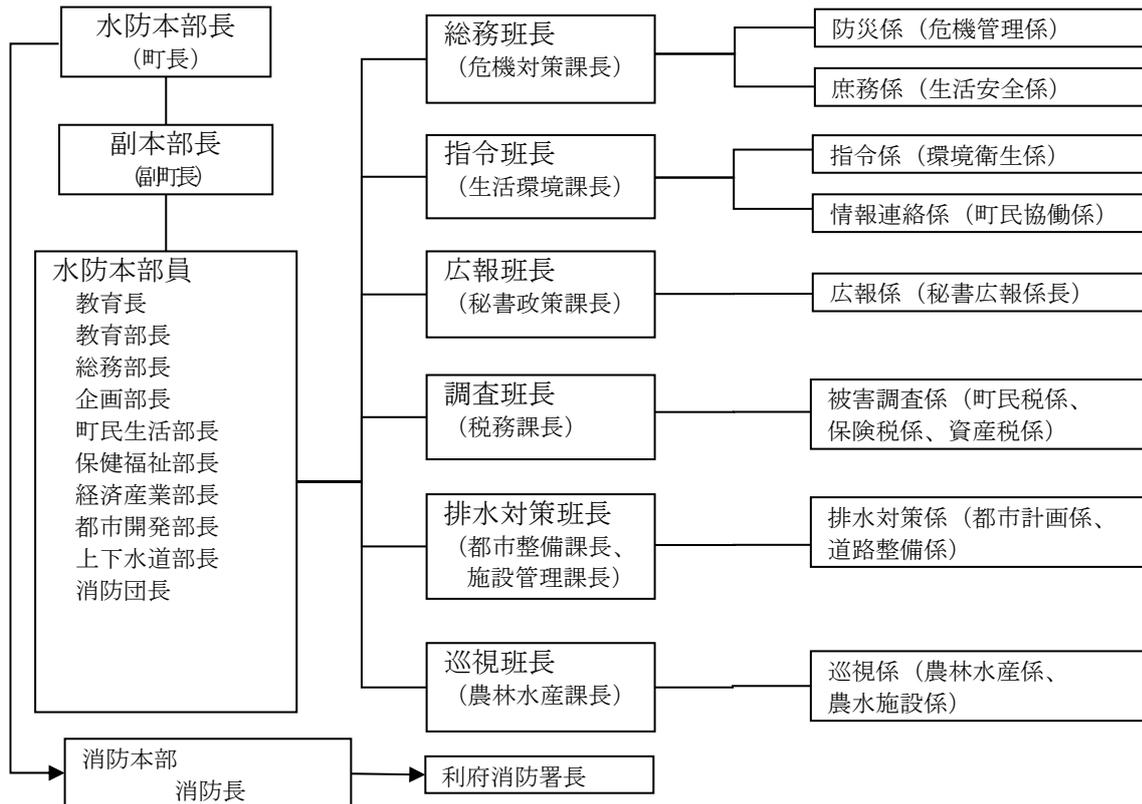
1 水防本部

水防管理者（町長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたと時から、その危険が除去されるまでの間、町役場に水防本部を設け、水防事務を処理する。

特別警戒体制（1号、2号）が発令された時には、警戒本部並びに特別警戒本部内に水防本部を設け、活動の連携を図る。

ただし、利府町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

水防本部の組織は次のとおりとし、事務局は危機対策課（防災班）とする。



2 水防事務分掌

水防本部の事務分掌は次のとおりとする。

班	係	事務分掌
総務班	防災係	水防要員の招集、渉外、水防時における道路交通対策等の立案等
	庶務係	水防の庶務全般、報告等
指令班	指令係	状況の把握と判定、水防警報、立ち退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に必要と認める事項
	情報連絡係	洪水予報等気象情報の受信、雨量、水位等情報の収集及び報告等
広報班	広報係	町民に対する避難及び水防上必要な警報等の広報伝達

班	係	事務分掌
調査班	被害調査係	被害の調査収集、取りまとめ、関係機関への報告
排水対策班	排水対策係	浸水地区等の排水対策に関すること
巡視班	巡視係	水防時における河川、水こう門、堰等の巡視及び応急処置

3 消防機関の水防組織

(1) 消防団

利府町消防団は、消防組織法第1条に定める水防業務を行うものとし、その組織は次のとおりとする。

		分団名	担 当 地 区
水防本部長 (町長)	団本部	中央分団	大町、館、花園、皆の丘、仲町、東町、藤田
		東部分団	春日一部、春日二部、赤沼、浜田、須賀、葉山
	団長 副団長	西部分団	神谷沢、菅谷一部、菅谷一部、菅谷台
		南部分団	野中一部、野中二部、加瀬、町加瀬
		北部分団	沢乙、しらかし台、青山、青葉台

(2) 消防本部

消防本部は、消防組織法に基づく任務として水防業務に当たる。

第3 水防本部員の招集及び関係機関への応援等の要請

水防事務を分担する係員等は水防本部設置の指令を受けたときは、直ちに水防本部に参集し水防本部長の指揮を受ける。

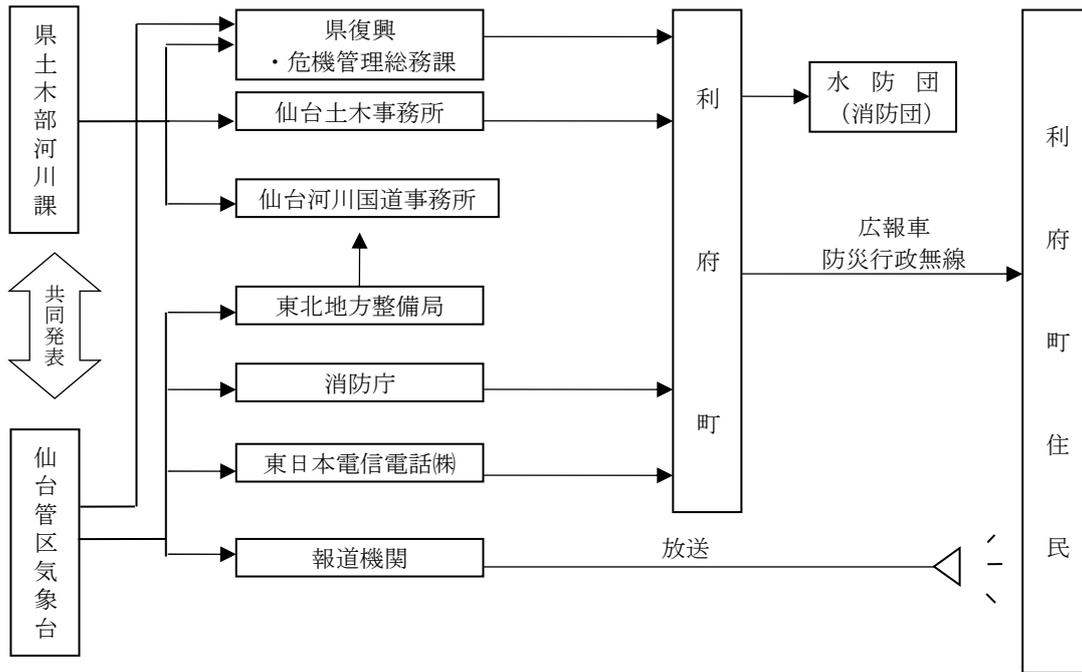
水防本部長が応援又は援助の必要を認めたときは、下記の関係機関へ要請する。

- 1 宮城県仙台土木事務所長
- 2 塩釜警察署長
- 3 消防本部消防長
- 4 その他関係機関

第4 水防通信連絡

1 水防に関する連絡系統

本町にかかる水防に関する洪水予報等の伝達系統は、次のとおりである。



【資料 3-5】水防警報の伝達系統図

【資料 3-14】指定河川洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表）

2 消防団等への通報

町は、水防に関する予警報等を受領したときは、水防本部長に報告するとともに、その指示を得て消防団に通報する。

第5 水防巡視

1 水防巡視

水防本部長は、洪水予警報等の通知を受けたとき、又は、自らの判断により必要と認めるときは、直ちに消防団長並びに河川受持区域の分団長に対し、その旨を通知し必要団員を招集、河川、水門、堰、ため池等の警戒巡視を行うよう指示する。

また、河川水位が通報水位に達したとき、及び高潮、津波発生のおそれあるときも前記同様直ちに消防団長並びに関係分団長に通知するとともに、消防信号により周知必要な団員を招集し、警戒巡視等水防活動に当たらせる。

2 水位の通報基準

各分団の河川警戒巡視中における水位の通報基準は、次のとおりとする。

- (1) 通報水位、降雨量の状況から河川の異常増水が見られるとき。
- (2) 警戒水位、河川及び内水の増水が激しく警戒の必要が認められるとき。
- (3) その他、水門、収奪における異常水流（堤防に障害を及ぼすおそれのある衝撃流）等

巡視河川等	巡視区域	巡視責任者	巡視時期	報告及び措置
砂押川	左岸高嶋橋～菅谷新松本界	北部分団長	通報水位に達してより適宜	1 巡視責任者は、危険箇所等の異常を発見した場合は、速やかに本部長に報告するとともに、地元町内会長に連絡する。
	左岸菅谷新松本界～多賀城市界	西部分団長		

巡視河川等	巡視区域	巡視責任者	巡視時期	報告及び措置
	右岸高嶋橋～ 八幡崎堰	北部分団		2 河川の出水は急速なので、その日の降雨量の状況より判断し、事前に出動を開始し、危険と判断される箇所に対しては、応急対策を施し本部長に報告する。
	右岸八幡崎堰 ～車両基地	中央分団長		
	右岸車両基地 ～多賀城市界	南部分団長		
横枕川	全 域	西部分団長	同上	
勿来川	左岸森郷石田 ～勿来新橋	中央分団長	同上	
	左岸勿来新橋 ～多賀城市界	南部分団長		
	右岸森郷石田 ～勿来新橋	中央分団長		
	右岸勿来新橋 ～多賀城市界	南部分団長		
藤田川	芦の口～ 藤田間	東部分団長	同上	
須賀海岸 浜田海岸	全 域	東部分団	同上	
沼、ため池等	全 域	管轄分団の他 指定管理人	同上	

3 沼、ため池等の巡視

沼、ため池等の巡視は、地区分団員の外指定管理人が行うものとし、異常気象の通報を知った後は常時出水の状況及び堤防の状態を監視し、降雨量の状況に応じて随時放流調整を行うとともに異常を発見した場合は、直ちに本部長に報告する。

第6 出動

1 非常配備

水防管理者(町長)が消防団等の水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- 1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- 2) 水防警報指定河川・海岸にあっては知事からの警報の伝達を受けた場合
- 3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

(1) 待機

水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうるような状態におく(待機の指令は、水防に關係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたときに発令する。)

(2) 準備

水防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合するとともに資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、ダム、水こう門、樋門、溜池等水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため一部団員を出動させる(準備の指令は、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき発令する。)

(3) 出動

水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。(出動の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき発令する。)

2 津波来襲時の配慮

- (1) 津波来襲時において水防管理団体（町長）は、報道機関等の情報により、その津波の原因となった地震の発生場所や、津波到達時間などを情報収集し、水防団による水閘門の操作や避難活動ができる「活動可能時間」を把握する。
- (2) 近地津波の場合は、「活動可能時間」の確保が相当程度短いと予測されることから、水防団員の安全確保のため、出動を命じることは避けるべきであり、津波が収まった後の活動に備え、安全な場所での待機を命ずる等の指揮を執る。
- (3) 遠地津波の場合、津波の発生情報がもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。

この場合においても水防管理団体（町長）は、津波到達時間などを情報収集し、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合には、水防団に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設の操作を指示する。

なお、出動した消防団は、津波到達予測時間前には安全な場所に退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

3 配備につく時期

次のいずれかに該当するときに配備につく。

(1) 水防警戒配備0号

- ・大雨、洪水、高潮又は波浪の警報が発表されたとき。
- ・水防警戒の発令が予想される時。

(2) 水防特別警戒配備1号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき（例：水防警戒が発令されたとき）。
- ・津波注意報が発表されたとき。

(3) 水防特別警戒配備2号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な水災発生が予想される時又は広範囲にわたる被害が発生したとき。
- ・津波警報が発表されたとき。

(4) 水防非常配備

水災が発生し、町内に特別警戒が発令され、又は水災が発生するおそれがある場合において水防本部長（町長）が必要と認めたときに、水防本部長（町長）の指示により配備につく。

なお、水防本部長（町長）は、事態に応じ、水防警戒配備0号から直ちに水防特別警戒配備2号又は水防非常配備の実施を指示する場合や、水防特別警戒配備1号から直ちに水防非常配備の実施を指示する場合もある。

4 水防信号

水防信号は、水防時における水防信号に関する規則の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般町民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨報告があったとき。	毎分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により一般町民の出動を求める。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察署、町内警察官駐在所に通報し、危険区域内の住民を避難場所に誘導する。

第7 水防活動等

1 水防上の基本的な注意事項

(1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施する。

また、水防管理者（町長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習得させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(2) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は、水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまで警戒すること。

2 水防団員の心得

(1) 水防作業に当たり、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(2) 水防作業中は、言動に注意し、特に夜間は「越水」、「破堤」等の不用意な発言をしない。

(3) 水防作業中の命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重に行う。

3 水防（消防）団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、気象予警報を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間この計画に基づいて活動する。

(1) 河川、堤防の巡視等

各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、管轄区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水位の変化と水門、堰等の状況を水防本部長に報告する。なお、水位が警戒水位に達したときは、水防時における水防信号に関する規則の第1信号により住民に周知する。

各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川、堤防等を巡視し、洪水のおそれを察知したときは、直ちに、その状況を水防本部長に報告するとともに、第2信号を打鐘し、団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を水防本部長に報告する。

各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずる事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防本部長に報告する。

各分団長は、洪水の危険が切迫し直ちに地域住民の避難、立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告する。

(2) 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に、水防活動実施報告書（別紙様式1）により水防本部長に報告する。

水防管理者は、水防活動終了後10日以内に仙台土木事務所を経由して、知事に報告する。

4 分団の受持区域

分団の水防受持区域は次のとおりとする。ただし、団長は必要に応じ分団の水防受持区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができる。

【資料 3-15】 河川別分団受持区域

5 決壊・漏水等（被害情報）の通報及びその後の処置

- (1) 堤防等が決壊・越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、又はそれらが発生するおそれが生じたときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、速やかに仙台土木事務所長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者、所轄の交番（駐在所）に通報する。
- (2) 堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう務めるものとする。

6 避難のための立退き

- (1) 堤防等が破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合には、法第29条の規定により、水防管理者（町長）等は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。
- (2) 水防管理者は、立退き又はその準備を指示した場合は当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
- (3) 水防管理者（町長）等は、塩釜警察署長と協議して、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先経路等に必要な措置を講じておく。

7 水防配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 消防団員は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は、人員、資材器具及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資材器具等は、手入れをして所定の位置に整備する。

第8 水防資機材の配備

1 防災倉庫及び資機材

- (1) 所在地： 利府町利府字新並松4番地役場敷地内ほか各小学校内備蓄倉庫
- (2) 消防団車両積載備品等機材については各分団器具置場とする。
- (3) (1)の水防資材倉庫及び保管備蓄資機材の管理は危機対策課長とする。

2 水防資材の調達

水防資材確保のため、次の水防資材取扱業者とあらかじめ契約しておく。各分団において、状況の急変等により災害対策本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等より調達する。その場合は、その旨を水防本部長に報告する。

3 県有備蓄資機材の応援要請

水防管理者は、備蓄並びに調達資機材を使用し、更に必要がある場合は、県の水防計画の定めるところにより仙台東水防区多賀城水防倉庫を管轄する仙台土木事務所長に要請する。

第9 水門、堰等の管理

1 水門、堰等の管理責任

水門、堰等の維持管理は町において行うものとし、定期的に巡回点検を行い機能の確保に努める。

2 施設毎取扱担当者の指名

町長は、異常気象時における町内主要河川等の水門、堰等の開閉時期の適正を期するため、施設毎の取扱担当者を指名し被害の軽減に努める。

水門、堰等施設毎の取扱担当者は別に定める。

NO	河川等名	水門、堰名	管理者	連絡先	住 所	備考
1	横 枕 川	横枕第2号堰	利府町長	農林水産課	利府町利府字 新並松4番地	
2	〃	横枕第3号堰				
3	〃	横枕第4号堰				
4	種捨川	新熊の前堰(1)				
5		新熊の前堰(2)				
6		種捨川堰				
7	砂押川	唄 沢 堰				
8	〃	三軒屋敷堰				
8	〃	八幡崎堰				
10	〃	大 友 堰				
11	〃	新大友堰				
12		玄破沢堰				
13		新北橋堰				
14		深山前堰				
15	勿来川	大 堰				
16	〃	赤 堰				
17	〃	新 赤 堰				
18	〃	惣の関下流堰				
19	藤田川	岩 沢 堰				
20	須賀漁港	須賀水門		危機対策課		
21	浜田漁港	浜田陸閘				

3 水門、堰の警戒及び開閉操作時期

水門、堰取扱担当者は、異常気象時において緊急に水門、堰等の開閉操作を行う必要があると認めるときは、町長（主管課長）に報告し、指示に基づき操作を行う。

水門、堰の取扱担当者の警戒実施時期は、「第5 水防巡視 2 水位の通報基準 2）」の警報水位に達した以後とする。

第8節 相互応援活動

大規模な災害等において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、町は、他の市町村や防災関係機関と相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・市町村間の相互応援に関する事務 ・県への報告、応援の要請に関する事務 ・災害時協力機関及び団体要請に関する事務
(消防本部)		・消防に関する応援協定の事務

第1 市町村間の相互応援活動

1 他の市町村長に対する応援の要請

町長が応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を求める。

町長は、応援要請を受けた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施に当たっては、応援に従事する者は被災市町村の指揮の下に行動する。

(1) 個別相互応援協定

町は、災害時に係る相互応援協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 県内全市町村間相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

一定広域圏に被害が集中し、個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。ただし、県と調整するいとまがない場合は、活動実施後に県に報告する。

【資料 2-17-16】 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

2 県への情報伝達

応急対策の実施に際して、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、町長は、県に対しその旨連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生した場合、被災市町村に対する応援が必要となる場合があることから、町は、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

【資料 2-17-1】 宮城「館」防災に関する相互応援協定

【資料 2-17-2】 宮城「館」防災に関する相互応援協定細目

【資料 2-17-22】 災害時等における相互応援に関する協定

第2 県内消防機関の相互応援活動

消防本部は、大規模災害等により、管内の消防力では災害防除が困難な場合には、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」及び、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月策定）に基づき相互応援活動を行う。

【資料 2-17-3】 広域消防相互応援協定書

【資料 2-17-4】 消防相互応援協定書

【資料 2-17-7】宮城県広域消防相互応援協定に基づく消防団の応援派遣についての覚書

【資料 2-17-8】宮城県広域航空消防応援協定書

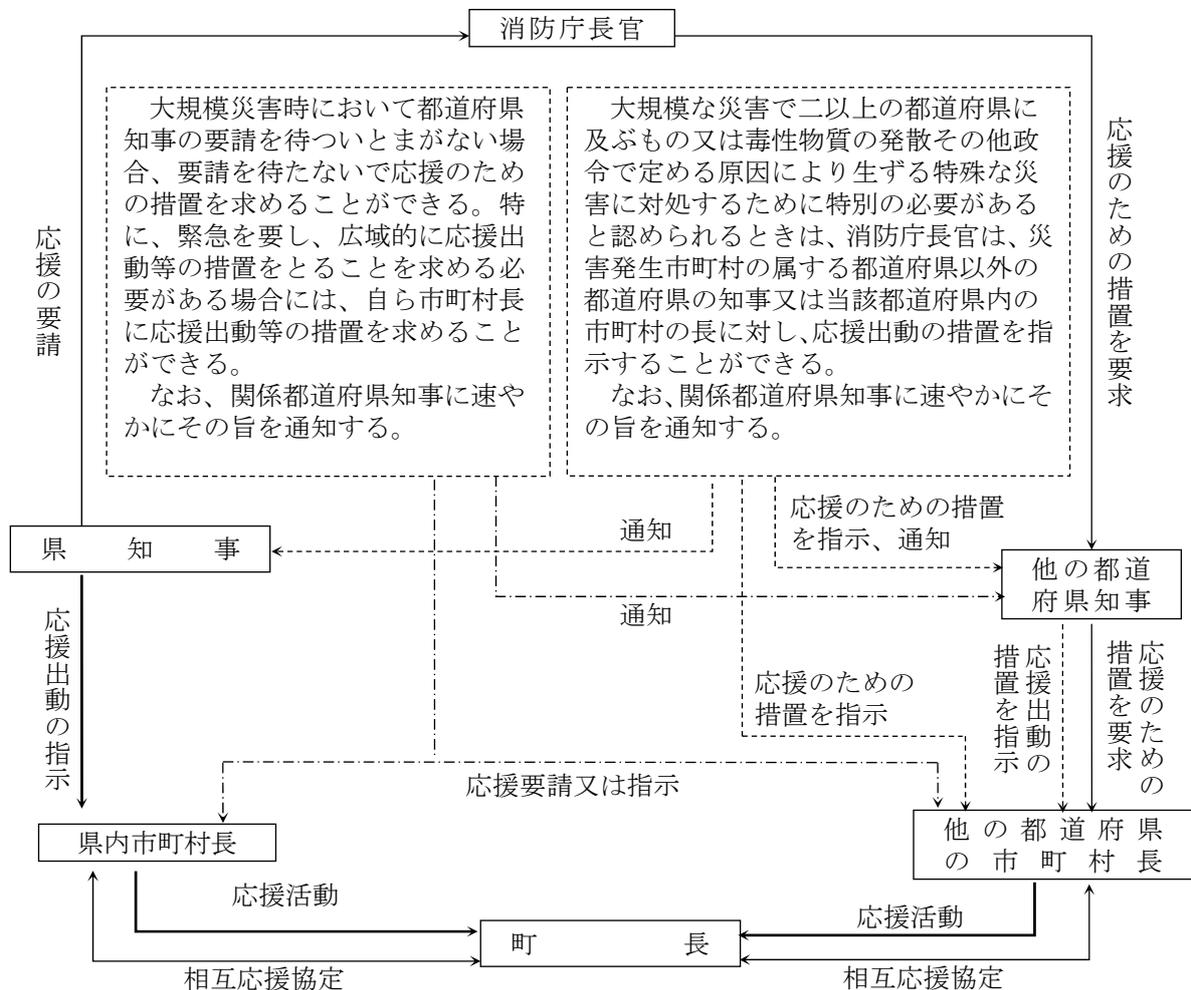
【資料 2-17-9】宮城県内航空消防応援協定書

【資料 2-17-10】宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害における広域航空消防応援に関する協定書

第3 緊急消防援助隊の応援要請

消防本部は、大規模災害発生時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成16年8月策定）の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

■緊急消防援助隊情報連絡体系図



第4 地域内の防災関係機関の応援協力

地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、連絡責任者を定めておく。

また、防災関係の県の機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、事務組合、公共的団体等の役割を明確にし、相互に協力して、防災活動を実施する。

【資料 3-16】防災関係機関連絡先

第5 広域的な応援体制

町は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。
また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

第6 受入れ体制の確保

町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

また、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

第7 他市町村等への応援体制

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底する。

第9節 災害救助法の適用

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
本部長（町長）	（防災班）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村間の相互応援に関する事務 ・県への報告、応援の要請に関する事務 ・災害時協力機関及び団体要請に関する事務
民生部	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に関する事務

第1 災害救助法の適用

災害救助法は、町からの被害情報に基づき、県が適用する。本町における具体的適用は、次の適用基準のいずれか1つに該当する場合である。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定による。災害救助法は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため応急的なもので、本町における災害救助法の適用基準は次のとおり。

【災害救助法の適用基準】

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 60 世帯以上	施行令第1条第1項第1号
(2) 県の区域内の住家が滅失した世帯の数そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県 2,000 世帯以上 かつ町 30 世帯以上	施行令第1条第1項第2号
(3) 県区域内の住家が滅失した世帯の数そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県 9,000 世帯以上 かつ町多数(町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)	施行令第1条第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき	多数 ※1	施行令第1条第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき ・多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合 ・食品の給与等に特殊の補給方法または救出に特殊の技術を必要とする場合	— ※2	施行令第1条第1項第4号
(6) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき	—	法第二条第2項

注1) ※1の場合には、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこ

とによる。県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

※2 は、内閣府令の定める基準に該当することによる。

注2) (1)～(4)に規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

2 災害救助法の適用の手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときを開始される。

原則	災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日	
例外	(1)	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	(2)	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日 = 被害等が判明した日

町は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

3 救助の種類

救助の種類は次のとおりである。

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ・医療、助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・遺体の捜索及び処理
- ・障害物の除去
- ・応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

【資料3-17】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

【資料3-18】被災世帯の算定基準

第2 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与

- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急処理
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・遺体の捜索及び処理
- ・障害物の除去
- ・応急救助のための輸送
- ・応急救助のための賃金職員雇上費

第3 救助の実施状況及び費用の報告

各部及び災害対策本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、民生部に報告し、民生部は本町の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

第10節 自衛隊の災害派遣

災害に際して人命または財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、町長は知事（復興・危機管理総務課）を通じて、自衛隊法の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
本部長（町長）	（防災班）	・ 知事に対する自衛隊災害派遣要請
総務部	防災班	・ 災害救助法に関する事務

第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

（1）派遣の要請

町長（本部長）は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第2即応機動連隊）等の長に通知することができる。この場合、町長は、速やかに県知事等にその旨を通知しなければならない。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

（2）派遣の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

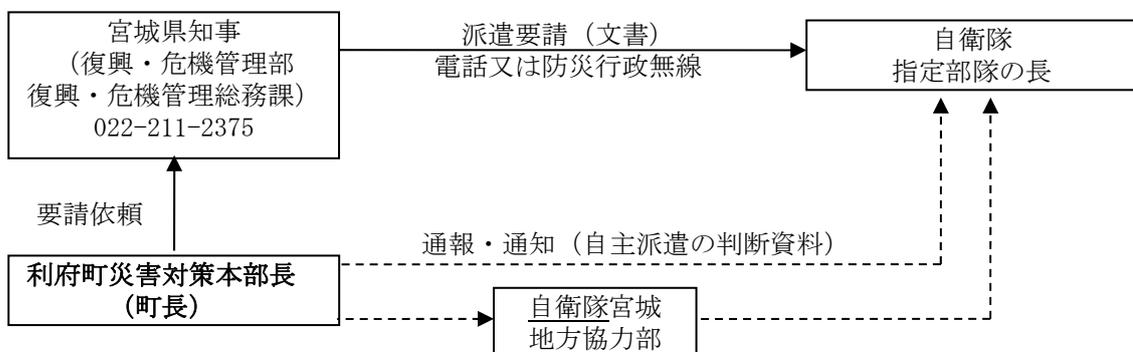
2 自衛隊の自主派遣

大規模災害発生時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

3 要請の手続

自衛隊派遣要請の手続きは次のとおりである。

■派遣要請系統図



■要請時に明らかにする事項

<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況及び派遣を要請する事由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能・道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

【資料 3-19】 自衛隊要請先

【様式 3-20】 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第2 自衛隊との連絡調整

町（本部長）は、大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合には、自衛隊から派遣される連絡幹部等を災害対策本部に受入れ、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、災害対処に必要な情報交換等を行う。

また、自衛隊の連絡幹部等は、町及び防災関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を行う。

第3 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常以下のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
要救助者等の搜索救助活動	要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動
水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動の支援	消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）
道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者または医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施
援助物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時において、町長、その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ・警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- ・他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ・現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- ・住民または現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- ・通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置。

第4 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、町は速やかに以下の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 連絡調整者の決定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を、速やかに調整して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得る。また、公園等を宿営地に指定する場合についても、同様とする。

4 作業内容の調整

町長、知事及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

5 臨時ヘリポートの指定

町は、臨時ヘリポート設置基準に従い、臨時ヘリポートを指定する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くから上空に風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の職別を容易にする。

さらに、危険予防の処置として、関係者以外を離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせないようにし、表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

【資料 2-21】ヘリポート適地の状況

【資料 3-21】臨時ヘリポート

6 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第5 派遣部隊の撤収

- 1 町（本部長）は、派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。
- 2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。
- 3 災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

【資料 3-22】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた町が負担するものとし、細部については、その都度町（本部長）と知事等が協議して定める。

- ・派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- ・派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ・派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上または修理費
- ・無作為による損害の補償
- ・その他協議により決定したもの

第11節 救急・救助活動

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	救護班	・救出隊の編成、負傷者の救出
消防部	消防団	・救出隊の編成、負傷者の救出
(消防本部)		・救出隊の編成、負傷者の救出
(自主防災組織)		・救出隊の編成、負傷者の救出活動への協力

第1 町の活動

1 救助活動

- (1) 町（本部長）は、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等の協力を得て救出隊を編成し、救出に必要な資機材を投入して、速やかに捜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に報告する。
- (2) 一般住民等からの情報については、適宜関係機関あてに伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。
- (3) 救出隊は、災害の特殊性、危険性及び事故内容等を的確に把握し、安全かつ迅速に行う。なお、災害現場での活動は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員等の健康管理やマスク着用等を徹底する。
- (4) 町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等、国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- (5) 町及び塩釜警察署は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災者の救出、救護を実施する。
- (6) 町は、被災地の市町村からの応援要請を受けた場合、又は、相互応援協定に基づき、救急・救助活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

2 救急活動

- (1) 救出隊は、負傷者を救出した場合は、救護班と協力して救命措置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他軽度な傷病者は消防隊員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て自主的な応急手当てを依頼する。
- (2) 救出隊は、重度傷病者等の搬送については、県防災ヘリコプターの有効活用を図る。

3 救出の報告等

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を発見し、または知った者は救出に努めるとともに、消防本部、消防署のいずれかに連絡をする。

【資料 2-19】医療機関の状況

第2 消防機関の活動

大規模な災害時には、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防本部は、医療機関、塩釜医師会、日本赤十字宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を綿密に行いながら救急・救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速、かつ、的確な判断とさまざまな処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の活用等効率的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第3 住民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、自担当、居住地区において建物倒壊、火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

2 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、町等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動について現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第4 惨事ストレス対策

搜索、救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、医師会等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第5 感染症対策

搜索、救急・救助活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第12節 医療救護活動

大規模な災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	救護班	・ 救護所の設置 ・ 医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・ 医薬品等の確保
消防部 (消防本部)	消防団	・ 負傷者等の搬送 ・ 応急救護 ・ 負傷者等の搬送

第1 医療救護体制

1 医療救護担当部門の設置

- (1) 町は、必要に応じて、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。
- (2) 町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、塩釜医師会及び公的病院等拠点となる病院等に医療救護班の派遣を要請する。
- (3) 医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合などには、速やかに隣接市町村及び県に協力を求める。

(4) 医療救護班の編成

町は、医療救護活動を実施する必要がある場合、塩釜医師会の協力を得て医師及び看護師等で構成する医療救護班を編成し、救護所に派遣する。

なお、医師及び看護師の派遣を予定している医療機関は、被災の状況や医療機関に直接診察・治療に訪れる負傷者等の状況に応じて、派遣の規模や時期を判断する。

医療救護班は、次の点に留意して編成する。

- ・ 被災傷病者の発生及び避難状況
- ・ 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- ・ 被災地の医療機関の稼働状況
- ・ 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- ・ 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

2 救護所の設置

町は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、医師会等の協力を得て避難所または被災現場等に救護所を設置・運営する。

町は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車及び防災行政無線（同報）放送より、住民への周知を行う。また、県本部に報告する。

町は、救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

【資料 2-17-17】災害時の医療救護活動に関する協定書

【資料 3-23】医療救護班の編成

第2 医療救護活動の実施

町及び関係機関は、相互に連携・協力しながら、次の範囲・組織で、被災者に対する医療救護活動を実施する。

1 トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき、または上回ると予想されたときは、トリアージにより治療の優先順位を決定し、効率的な治療に努める。

2 負傷者の搬送

（1）搬送者及び搬送先の選定

救護所では対応できない負傷者が発生した場合、町は、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送先医療機関の受入体制を確認した上搬送する。

（2）搬送の実施

1) 負傷者を災害時後方支援病院に搬送するときは、原則として、被災現場から医療施設または救護所まで搬送は、救護車のほか町有車両をもって行う。

2) 災害時後方支援病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、県に要請する。

原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は町が実施し、医療施設又は救護所から災害時後方支援病院までの搬送については、県に依頼する。

3) 搬送方法は、災害時において消防本部は、救急車により搬送する。消防本部の救急車確保が困難な場合、災害対策本部は、医療機関の車両、あるいは民間輸送業者に対して負傷者の搬送を要請する。

4) 町（本部長）及び消防本部は、予想される広域後方医療施設への搬送量や道路状況を踏まえヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、県ヘリコプター運用調整班に必要な搬送手段の確保を要請する。

3 医薬品等の調達

救護所において、医療救護活動用の医薬品、医療用資機材が緊急に必要となった場合、町を通じて塩釜地区薬剤師会より調達する。さらに医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材が不足した場合には、町を通じ県災害対策本部に対して、医薬品等の供給要請を行い、医薬品卸会社を通じて調達する。

4 医療機関に関する広報

町は、災害時において町内の医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、この旨住民に広報する。

【資料 2-19】医療機関等の状況

【資料 3-24】医薬品等の調達先

第3 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。また、住民、自主防災組織は在宅医療患者の安否確認についての協力を行う。
- 2 町（本部長）は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県へ調整を依頼する。
- 3 町（本部長）は、透析医療の確保に努め、県へ患者の受入れの調整や資機材の支援等を要請する。
- 4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて災害対策本部に提供する。

第4 災害救助法における実施基準

1 医療救護の対象者

- (1) 医療救護の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため、医療の途を失った者。
- (2) 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。

2 医療救護の範囲・期間

医療救護班の担当業務の範囲及び期間は、次のとおりである。

業務の範囲	(1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他治療及び施術 (4) 病院又は診療所への受入れ (5) 看護 (6) 助産（分べん介助、分べん前後の処置、衛生材料の給付等）
医療救護の期間	(1) 医療については、災害発生の日から原則として14日以内とする。 (2) 助産については、分べんした日から7日以内とする。

第13節 交通・輸送活動

大規模な災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動の確保は重要な課題である。

緊急輸送活動は、災害の発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかに対応が望まれることから、町及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整 危険箇所、被害状況の把握 その他必要な対策
	物資管理班	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急輸送車両の確保
民生部	輸送班	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急輸送力の確保、配分 救助物資の輸送
建設部	建設班 産業班	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の交通確保及び災害復旧 災害時における道路交通情報収集及び伝達 その他道路管理者が行う防災に係る事務又は業務

第1 町の活動

町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

1 輸送の優先順位

緊急輸送活動に当たっては、原則として、次のような事項に留意して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止(二次災害の発生防止を含む)
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第一段階	<ul style="list-style-type: none"> 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 消防・水防活動等災害発生防止・拡大防止のための人員及び物資 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等 医療機関へ搬送する負傷者等 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	<ul style="list-style-type: none"> 第一段階の続行 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第三段階	<ul style="list-style-type: none"> ・第二段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品
その他関連措置	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路及び緊急交通路確保のための一般車両使用の抑制に関する関係機関等への協力要請 ・運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携確保 ・総合的交通対策を実施するための、バス、鉄道等公共輸送機関の運航に関する関係機関との連絡調整

3 自動車等による輸送力の確保

(1) 町所有車両の確保

車両の掌握、管理は物資管理班が各班管理の車両も含め調整を行う。

(2) 自動車調達の協力要請

町は、応急対策業務を遂行する上で、公有車が不足すると認める場合は、自家用自動車所有者及び業者等と連絡の上確保する。

また、公共的団体車両以外の車両については、町内の運輸業者から調達可能な輸送車両について、あらかじめ把握する。

4 トラックによる緊急輸送

町（民生部輸送班）は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、（公社）宮城県トラック協会等に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

5 その他関連措置

- (1) 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制については、関係機関等に対する協力要請を行う。
- (2) 運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するために、報道機関及び日本道路交通情報センター等と密接な連携の確保を図る。
- (3) 総合的交通対策を実施するためバス、鉄道等公共輸送機関の運航について、関係機関との連絡調整を図る。
- (4) 災害時等本部の車両については、一般車両と区別する表示を行う。

6 輸送拠点の確保

町は、県及び他市町村からの緊急物資等の受入、一時保管等のための輸送拠点を確保する。

また、災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。

【資料 3-25】輸送拠点

第2 陸上交通の確保

1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下に同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- ・道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に、速やかに車両を移動させること。
- ・速やかな移動が困難なときは、道路の左端に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- ・通行禁止区域において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

2 交通情報の収集

警察は、町と連携し、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 交通規制

道路管理者（町道等：建設班、県道：宮城県仙台土木事務所）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

また、警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

（1）基本方針

交通規制における基本方針は次のとおりとする。

被災地内への車両の流入と走行の規制	被災区域内への流入を原則的に禁止区域内における一般車両の走行を極力規制する。また、被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。
避難規制と緊急交通路への流入禁止	避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。
被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施	緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。
道路管理者との緻密な連携による交通規制の適切な運用	緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

（2）緊急通行路確保のための措置

町及び関係機関は次の緊急通行路確保のための措置を行う。

交通管制施設の活用	効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
-----------	--

放置車両の撤去	緊急交通路を確保するために必要な場合には、放置車両の撤去を行う。
運転者等に対する措置命令	緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。
自衛官、消防吏員の措置	警察官がない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官または消防吏員は上記「放置車両の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。
関係機関等との連携	警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図るものとし、また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等を設置して行い、緊急を要するため所定の標示等を設置するいとまがないとき、または標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

4 緊急通行車両の確認

(1) 事前届出済車両

緊急通行業務の実施責任者は、県公安委員会の届出済証をもとに緊急車両の確認を迅速、かつ、円滑に行う。

(2) 申し出事項

緊急車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りる。

- ・ 車両番号標に標示されている番号
- ・ 車両の用途（輸送人員または品名）
- ・ 確認を受ける車両の使用者の住所、氏名
- ・ 輸送日時
- ・ 輸送経路（出発地、目的地）
- ・ その他参考事項

(3) 標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

5 障害物の除去等

- (1) 道路管理者等は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去（雪害における除雪を含む。）及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

【資料 3-26】災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項に基づく緊急車両の標章

【様式 3-27】利府町緊急輸送道路ネットワーク計画

【様式 3-28】緊急輸送道路網

第3 海上交通の確保

1 漁港管理者の役割

漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速、かつ、安全にできるよう輸送の確保に努める。

第14節 ヘリコプターの活動

大規模な災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・ヘリコプターの要請 ・ヘリコプターの活動拠点の確保 ・ヘリコプターによる情報収集や救出救助活動
(消防本部)		・ヘリコプターの要請 ・ヘリコプターの活動拠点の確保 ・ヘリコプターによる情報収集や救出救助活動

第1 ヘリコプターによる救助・救急搬送

1 活動体制

町(本部長)は、救急・救助活動において、ヘリコプターによる救助・救急搬送が必要なときは、消防本部消防長に対し宮城県広域航空消防応援協定書及び宮城県内航空消防応援協定書の定めるところにより、県防災ヘリコプター及び仙台市消防ヘリコプターの応援要請を行い、応援機等が迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

防災関係機関の所有するヘリコプターは次のとおりである。

- (1) 県防災ヘリコプター
- (2) 仙台市消防ヘリコプター
- (3) 県警察ヘリコプター
- (4) 国土交通省ヘリコプター
- (5) 自衛隊ヘリコプター
- (6) 海上保安庁ヘリコプター
- (7) 他都道府県からの応援ヘリコプター

2 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、その性能・機能・職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、大規模災害時には、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) 救出救助活動
- (3) 救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 消防部隊の搬送・投入
- (6) 被災地への救援物資の搬送
- (7) 応急復旧用資機材等の搬送
- (8) 住民に対する避難情報の広報活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

3 活動拠点の確保

町(総務部防災班)は、ヘリコプター活動拠点として活用できる臨時ヘリポート及び活動拠点を確保するものとし、消防本部は、当該臨時ヘリポート等への安全な離着陸を地上支援する。

【資料 2-21】ヘリポート適地の状況

【資料 3-21】臨時ヘリポート

第15節 避難活動

大規模な災害の発生時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町は、適切に避難の指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等）

（1）避難リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所等又は安全な自主避難先（親戚・知人家、ホテル・旅館）への移動等、対象とする災害から安全な場所に移動する。

2) 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等の浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

（2）緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

警戒レベル5緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・避難情報の収集、発令補助 ・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 ・避難所の開設の知事への報告 ・孤立集落の安否確認対策 ・帰宅困難者対策
	総務班	・広域避難者への支援
	企画広報班	・避難所の開設等広報 ・相談窓口の設置
民生部	避難所運営班	・避難所の開設 ・避難所の運営、管理 ・避難所の閉鎖
	衛生班	・避難所の環境維持 ・家庭動物への対応

部	班	担当業務
	支援班	・避難行動要支援者への対応 ・在宅避難者への支援
	救護班	・健康状態・衛生状態の把握 ・感染症対策
	要配慮者対策班	・新型コロナウイルス対策 ・福祉施設への避難対策
	保育対策班	・保育所の消防計画に基づく児童の避難対策
文教部	学校班	・避難所（学校施設）の提供及び設営補助 ・児童生徒の避難対策
消防部	消防団	・住民の避難誘導

第1 高齢者等避難

1 高齢者等避難（警戒レベル3）発令

町長は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

2 土砂災害

町は、土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に周知する。

3 高潮災害

高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難指示等を発令する可能性がある場合に、高齢者等避難を発令することを基本とする。台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。

4 夜に備えた対応

町は、前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第2 避難の指示等

災害時において、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、町長は、住民に対して速やかに避難のための立退きを指示（警戒レベル4）する。

「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

なお、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のために立退きを行うことがかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、住民に対し、「緊急安全確保」（警戒レベル5）等の安全確保措置を指示する。

1 避難の指示等を行う者

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条等に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

避難の「指示」及び「緊急安全確保」は、原則として町長が行う。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難指示を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知しなければならない。

<避難指示等を行う者及びその要件>

区分	実施者	根拠法令
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	災害対策基本法第56条第2項
避難指示 (警戒レベル4)	町長	災害対策基本法第60条1項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条（警察官のみ）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知事	災害対策基本法第60条（市町村長がその事務を行うことができないと認めたとときの事務の代行）
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条（水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。） 地すべり等防止法第25条（直ちに当該区域を管轄する警察署長に通知しなければならない。）
緊急安全確保 (警戒レベル5)	町長	災害対策基本法第60条第3項

2 町長、県知事の役割

町長が、大規模な災害等に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認めるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難指示等を行う。また、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、町長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りをおそれず早期に避難指示等を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、町長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

また、前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

知事は、災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

3 洪水等に係る知事の指示

知事又はその命じた職員は、洪水の氾濫若しくは高潮による著しい危険が切迫しているときは、速やかに町長に状況を伝達する。町長は、区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。

4 警察の役割

- (1) 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。
- (2) 塩釜警察署長は、町長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (3) 警察官は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 宮城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があるとき又は町長から要求があったとき、若しくは町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民等に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

6 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第3 避難の指示等の内容及び周知

- 1 町（総務部防災班）は、迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた避難計画を検討し、町民及び関係機関へ周知する。
- 2 町長は、避難の指示を発令するときは、次の内容を明示して実施する。なお、指示の際には、危険の切迫性が住民に伝わるよう伝達方法を工夫し、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。
 - (1) 避難対象地区
 - (2) 避難先
 - (3) 避難経路
 - (4) 避難指示等の理由
 - (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

町長は、避難の指示を発令したときは、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(1) 住民等への周知

町長は、避難の措置を実施したときは、防災行政無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民だけではなく、本町への訪問者（観光客、出張者、工事関係者等）にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難情報等の周知に当たっては、聴覚障がい者に対しては緊急速報メールにより周知を行う等の要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

(2) 関係機関への連絡

町は、避難の措置をとった場合においては、その内容について、県の災害対策本部に連絡するほか、関係機関相互に連絡通報する。また、これらを解除したときも同様とする。

(3) 周知内容

避難情報発令の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

(4) 警察の役割

塩釜警察署長は、町長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

警察は、避難の指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。

第4 避難誘導

1 住民の避難誘導

(1) 各地区の誘導

住民等の避難誘導は、町職員、消防団、交通指導隊、消防職員、警察官、自主防災組織リーダーが、住民を安全かつ迅速に避難できるよう、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

- 1) 避難誘導責任者は、当該地区の消防団分団長等及び自主防災組織リーダーとする。
- 2) 各地区の避難誘導は、当該地区の自主防災組織が行う。
- 3) 危険区域及び避難場所に警察官または交通指導隊を配置し、適切な避難誘導を行う。
- 4) 町からの避難指示については、避難誘導責任者が行う。
- 5) 必要に応じ、塩釜警察署に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

(2) 避難誘導の安全確保

- 1) 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 2) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保の措置を講ずべきことにも留意する。
- 3) 町は、消防職員、消防団員、自主防災組織リーダー、町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(3) 避難の順位等

- 1) 住民間の避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する
- 2) 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- 3) 病院等の入院患者、施設の高齢者等、自力で避難できない場合は、町の緊急車両により事前に協定を結んだ受入先の施設や避難所に移送する。

(4) 避難時の留意事項

避難誘導する者は、避難にあたり、次の事項を避難する住民に周知徹底する。

- 1) 戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る）を完全にすること。
- 2) 携行品は、必要最小限度のものにすること。（食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金、マスク、消毒液等）
- 3) 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
- 4) 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。
- 5) 家族全員の氏名、年齢、血液型、連絡先等を記載した名札等を各自着用又は携行すること。

2 学校・福祉施設等の避難

学校、保育園、こども園、児童クラブ、要配慮者利用施設等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領措置、注意事項
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引渡し方法

第5 指定緊急避難場所の開放及び周知

町（総務部防災班）は、災害時には必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第6 避難所の開設及び運営

町（民生部避難所運営班）は、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。なお、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。

1 避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

- 1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、小・中学校の体育館などの公共建物等を避難所として開設する。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- 2) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- 3) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努めるものとする。
- 4) 町は、指定避難所の開設が予定される施設については、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努めるとともに、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 5) 町は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に知事に報告する。

(2) 避難所の状況の把握

町（民生部避難所運営班）は、避難所を設置した場合には、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し、必要な設備、備品を確保する。また、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

(3) 開設の広報

町（総務部企画広報班）は、指定避難所を開設したときは、速やかに住民等に次の事項を周知、広報する。

- 1) 避難所開設の日時及び場所
- 2) 箇所数及び受入れ人員、世帯数等
- 3) 設期間の見込み
- 4) その他必要な事項

2 避難所の運営

町（民生部避難所運営班）は、各避難所の適切な運営管理を行う。

(1) 避難所の管理

1) 適切な運営管理の実施

避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

2) 管理者の設置

避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護に当たる。

管理責任者	班長又は町民課職員1名とする。
連絡員	町職員2または3名程度とする。
担当業務	・避難者の実態把握（人数、本人確認） ・必要な設備、備品の確保、・町災害対策本部との連絡調整 ・避難所開設の記録、・災害ボランティアとの協力、・避難所の閉鎖

3) 相談窓口の設置

避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

4) 自主防災組織やボランティアとの協力

避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

5) 自治的な組織運営への移行

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、そ

の立ち上げを支援する。

6) 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

それぞれの避難所に受入れされている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(2) 避難所の環境維持

1) 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

2) 健康状態・衛生状態の把握

町（民生部救護班）は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設の利用・洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

3) 家庭動物への対応

町（民生部衛生班）は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

町（要配慮者対策班）は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(3) 男女共同参画

1) 避難所運営への女性の参画促進

町（民生部避難所運営班）は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

2) 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮

町（民生部避難所運営班）は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営

に努める。

3) 女性・子供等への配慮

町（民生部避難所運営班）は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

4) 運営参加者への配慮

町（民生部避難所運営班）は、避難所運営に際して、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

（4） 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が指定避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるように町に協力する。この場合、管理者は学校教育に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

また、避難所の開設が長期となった場合、当該施設の管理者は、教育活動の早期再開に支障がないよう、期間、避難者の収容施設等について、町と協議する。

（5） 外国人への配慮

町（民生部避難所運営班）は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

（6） 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

（7） ホームレスの受入

町（民生部避難所運営班）は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

第7 避難情報の発令等による広域避難

1 町外への広域的な避難

町長は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難が必要であると判断した場合、県内他市町村への受入れは当該市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する

2 他の市町村からの避難者の受入れ

町長は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第8 避難長期化への対処

- 1 町（民生部避難所運営班）は、避難生活が長期化する場合、高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 町（民生部避難所運営班）は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。
- 3 町長は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 4 町長は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害における降灰の影響を含む）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、町は、以下の帰宅困難者対策を行う。

1 一斉帰宅抑制に関する対応

（1）一斉帰宅抑制の広報

町（総務部防災班）は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町民、企業、学校など関係機関に対し、国や県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せず、職場や学校などの施設内に留まるよう広報を行う。また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

（2）企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

（3）大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

町（総務部防災班）は、災害に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、県と連携して、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

3 避難行動要支援者への対応

町（民生部要配慮者対策班）は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、県や関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第10 孤立集落の安否確認対策

1 通信手段の確保

町（総務部防災班）は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線話、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第11 広域避難者への支援

1 円滑な手続きの実施

町長は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請、又は受入れに係る手続きを円滑に行うよう県本部長に依頼する。

2 市町村との調整

町長は、県内広域一時滞在の必要があると認める場合は、広域避難に関する支援を県に要請する。

3 他都道府県との協議

町長は、県外広域一時滞在の必要があると認める場合は、県に他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行う。

4 避難者情報の提供

町は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報の入手に努め、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

5 滞在施設の提供

町は、被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

6 広域避難者への支援体制の整備

町は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第12 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

町（民生部支援班）は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。なお、町のみで食料・物資の供給が困難となる場合は、県に支援を求める。それらの支援の実施にあたっては町内会や利府町社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町内会や利府町社会福祉協議会などの協力を得て、在宅避難者等への保健師等による巡回健康相談の実施、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、避難者の支援に努める。

2 避難所等での物資の供給

町（民生部支援班）は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、町有施設での物資の配布の他に避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

町（民生部支援班）は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

【資料 2-22】 指定緊急避難場所一覧

【資料 2-23】 指定避難所等一覧

第16節 応急仮設住宅等の確保

大規模な災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、町は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	建設班	・ 応急仮設住宅の建設 ・ 建設場所の確保及び計画策定 ・ 被災家屋の応急修理
民生部	支援班	・ 入居対象者の選定（要配慮者への配慮） ・ 応急仮設住宅の管理 ・ 公的住宅及び民間住宅の確保

第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

町（建設部建設班）は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備を行う。

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

町は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設に当たり、二次災害に十分配慮し、安全な用地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、町自ら建設する。

（1）建設場所の確保

建設場所の選定は、原則として町が行う。建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ応急仮設住宅建設用の候補地として、公園等、公有地を優先して確保する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるとし、利用しようとしている土地の所有者との土地賃貸契約を締結する。

（2）建設着工及び供与期間

- 1) 応急住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工する。ただし、災害の状況により、20日以内に着工できない場合は、知事を通じ、厚生労働大臣に着工の延長の申請を行う。
- 2) 供与期間は、2年以内の期間とする。

【資料3-29】建設業者等一覧（指名登録業者）

2 対象者及び入居予定者の選定

町長は、次に掲げる被災者のうちから入居予定者の選考を行う。入居者の決定は、その職務を県より委託された場合を除き、知事が行う。

- ・ 住宅が全壊、全焼または流失したもので、現に居住する住宅がない者。
- ・ 自らの資力では住宅を確保することができない者は、福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められるもの。（例えば、生活保護法の被保護者及び要保護者、特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・高齢者・病弱者・身体障がい者・小企業者、これらに準ずる経済的弱者）
- ・ 災害時に、現実に町に居住している者（住所登録をしていない者を含む。）

3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営

（1）管理体制

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の管理運営は、県が行うこととなっているが、状況に応じて、町が管理を委任される。

町に管理が委任された場合は、町長と知事との間で、管理委託契約を締結する。

（2）維持管理上の配慮事項

町及び県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

（3）運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

- 1) 安心・安全の確保に配慮した対応
 - ア 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - イ 街灯や夜間照明等の工夫
 - ウ 夜間の見回り（巡回）
- 2) ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - ア 交流の場づくり
 - イ 生きがいの創出
 - ウ 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - エ 保健師等による巡回相談
 - オ 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備
 - カ 多様な主体への配慮
- 3) 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
 - ア 集会所の設置
 - イ 仮設スーパー等の開業支援
 - ウ 相互情報交換の支援
 - エ 窓口の一元化
- 4) 女性の参画の推進と生活者の意見反映
 - ア 運営における女性の参画推進
 - イ 生活者の意見集約と反映

4 要配慮者への対応

要配慮者の入居を考慮し、地域的な結びつきや近隣の状況をふまえた入居者の選定に努める。高齢者・障がい者等に対しては、車イス等の使用を考え、段差の処理、手すり等の補助具について考慮する。

第2 公営住宅の活用等

町は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

1 公的住宅の確保

町長は、町営住宅の確保に努める。また、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受け入れを要請する。

2 公的住宅の入居

町は、高齢者、障がい者等に配慮し、公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続等についてあらかじめ定める。

被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。入居期間は、原則として1年以内とし、入居期間中の家賃及び敷金は、免除する。

なお、被災者か否かは、原則として本町が発行する当該災害に係る災証明書等により行う。また、一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居を切り替える。

第3 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となることから、町は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、町に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、町は、基礎的な自治体として、被災者の災程度把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

第4 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

町は、県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第5 住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼または半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がない者に対し、必要最小限の補修を行う。

1 応急修理の対象

応急修理の対象は、半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理ができない者とする。（具体的には、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障がい者等）

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限られる。

3 修理の期間

災害発生の日から1ヵ月以内に完了する。

4 建築資材及び建築技術者の確保

（1）業者の選定

応急仮設住宅の建設は、（一社）プレハブ建築協会を窓口として進める。住宅の応急修理等は、建設班が担当し、適切な執行方法による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、(一社)プレハブ建築協会等関係団体の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者については、(一社)プレハブ建築協会等関係団体の建設業者、組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。

第17節 相談活動

大規模な災害時において、町は住民からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	企画広報班	・相談窓口の設置
	防災班	・安否情報
民生部	支援班	・生活再建相談
	救護班	・健康・医療の相談
建設部	産業班	・事業再建相談

第1 町の相談活動

町は、被災者のための相談窓口の設置し、住民からの身近な相談や要望に対応する。また、必要により県の相談窓口を紹介、又は、県へ専門職の派遣を要請し、住民の相談や要望の解決を図る。

第2 相談窓口の設置

相談の内容は次のとおりとする。

1 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続等の相談は次の項目について実施する。

- ・り災証明書の発行
- ・義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- ・倒壊家屋の処理
- ・住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
- ・その他生活相談

2 事業再建相談

事業再建のため、町、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

- ・中小企業関係融資
- ・農業関係融資
- ・その他融資制度

3 個別専門相談（法律、医療）

（1）法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

（2）医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。

4 ライフライン相談

関係機関の協力を得て、ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。

5 消費生活相談

県、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得て、契約、解約等に関するトラブル等の消費生活相談を実施する。

6 安否情報

安否情報は、同居の家族や町民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。

第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

大規模な災害時には、特に要配慮者、旅行者等に対するさまざまな応急対策が必要となる。このため、町は、必要な応急対策について、速やかに実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	支援班	・高齢者、障がい者等への支援活動 ・外国人への支援活動
建設部	産業班	・旅行者への支援活動

第1 高齢者、障がい者等への支援活動

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

このため、町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努める。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

町（民生部支援班）は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

町（民生部支援班）は、あらかじめ登録された避難行動要支援者の在宅情報に基づき、在宅の避難行動要支援者の安否確認を、利府町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努めるとともに、登録を推奨する。

2 援護体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

町（民生部支援班）は、施設従事者の不足、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。(2)の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を、同様に確保する。

(2) 緊急援護

1) 受け入れ可能施設の把握

町（民生部支援班）は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受け入れ可能な各社会福祉施設をあらかじめ指定しておく。

2) 福祉ニーズの把握と援護の実施

(民生部支援班) 町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整の上適切な施設への入所を行う。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

3) 福祉避難所の開設

町（民生部支援班）は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

【資料 2-29】福祉避難所一覧

4) 多様な避難所の確保

町（民生部支援班）は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

5) 相互協力体制

町（民生部支援班）は、利府町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

（3）避難所での支援

1) 支援体制の確立

町（民生部支援班）は、要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティア、必要に応じガイドヘルパー、手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後の確保が難しい面もあるので、近隣福祉施設への支援を要請するなど速やかに対処する。

2) 健康状態への配慮

町（民生部支援班）は、アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

3) 専門職による相談対応

町（民生部支援班）は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

4) 福祉避難所への移送

町（民生部支援班）は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

（4）応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第2 外国人への支援活動

町（民生部支援班）は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- (1) 把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- (2) 地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し外国人被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- (3) 状況に応じて広報車や防災行政無線等により、外国語による広報もを行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (4) 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示もを行い、外国人の不安の解消を図る。
- (5) 宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

第3 旅行者への支援活動

町（建設部産業班）は、災害時の旅行者の被災状況について、町内の各施設ら情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第19節 愛玩動物の収容対策

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県及び（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	衛生班	・動物の保護、所有者の確認

第1 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町（民生部衛生班）は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第2 避難所における動物の適正な飼育

町（民生部衛生班）は、避難所を設置した場合、宮城県塩釜保健所及び関係機関、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。
- 2 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- 3 （公社）宮城県獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- 4 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、県と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲への配慮や適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護、環境衛生の維持に努める。

第20節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

町は、大規模な災害時における町民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等との連携を図りながら迅速、かつ、円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	救護班 避難所運営班	・ 応急食料調達、炊出し、配給
	支援班 救護班	・ 生活関連物資の調達及び供給 ・ 義援物資の配分
	輸送班	・ 緊急物資輸送
上下水道部	応急対策班	・ 給水、断水などの広報 ・ 応急給水
総務部	物資管理班	・ 義援物資の受入れ ・ 燃料の調達・供給

第1 食料・物資等調達体制の整備

1 物資供給総括担当の設置

町は、必要に応じて、町内での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有、関連業務（調達、輸送依頼）の調整、将来の調達計画の策定、県への供給依頼・報告、食料や物資調達に関わる業務を一括して担当する物資供給総括担当を災害対策本部に配置する。

2 調達計画の立案

町は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機など）の早期の調達計画を立案に努める。

3 多様な避難者への対応

町は、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

第2 食料

食料の調達・供給は、民生部（支援班・避難所運営班）が行う。

1 食料の調達・供給

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引渡された食料を被災者に対して供給する。

なお、日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、協定を締結している関係事業者等から調達を図るなどして、確保する。

2 米穀

(1) 調達

県は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）を調達する。

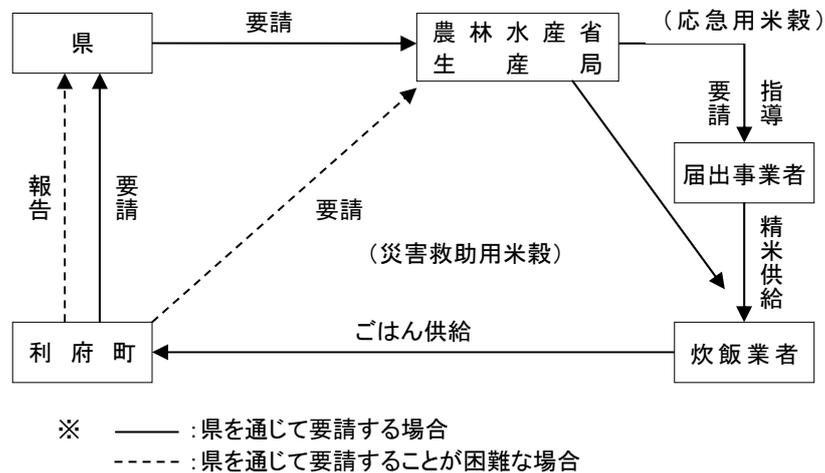
ただし、災害救助法が適用された場合においては、町又は県は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

1) 応急用米穀

県は、市町村の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者（県又は町が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。また、農林水産省は、必要に応じ、政府所有米穀を供給する。

2) 災害救助用米穀

県は、町からの要請を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、農林水産省に要請する。町は、直接農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、農林水産省に要請する。



(2) 供給数量

1) 応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

2) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
---------------------------	------------------------------

災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
---	------------------------------

(3) 調達及び救援食料の配分

1) 配分担当等

民生部（避難所運営班・救護班）は、食料品の配分を適切に行うため、現場責任者（班長）を配置し、自主防災組織、日赤利府町分区、利府町婦人防火クラブ連合会の協力を得て班を編成する。

2) 配分要領

現場責任者は、できる限り、受給者名への記録等により、配分状況、食糧等の数量を把握し、過不足のない円滑な配分に努める。

(4) 炊出しの実施

町は、被災状況に応じて、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の給与を行う。

炊出し等の実施に当たって、町職員による対応では要員が不足する場合には、自主防災組織、日赤利府町分区等の協力を得て作業を実施する。

1) 炊出しの担当等

炊出しは、民生部救護班を炊出しの担当部所とし、炊出しの現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

また、必要に応じ各自主防災組織、利府町婦人防火クラブ連合会、日赤利府町分区等に協力を求めて行う。

2) 受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none">・避難所に受入れた者・住宅の被害が全半壊（焼）、流出または床上浸水等のため、炊事のできない者・その他食料品をそう失し、炊出しの必要があると認められる者

3) 配給品目及び数量

主食は、応急的な炊出しによるが、実情により乾パンとする。副食物は、費用の範囲内で、その都度定める。

数量については、主食は、1人1日当たり600g以内とする。（1食200g以内）

4) 費用及び期間

炊出しに要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

5) 炊出しの実施場所

炊出しの実施場所は、住民の避難状況に応じて必要な箇所を実施する。

6) 炊出し協力団体

炊出しは、必要に応じ、各自主防災組織、日赤利府町分区、利府町婦人防火クラブ連合会等の協力団体に協力を求める。

3 その他食料の調達・供給

その他食料の、野菜及び果実、乳製品、水産加工品、副食品等は、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結業者等に対し協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

【資料 2-24】 非常食在庫数量

【資料 2-25】 利府町防災備蓄倉庫備蓄品一覧

【資料 2-32】 婦人防火クラブ連合会

【資料 3-30】 炊出し協力団体

第3 飲料水

飲料水の供給は、上下水道部（応急対策班）が行う。

1 飲料水の供給

(1) 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とするが、避難所・医療機関等重要施設への給水も考慮する。

(2) 給水量

災害時における飲料水の確保は、最小1人1日3ℓとするが、復旧状況に応じて順次水量を見直す。

目標とする給水量

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生～3日まで	3ℓ/人・日	給水車、キャンパス水槽、仮設給水タンク
4日～10日まで	20ℓ/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓、給水車、キャンパス水槽、仮設給水タンク
11日～21日まで	100ℓ/人・日	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日まで	被災前給水量	仮配管からの各個給水、共用栓

(3) 応急給水の方法

応急給水は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行うものとし、その時間や場所について広報を行う。

(4) 給水期間

災害発生の日から、7日間とする。ただし必要に応じ期間の延長を行う。

(5) 給水資機材の調達

地域内の業者とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。ただし、関係業者が被害を受け、町内で給水資機材を調達できない場合は、知事または隣接市町村に対し、調達のあっせんを依頼する。

(6) 補給用水源

応急給水において、飲料水が不足する場合、学校のプール等の水を浄化し補給用水源として活用する。

【資料 2-26】 利府町水道施設災害配備

【資料 2-27】 給水資機材一覧

第4 生活物資

被害により衣料、生活必需品等の生活関連物資を喪失した被災者に対し、必要があるときは、次

により生活関連物資を供給する。物資の調達及び供給は、民生部救護班が担当する。

1 支給品目

支給品目は次のとおりとする。

・寝具	・日用品
・衣料類	・光熱材料
・炊事用具	・緊急用燃料
・食器	・その他

2 物資の調達・供給

(1) 物資の調達

町は、民間団体との連携を図り、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。町が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生労働省その他の関係機関に協力を要請する。

(2) 物資の供給

1) 配分方法

ア 民生部支援班は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。

イ 民生部支援班は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、受領書を徴する。

ウ 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。

- ① 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員ごととする。）
- ② 救助物資の品名、数量
- ③ 救助物資の受払い数量

なお、配分に当たっては、県や市町村、災害ボランティア等の協力も得ながら行う。

2) 配分の際の留意事項

供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第5 物資の輸送体制

1 町（民生部輸送班）は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

2 輸送事業者等は、指定した物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

第6 義援物資の受入れ、配分

1 義援物資の受入れ

(1) 町（総務部物資管理班）は、災害の状況により義援物資の募集が必要と認められる場合は、県及び利府町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と連携を図り、義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを行う。

(2) 募集は、町のホームページ、又は県及び報道関係機関等の協力を得て、必要な義援物資の品目及び数量を事前に限定し、送付先及び送付方法等について広報・周知して行う。なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入方法については、品目及び数量を事前

に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

(3) 町（総務部物資管理班）は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、分配作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資の配分

(1) 義援物資の配分に当たっては、県及び利府町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と調整し、速やかにかつ適切に配分を行う。

(2) 町は、必要配分量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

(3) 義援物資の配送・管理に当たっては、（公社）宮城県トラック協会等の組織的なネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

3 配分担当等

配分担当は、民生部支援班とする。救助物資の配分を適切に行うため、集積場所ごとに班を編成する。班編成は、班長1名、班員10名とし、班員は、各自主防災組織、日赤利府町分区及び利府町婦人防火クラブ連合会会員の協力による。

4 配分方法

民生部長は、衣料、生活必需品等を、給与または貸与する必要があると認めり災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。

物資管理者は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、り災者に配分するとともに、配分した品名等の記録をとる。

- ・救助物資を必要とするり災者（世帯人員ごとにする。）
- ・救助物資の品名・数量
- ・救助物資の受払い数量

第7 燃料の調達・供給

町（総務部物資管理班）は、必要に応じて、災害発生時に応急対策の実施及び町民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、宮城県石油商業協同組合塩釜支部と締結している「災害時における応急用燃料の供給に関する覚書」、及び伊藤忠エネクス（株）、エネクスフリース（株）と締結している「大規模災害時における燃料等の提供に関する協定」に基づき石油燃料の供給を要請するとともに、町内の給油所に対しても供給の要請を行い、石油燃料の調達を図る。

なお、調達した石油燃料は、機能の維持・継続が必要な役場庁舎や医療機関、避難所等に優先的に供給する。

また、災害応急対策車両への給油も優先的に行うとともに、町外からの応援車両や応急復旧に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう調整に努める。

第21節 防疫・保健衛生活動

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町は、迅速、かつ、強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	衛生班	・防疫活動 ・防疫用資機材の確保 ・防疫班の編成
	救護班	・予防接種 ・健康調査、健康相談 ・心のケア（精神保健相談） ・栄養調査、栄養相談 ・保健活動班の編成 ・食品衛生対策
	要配慮者対策班	・コロナウイルス対策

第1 防疫

町（民生部衛生班・民生部救護班）は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- （1）感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- （2）避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- （3）必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみや昆虫等の駆除を行う。
- （4）疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- （5）必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 感染症発生時の対応

- （1）町（民生部救護班）は、感染症の患者等が発生又は病原体保有者が発生したとき、又は被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、速やかに塩釜保健所に連絡するとともに、連携の上、必要な対策を行う。
- （2）塩釜保健所は、町の協力のもと、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- （3）塩釜保健所は、感染症指定医療機関等の受入れ先を確保し、搬送する。
- （4）避難所を開設したとき、町は、塩釜保健所の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

1) 防疫に関する協力組織

各避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

2) 防疫活動の重点項目

防疫活動は、以下の事項に重点をおいて行う。

- ・ 検疫
- ・ 防疫消毒の実施
- ・ 集団給食の衛生管理
- ・ 飲料水の管理
- ・ その他施設内の衛生管理

3 防疫用資機材等の確保

町（民生部衛生班）は、防疫用薬剤、機材等は町内の関係業者から調達するが、不足する場合は県又は隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。

4 防疫の実施要領

町（民生部衛生班）は、町防疫班、各地区町内会防疫班を編成し、迅速に防疫活動を実施する。また、消毒は、基準に定められた薬剤、使用量により行う。

第2 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

町（民生部救護班）は県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

町（民生部救護班）は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

町（民生部救護班）は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

町（民生部救護班）は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 心のケア（精神保健相談）

(1) 心のケアの実施

被災地、特に避難所においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動

に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、町は県、精神科医等の協力を得て、心のケアを実施する。

(2) 心のケアの継続

町は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

町（民生部救護班）は県と協力して定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

町教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒等の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、仙台保健福祉事務所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

5 保健活動班の編成

町（民生部救護班）は、保健師（1人以上）、栄養士（1人）から保健活動班を編成し、保健活動を行う。

6 保健活動班の業務

保健活動班は、おおむね次の業務を行う。

- ・健康相談
- ・健康調査
- ・保健指導
- ・メンタルケア

第3 食品衛生対策

町（民生部救護班）は、管理栄養士と連携しながら、避難所における食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要な処理を行う。

また、食品の配送等における衛生確保に努めるとともに、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。さらに、必要に応じて、県に対して、食品衛生監視員等の派遣指導を依頼する。

第22節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模な風水害、火災、建物倒壊、土砂災害などで死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	救護班	・遺体等の搜索
	町民班	・遺体の処理、収容 ・遺体の火葬・埋葬
消防部	消防団	・遺体等の搜索

第1 遺体等の搜索

- 1 町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- 2 町、警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、身元確認（歯牙の調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。

第2 遺体の処理、収容

町（民生部町民班）は、以下の遺体の処理、収容を行う。

- 1 災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- 2 被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は設置、運営に協力する。
- 3 警察、宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。
- 4 警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。
- 5 海上における身元不明死体の引渡しについて、県と相互に協力する。

【資料 3-31】遺体の一時保存所の設置予定場所

第3 遺体の火葬・埋葬

町（民生部町民班）は、以下の遺体の火葬、埋葬処理を行う。

- 1 災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

3 宮城県広域火葬計画に基づく留意事項

（1）被災状況の報告

災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

（2）広域火葬の要請

広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

- 1) 広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。
- 2) 広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(6) 一時的な埋葬について

広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23法律第48）」第10条の規定に基づき、事務を行う。

- 4 身元の判明しない遺骨及び所持品について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 5 遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

【資料 3-32】 火葬場、埋葬予定場所

第23節 災害廃棄物処理活動

大規模な災害発生時には、建物の倒壊、流失等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所などにおけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理発生量の見込み等の情報収集 ・廃棄物処理の指示 ・県への不足人員、不足車両、資機材に対する支援要請 ・し尿処理の指示 ・仮置場の確保

第1 災害廃棄物の処理

- 1 本町が大規模な災害を受けた場合、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 町、宮城東部衛生処理組合及び解体業者等は、災害廃棄物処理に当たって適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 3 町、宮城東部衛生処理組合、県及び解体業者等は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第2 処理体制

町（民生部衛生班）は、以下の災害廃棄物処理体制を講じる。

- 1 一般廃棄物処理施設の被害状況、生活ごみの発生量見込み、建築被害によるがれきの発生量見込み等についての情報収集を行う。
- 2 災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場を確保する。
- 3 ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、利府町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 4 災害廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等が不足する場合には、周辺市町及び県に対して支援を要請する。
- 5 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

第3 処理方法

町民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。また、町（民生部衛生班）は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、以下の措置を講じる。

1 ごみ処理

災害発生後の道路交通の状況等を勘案しつつ、速やかに収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

2 災害廃棄物

- (1) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (3) 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- (4) がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
- (5) がれき処理上の留意事項
がれきの除去・処理を実施するに当たっては、次の点について十分留意する。

- ・他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- ・危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ・がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ・石綿等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、町民の健康管理に十分配慮する。
- ・がれきの搬出時は、荷台シートカバーなどによる飛散防止策を講じる。

- (6) 除去したがれきの処理

除去したがれきの処理については、次の事項に従い行う。

- ・多量のがれきが発生した場合は、宮城東部衛生処理組合と処理体制等について協議するとともに、公共地等を仮置場として選定する。
- ・倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃に分別する。
- ・可燃物で再使用不能のものは、民生部衛生班において焼却する。

3 し尿処理

被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

また、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

4 事業者の処理責務

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

【資料 2-30】 一般廃棄物処理施設の整備状況

【資料 2-31】 廃棄物処理業者の清掃資機材保有状況

【資料 3-33】 災害廃棄物衛生班の編成

第4 環境保全対策の推進

町及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第24節 社会秩序の維持活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模な災害発生においては市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町は県や関係機関と連携して、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	産業班	・生活必需品の物価監視

第1 生活必需品の物価監視

町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第2 塩釜警察署の活動

1 被災地及びその周辺（海上を含む。）において、塩釜警察署は町と連携し、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

2 塩釜警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3 宮城海上保安部の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第25節 教育保育活動

町及び教育委員会は、災害により児童福祉施設・教育施設が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら児童福祉施設、教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
文教部	学校班	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒等の避難指示及び誘導 ・学校等施設等の応急措置、対策 ・生徒等の心身の健康管理 ・学用品等の調達 ・給食施設・設備等の復旧 ・学校等教育施設の避難所の運営の協力
	社会教育施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設・社会体育施設の応急措置、対策 ・文化財の応急措置
民生部	保育対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童等の避難指示及び誘導 ・児童福祉施設の応急措置、対策 ・児童等の心身の健康管理 ・給食施設・設備等の復旧 ・児童福祉施設の運営の協力

第1 避難措置

学校等の校長等は、大規模災害が発生した場合、町長等が避難情報の発令を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、以下の措置を講ずる。

1 在校所園時の措置

(1) 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 校所園外活動時の対応

遠足等所・校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行い、速やかに校長等へ状況を報告する。

2 登下校所園時及び休日等の状況把握

登下校（園）時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

(1) 校所園内の児童生徒等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校所園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校所園内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡し不可能的な場合についても同様に所、校所園内保護を行う。

第2 学校等施設等の応急措置

1 公立学校等

- (1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会及び町に被害の状況を報告する。
- (2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で、必要な場合には応急復旧を行う。

2 社会教育施設・社会体育施設の対策

施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害の状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第3 教育の実施

校長等は、被災の状況により授業が実施できないと判断したときは、速やかに、臨時休校の措置をとる。また、正規の授業が困難な場合は、応急授業等が開始できるよう速やかに次の措置を講じる。

1 公立学校等

(1) 教育の実施場所の確保

教育委員会及び町は、校所園内での授業が困難な場合は、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。また、応急教育の実施場所の確保が困難な場合又は状況に応じて仮設校舎を構築する。

(2) 教職員の確保

校長及び教育委員会は、応急教育に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

【資料 3-34】学校施設の状況

第4 心身の健康管理

町は、被災した児童生徒等の心のケアに努める。

町教育委員会は、県にスクールカウンセラーの派遣要請や、職員及び教職員を心のケアに関する研修会に参加させるなどにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。

また、町教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第5 学用品等の調達

町（文教部学校班）は、災害により学用品等を喪失し、又は、き損し、就学上支障のある学校の児

童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

1 支給対象者

支給対象者は、災害により住宅に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失、き損し、就学に支障を生じている児童、生徒、高等学校生徒とする。

2 支給範囲

支給範囲者は、教科書及び教材（教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定期等）、通学用品（運動靴、かさ、かばん、長靴等）とする。

3 支給の期限

支給の期限は、教科書及び教材については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

ただし、やむを得ない場合又は特別な事情がある場合は、県に期間の延長を要請する。

第6 給食

町（文教部学校班・民生部保育対策班）及び教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校等の給食再開に努めるとともに、学校等の給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講ずる。また、感染症の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第7 通学手段の確保

町教育委員会は、災害により通学が困難となった児童生徒等の通学的手段に努める。

第8 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合、教育委員会並びに町（文教部学校班・民生部保育対策班）は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- 1 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- 2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。
- 3 指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第9 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第10 文化財の応急措置

被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を町（文教部社会教育施設班）又は県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。

町教育委員会は、速やかに、町指定文化財の被害の状況を把握し、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

また、必要に応じ、関係機関を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。

【資料 3-35】 指定文化財一覧

第26節 防災資機材及び労働力の確保

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・緊急使用のための防災資機材の調達
	総務班	・労働力の確保 ・労働力の配分

第1 緊急使用のための調達

町（総務部総務班）は、利府町建設災害防止協議会と災害対策支援に関する協定書に基づき、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

自主防災組織等は、防災資機材等を活用し初期防災活動を行うものし、被害状況の把握を行い、町に報告及び必要な物資・支援を町に要請する。

第2 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの対策班において行い、その手段として次の措置を講じる。

- 1 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員
- 2 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- 3 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- 4 従事命令等による労働者等の強制動員

第3 応援要請による技術者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 職員派遣要請手続

町長が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

2 職員のあっせん要求手続

町長が、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ・派遣のあつせんを求める理由
- ・派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ・職員を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣あつせんについて必要な事項

第4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

1 知事の従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- ・医師、歯科医師又は薬剤師
- ・保健師、助産師又は看護師
- ・土木技術者又は建築技術者
- ・大工、左官又はとび職
- ・土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- ・鉄道事業者及びその従事者
- ・自動車運送業者及びその従事者
- ・船舶運送業者及びその従事者
- ・港湾運送事業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- ・応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- ・応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第27節 公共土木施設等の応急対策

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活や社会・経済活動はもとより、大規模災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。このため、これらの施設の管理者は、それぞれ応急対策を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	建設班	・道路施設の応急対策 ・河川管理施設の応急対策 ・砂防・地すべり・治山施設の応急対策 ・公園施設の応急対策 ・被災宅地に関する応急危険度判定の要請、判定後の措置
	産業班	・漁港施設の応急対策の調整 ・農地、農林業用施設の応急対策 ・海岸保全施設の応急対策の調整
民生部	衛生班	・廃棄物処理施設の応急対策
総務部	防災班	・ダム施設管理者との連絡調整 ・鉄道施設の応急対策の調整

第1 道路施設

1 緊急点検

道路管理者（町道：建設部）は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、災害防止協議会等を指揮して情報の収集に努める。

さらに、避難所へのアクセス道路等については、道路啓開・除雪等の必要な措置を講ずる。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者（町道：建設部）は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努め、また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

3 二次災害の防止対策

道路管理者（町道：建設部）は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、県及び国との情報の共有化に努める。

5 幹線農道

幹線農道は避難路、延焼遮断帯となるので、早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

6 農道

農道の管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

7 林道

林道の管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を

果たす林道整備のほか、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

第2 海岸保全施設

1 緊急点検

海岸管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を関係機関との連携により実施する。

3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。

第3 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、災害発生時直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、災害発生直後から十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握するものとする。また、河川管理施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、必要に応じ速やかに応急復旧工事を実施する。さらに、施設等の使用規制については、関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

第4 砂防・地すべり・治山施設

町及び県は、災害発生後に協定を締結している事業所等の協力を得て、砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第5 ダム施設

ダム管理者は、ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに、被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

1 町の措置

ダム施設管理者との連絡調整は総務部（防災班）が行い、必要に応じダム施設管理者が行う応急対策に協力する。

第6 漁港施設

漁港管理者は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

1 町の措置

建設部（産業班）は、漁港施設が被災した場合においては、関係機関等に通知するとともに、被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

第7 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株）仙台支社）

鉄道施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他鉄道輸送を確保するため必要な応急措置については、東日本旅客鉄道（株）仙台支社の実施計画の定めによる。

1 町の措置

東日本旅客鉄道（株）仙台支社との連絡調整は総務部が行い、必要に応じ東日本旅客鉄道（株）仙台支社が行う応急対策に協力する。

なお、災害発生時における旅客及び公衆等の町避難場所への広域避難、住民等の駅舎等の一時避難など、東日本旅客鉄道（株）との取り決め（協定）のもと、避難場所として相互利用する。

第8 農地、農林業用施設

町（建設部産業班）は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、次の安全性の点検、応急復旧、管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。

特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第9 公園施設

公園施設管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難場所となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第10 廃棄物処理施設

宮城東部衛生処理組合は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

町（民生部衛生班）及び宮城東部衛生処理組合は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

災害廃棄物処理に当っては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第11 被災宅地に関する応急危険度判定の実施

1 町（本部長）は、県の支援を受けて、「被災宅地危険度判定業務マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき被災宅地危険度判定を実施する。

2 本部長の措置

本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。なお、判定の実施に当たっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の宅地について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

- (1) 本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。
- (2) 実施本部は以下の業務に当たる。
 - 1) 宅地に係る被害情報の収集
 - 2) 判定実施計画の作成
 - 3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編制
 - 4) 判定の実施及び判定結果の現地表示
 - 5) 判定結果の調整及び集計並びに本部長への報告
 - 6) 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - 7) その他

(3) 被災宅地危険度判定士の要請

町（建設部建設班）は、必要と認めた場合、県を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災宅地危険度判定を行う。

(4) 被災宅地危険度判定士の業務

- 1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
- 2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面など）に判定ステッカーを表示する。
- 4) 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

(5) 判定後の措置

町（建設部建設班）は、判定の結果、「危険」とされた宅地等については、立ち入り禁止の措置をとる。

また、判定結果を地域ごと、結果ごとにまとめた被災情報データベースを作成する。

【資料 3-36】 判定実施体制

第28節 ライフライン施設等の応急復旧

災害により、上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、町民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

そのため、町及びライフライン事業者は、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速、かつ、的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

また、町は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
上下水道部	応急対策班	・水道施設の応急対策 ・応急給水の実施 ・下水道の応急対策
総務部	総務班	・電力施設、液化石油ガス施設、都市ガス施設、電信・電話施設等ライフライン事業者の実施する応急対策における連絡調整

第1 水道施設（町）

町（上下水道部応急対策班）は、町水道施設の応急復旧について次の措置を講ずる。

1 被害の拡大防止

災害時、速やかに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。

2 応急復旧

復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

3 応急給水の実施

被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

4 住民への広報

応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。

5 応援の要請

応急復旧活動に必要な資機材、技術者等に不足が生じた場合は、県に対し、応援のあつせんを要請する。

第2 広域水道用水供給施設（宮城県仙南・仙塩広域水道事務所）

広域水道管理者は、広域水道用水供給施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、取水・導水・浄水・送水施設等広域水道用水供給機能を確保するため迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 送水管等

広域水道管理者は、送水管・水管橋等施設の構造、機能的被害を調査のうえ、水道用水供給機能の確保に努める。

2 取水・導水・浄水施設等

広域水道管理者は、取水・導水・浄水施設等の構造、機能的被害を調査のうえ、広域水道用水供給機能の確保に努める。

第3 公共下水道施設（町）

町（上下水道部応急対策班）は、公共下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速、かつ、的確な次の応急復旧に努める。

1 管渠

管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設官渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設

ポンプ施設等の機能的被害を調査の上、下水排水機能の確保に努める。

3 広報活動

下水道施設が被災し、機能不全に陥った場合、未処理水が流れなくなり、路面に流出することが考えられるため、利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、環境汚染を防止する。

第4 流域下水道施設（宮城県中南部下水道事務所）

流域下水道管理者は、流域下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 管渠

流域下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設官渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

流域下水道管理者は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排水機能の確保に努める。

3 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。流域下水道管理者は町を通じて広報を行い、利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

第5 電力施設（東北電力ネットワーク株式会社塩釜電力センター）

1 停電時における連絡

(1) 町は、災害時において停電又は電力施設の被害を知った場合は、直ちに東北電力ネットワーク株式会社塩釜電力センターに連絡し、対策を協議する。

(2) 停電又は電力施設に被害があることを知った者は、速やかに東北電力ネットワーク株式会社又は役場に連絡する。

2 東北電力ネットワーク株式会社塩釜電力センターの活動

電力施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については東北電力ネットワーク株式会社の実施計画の定めによる。

3 町の対応

東北電力ネットワーク株式会社との連絡調整は総務部が行い、必要に応じ東北電力ネットワーク株式会社が行う対応に協力する。

第6 液化石油ガス施設（一般社団法人宮城県LPGガス協会）

1 緊急点検

液化石油ガス販売事業者は、供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は一般社団法人宮城県LPGガス協会及び宮城県LPGガス保安センター協同組合に連絡する。

2 応急対策

液化石油ガス販売事業者の災害時における活動体制、並びに応急復旧を確保するため必要な応急措置については、液化石油ガス販売事業者の実施計画の定めによる。

3 町の対応

液化石油ガス販売事業者、（一社）宮城県LPGガス協会等との連絡調整は総務部が行い、必要に応じ事業者が行う対応に協力する。

【資料 2-10】 利府町内LPG貯蔵施設一覧

第7 都市ガス施設（仙台市ガス局、塩釜ガス株式会社）

1 応急対策

都市ガス事業者の災害時における活動体制、並びに応急復旧を確保するため必要な応急措置については、都市ガス事業者の実施計画の定めによる。

2 町の対応

都市ガス事業者（仙台市ガス局、塩釜ガス株式会社）との連絡調整は総務部が行い、必要に応じ事業者が行う対応に協力する。

第8 電信・電話施設（東日本電信電話（株）宮城事業部）

東日本電信電話（株）宮城事業部は、通信設備が被災した場合は、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策

電信・電話通信設備の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、東日本電信電話（株）宮城事業部の実施計画の定めによる。

2 町の対応

総務部は、東日本電信電話（株）宮城事業部と密接に連絡をとり、各地区及び指定避難所など重要施設の被災状況を把握するとともに、東日本電信電話（株）宮城事業部の行う措置に対し協力する。なお、連絡調整は総務部が行い、事業者の行う対応に協力する。

第29節 農林水産業の応急対策

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害のほか、畜産肥料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	産業班	・農業用施設、林道、治山施設、海岸保全施設、農産物、家畜等の被害、水産物等の応急対策

第1 農業用施設

町（建設部産業班）は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第2 林道、治山施設

町は（建設部産業班）、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急対策を実施する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災状況を勘案し、早急に応急復旧等の対策を関係機関等との連携により実施する。

第3 漁港海岸保全施設

町（建設部産業班）は、波浪・高潮等による災害が発生されると思われるとき、又は災害発生直後、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

なお、海岸保全施設が被災した場合、被災状況を把握し、必要に応じて危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行うとともに、被災施設の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を関係機関との連携により実施する。

第4 農産物

- 1 農業関係団体等は、農業災害に係わる応急対策を行う。
- 2 町（建設部産業班）は、病害虫防除、応急技術対策、営農用資機材の確保等の農業災害に係わる応急対策を実施する。また、大雨等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

第5 畜産

災害が発生した場合は、町（建設部産業班）は、災害による畜産被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台家畜保健衛生所に報告する。

1 家畜伝染病の防止

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認められるときは、宮城県仙台家畜保健衛生所に速やかに報告し、県と協力し家畜の検査、注射又は投薬を実施する。

また、家畜の所有者に対し、必要に応じ、次の防止措置を講じさせる。

- (1) 患畜又は疑似患畜の隔離，係留，移動の制限その他の措置
- (2) 殺処分及び死体の焼却，埋却
- (3) 汚物物品の焼却等又は畜舎等の消毒

2 死亡獣畜の処理

- (1) 死亡獣畜の処理は、塩釜保健所及び宮城県仙台家畜保健衛生所の指導により行う。
- (2) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するため、必要と認められたときは、宮城県仙台家畜保健衛生所に対し死亡獣畜の検査を要請する。
- (3) 死亡獣畜が伝染病でない場合、家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適正に処理させる。
- (4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については、町が行うが、町で処理が困難な場合は、塩釜保健所及び宮城県仙台家畜保健衛生所に対し必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

第6 水産物

水産物の生産者、団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。

町（建設部産業班）は、応急対策を実施するとともに、魚場及び水産業の一体的復旧に向けて、生産者、団体等の災害応急対策について指導、助言する。

第30節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	総務班	・二次災害防止活動（ライフライン事業者との連絡調整）
建設部	建設班	・二次災害防止活動（水害、土砂災害）
	産業班	・二次災害防止活動（高潮・高波・波浪） ・風評被害等の軽減対策
上下水道部	応急対策班	・二次災害防止活動（水道、下水道施設）
民生部	衛生班	・二次災害防止活動（有害物質等対策） ・二次災害防止活動（空き家対策）

第1 二次災害の防止活動

1 町及び県又は事業者の対応

- (1) 町及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 町は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止及びライフライン復旧時における火災警戒等について、必要に応じて、県から助言及び指導等を受ける。
- (3) 消防職員、消防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員においては、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 町（上下水道部応急対策班）及び広域水道管理者は、水道の漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 町（上下水道部応急対策班）及び流域下水道管理者は、下水道の漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所への応急復旧により道路交通機能の確保に努める。
- (7) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせて被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。
- (9) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急

復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水箇所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下があった地域では、海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

町（建設部建設班）は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水浸入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに地域住民に対して避難情報の広報を行う。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は、共同で必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 高潮・高波・波浪

町（建設部産業班）及び県は、高潮等による潮位の変化による海水の浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水などに備え、必要に応じ応急工事を実施する。

5 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

6 有害物質等

町（民生部衛生班）及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

7 空き家等

町（民生部衛生班）は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第2 風評被害等の軽減対策

- 1 町（建設部産業班）は、災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第31節 応急公用負担等の実施

災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	総務班	・ 応急公用負担の事務

第1 応急公用負担等の権限

1 町長

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長は、次の措置をとることができる。

- (1) 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。
- (3) 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。
- (4) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

町長若しくはその職権の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警察官等は町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。
 - 1) 被害者の救援、救助その他保護に関する事項
 - 2) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - 3) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - 4) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - 5) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - 6) 緊急輸送の確保に関する事項
 - 7) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

第2 公用令書の交付

- 1 町長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書に次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - 1) 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間
 - 2) 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - 3) 施設等の管理、使用又は収用にあつては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 町長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。
- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行規則に定めるとおりとする。

第3 手続き

- 1 町長は人的公用負担を、相手方に口頭で指示する。
- 2 町長は物的公用負担を、次により行う。
 - (1) 工作物等の使用、収用
 - 1) 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者等に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。
 - 2) 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、町又は土地建物等の所在した場所を管轄する塩釜警察署に掲示し、通知に代える。
 - (2) 工作物等の障害物の撤去
 - 1) 町長又は警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は適正な方法で保管する。
 - 2) 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。
 - 3) 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。
 - 4) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。
 - 5) 工作物の保管に関する公示の日から起算して、6箇月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

第4 損失補償及び損害補償等

- 1 町は、地域内において、物的応急公用負担等の処分が行われたときは、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 町は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第32節 ボランティア活動

大規模災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、利府町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受付窓口の設置 ・災害ボランティアニーズの把握 ・関係団体との連携、協力
(利府町社会福祉協議会)		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受付窓口の設置 ・災害ボランティアニーズの把握 ・関係団体との連携、協力

第1 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、利府町社会福祉協議会が中心となって、NPO団体等と協働し、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、町（民生部支援班）は、利府町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

(1) 利府町災害ボランティアセンター

利府町社会福祉協議会が中心となって設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO等関連組織が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を町災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 行政の支援

町（民生部支援班）は、ボランティアのコーディネートに際して、高齢者への介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町は町災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供や貸与
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、利府町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- (3) 職員の派遣（県は町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

■一般ボランティアの主な活動内容

主な活動内容	担当部（班）名
避難所の運営	民生部避難所運営班
炊き出し、食料等の配布	民生部救護班
救援物資等の仕分け、輸送	総務部物資管理班
要配慮者の介護補助	民生部要配慮者対策班
清掃活動	民生部衛生班、利府町社会福祉協議会
その他被災地での軽作業	利府町社会福祉協議会

第2 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、町の各部局で対応し、主な受入項目は、次のとおりである。

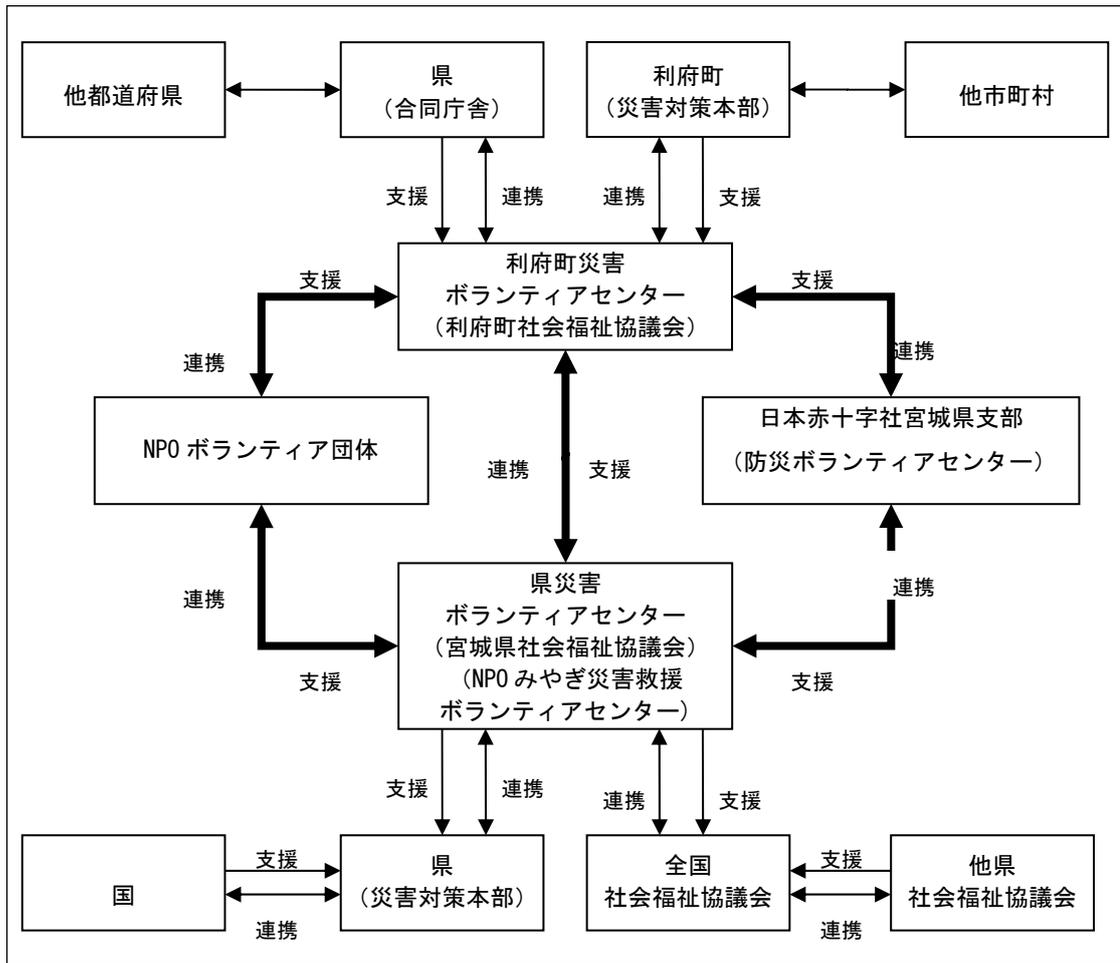
■主な受入項目

主な受入項目	担当部（班）名
救護所等での医療、看護、保健予防	民生部救護班
被災宅地の応急危険度判定	建設部建設班
砂防関係施設診断	建設部建設班
外国人のための通訳	民生部町民班
被災者へのメンタルヘルスケア	民生部救護班
高齢者、障がい者等への介護	民生部要配慮者対策班 利府町社会福祉協議会
その他専門的知識が必要な業務	総務部防災班

第3 NPO/NGOとの連携

町は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、利府町社会福祉協議会、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

■災害ボランティアセンター体制整備イメージ図



第33節 海外からの支援の受入れ

大規模な災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、町は、国・県と十分連絡調整を図りながら対応する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	企画広報班	・海外からの救援隊派遣や救援物資の受入れ

第1 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援活動の受入れに際しては、町（総務部企画広報班）は、県と連絡調整を行い、以下の事項を明確にして受入れ体制を整える。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

第2 関係機関との協力体制

町（総務部企画広報班）は、海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第34節 災害種別毎応急対策

災害発生時には、消防機関は、県、町、住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて二次災害の拡大防止措置等を行う。

第1 火災応急対策

火災発生時には、消防本部は、町、県はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部 (消防本部)	防災班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関と相互協力、被害軽減対策 ・消防団の指揮統制 ・自主防災組織の指揮統制 ・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定 ・その他災害防ぎょに必要な活動
消防部	消防団団長	<ul style="list-style-type: none"> ・団活動の方針決定、分団活動の指揮統制 ・本部、署隊との連携
	消防団分団長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定、本部長の特命による業務 ・その他災害防ぎょに必要な活動

1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

1) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

2) 消火有効地域優先の原則

警戒区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等か

ら出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

5) 火災現場活動の原則

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急・救助活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防本部の活動

消防長は、利府消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「(消防本部) 消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

3 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(1) 出火警戒活動

火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(3) 避難誘導

避難の指示等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

【資料 3-37】利府町消防団機構

【資料 3-38】利府町消防団組織

4 事業所の活動

事業所は、以下の活動を行う。

(1) 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

6 町民の活動

町民は、以下の活動を行う。

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

7 町の措置

消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、消防団の動員を迅速に行うとともに、住民の安全な避難誘導を円滑に行うため自主防災組織との連携に万全を期するように努める。

第2 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、町、消防本部及び関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・消防機関と相互協力、被害軽減対策
(消防本部)		・消防団の指揮統制 ・自主防災組織の指揮統制 ・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定 ・その他災害防ぎょに必要な活動
消防部	消防団団長	・団活動の方針決定、分団活動の指揮統制 ・本部、署隊との連携
	消防団分団長	・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定、本部長の特命による業務 ・その他災害防ぎょに必要な活動

1 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

町は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の防ぎょ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、消防本部、消防団、自主防災組織等の関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、宮城県仙台地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。

(2) 消防隊の編成及び出動区分

林野火災が発生した場合の消防隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動区分については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、長時間にわたる防ぎょ活動が必要なため、食料、飲料水、医療器材の補給確保を図る。

(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が町の消防体制では防ぎょが困難と認められる場合、町長は、「第3章第8節相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第10節自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部（警防本部）を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

3 町の措置

消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

4 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、町及び関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第3 危険物等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、県及び消防本部は施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町（総務部防災班）は、施設責任者、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・消防機関、施設責任者と相互協力、被害軽減対策
	企画広報班	・事故、対応策の町民への広報
(消防本部)		・施設責任者に対する安全対策の指導 ・周辺住民の避難、広報等の措置
(施設責任者)		・危険物の流出、爆発等の防止のための緊急停止措置 ・危険物施設の状態確認 ・消火設備、保安電源等の応急点検 ・危険物施設の応急補修、危険物の除去等 ・初期消火、危険物の流出拡散防止措置 ・消防、警察等の防災関係機関への通報、状況の報告 ・従業員、周辺地域住民の避難、広報等の措置

1 町民への広報

町（総務部班企画広報班）、県及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

2 危険物施設

石油等危険物取扱施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて指導する。

<p><陸上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止 ・施設の応急点検と出火等の防止措置 ・混触発火等による火災の防止措置 ・初期消火活動 ・タンク破損等に係わる流出等による広域拡散の防止措置と応急対策 ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置 ・防災関係機関との連携活動 <p><海上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物積載船舶について、必要に応じて移動の命令、又は航行制限若しくは禁止 ・危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のための必要な指導 ・危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するための指導
--

3 高圧ガス施設

高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、災害発生後速やかに、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

県は、災害の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がられるよう調整、指導、助言する。

【資料 2-10】利府町内LPG貯蔵施設一覧

【資料 2-35】危険物貯蔵取扱施設一覧

4 核燃料物質等の輸送中の事故に係る措置

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて次の措置をとる。

（1）原子力事業者の措置

原子力事業者は、事故発生場所を所管する市町村、警察署、消防本部等に法令に基づき通報等を行う。

（2）運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の措置

運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

（3）消防の措置

事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

（4）警察の措置

事故の通報を受けた警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

（5）町の措置

町（総務部防災班）は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。また、県及び防災関係機関と連携し、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第4 海上災害応急対策

海上災害が発生した場合、町、県及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	建設班	・海岸施設の災害防除活動
	産業班	・漁港の災害防除活動
(消防本部)		・負傷者の搬送

1 町の措置

被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般住民の立入制限

退去等を命ずる。

また、流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、関係機関と協力して防除作業を行う。

2 消防本部の措置

消防本部が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

第5 航空災害応急対策

航空機事故等により町内に大規模な災害が発生した場合、地域住民等を守るため、町及び県は、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・消火救難活動
(消防本部)		・消火救難活動

1 町の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故発生時に火災が発生したときは若しくは救助を要するときは、「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき消火救難活動を実施する。
- (3) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (5) 災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。
- (6) 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第6 鉄道災害応急対策

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・情報収集、応急対策連絡調整

1 町の措置

町は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方

公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第7 道路災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者は防災関係機関と密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	建設班	・道路災害の応急対策

1 事故発生時における応急対策

(1) 町、県及び東北地方整備局の対応

1) 被災状況等の把握

道路管理者（町道：建設部、県道：仙台土木事務所、国道：仙台河川国道事務所）は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

2) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

4) 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 東日本高速道路（株）東北支社、宮城県道路公社の対応

1) 災害及び事故発生時における応急対策

高速道路等の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他道路交通を確保するため必要な応急措置については、東日本高速道路（株）東北支社、宮城県道路公社の各実施計画の定めによる。

2) 町の措置

東日本高速道路（株）東北支社、宮城県道路公社との連絡調整は総務部が行い、必要に応じ東日本高速道路（株）東北支社、宮城県道路公社が行う応急対策に協力する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第8 火山災害応急対策

宮城県内には、3つの活火山（栗駒山、鳴子、蔵王山）が存在している。町は火山の噴火を想定し、以下の対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・火山噴火情報の収集、周知
民生部	避難所運営班	・避難所の開設、避難者の受入れ

1 町の措置

(1) 仙台管区気象台地域火山監視・警報センターが県内の火山に対して噴火警報を発表した場合、又は県内の火山が噴火した場合、町は、関係機関や町民等にあらゆる手段を活用して、情報提供を図る。

(2) 町内に火山灰が降灰した場合、以下の対応を行う。

1) 町は、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、気象庁発表の降灰予報を入手し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

2) 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、町が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施する。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定する。

(3) 噴火した火山の近傍の市町村から避難の要請を受けた場合、速やかに避難所を開設し、避難者の受入れに努める。

その際、車両での避難を速やかに行えるよう、県、警察等と連携し、避難道路となりうる道路を指定し、町民には避難道路の使用を抑制するよう広報を行う。

第4章 災害復旧・復興対策（各編共通）

第1節 災害復旧・復興計画

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い町土を構築していくことを目的とする。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
全部、局、教育委員会		・災害復旧・復興の基本方向の決定 ・災害復旧・復興事業計画の策定、実施

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

1 基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び応急復旧後の状況等を把握し、必要に応じ国、県等と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは災害に強い町土づくりの中長期的な復興計画等を検討し基本的事項を定める。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2 災害復旧計画

1 基本方針

町は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い町土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合性を図りながら策定する。

- | |
|--|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
<河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、漁港、下水道、公園> |
| (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） |

- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
- (9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

- (1) 町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。
- (2) 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- (3) 町は、町道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (4) 町は、町が管理を行う河川における河川の改良工事若しくは修繕、災害復旧事業に関する工事、又は維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- (6) 塩釜警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき、一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) その他

第3 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い町土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、町は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

1 復興計画の基本方針

町は、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

町は、復興の基本方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 被災前の地域課題等の考慮

町は、策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

(3) 地域全体での合意形成

町は、町民に対し、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

3 復興事業の実施

町は、復興事業を早期に実施するため必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

4 災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 生活再建支援

町、県及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

その際、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる広報活動や相談窓口の設置を行う。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
町民生活部	税務課	・り災証明書の交付 ・税負担等の軽減
都市開発部	都市整備課	・被災者台帳の作成 ・被災者生活再建支援金の支給
保健福祉部	地域福祉課	・資金の貸付け ・被災者の生活保護
経済産業部	商工観光課	・雇用対策
企画部	秘書政策課	・相談窓口の設置

第1 り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査やり災証明書交付の担当部局をあらかじめ定め、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなどして、り災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者にり災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的なり災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとするとともに、住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

第2 被災者台帳の作成

町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づき、県が支援を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を要請する。

第3 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。その主な内容は次のとおり。

1 適用災害

適用となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害とする。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- (1) 町域において、災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合
- (2) 町域において、10世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (3) 県域において、100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 上記(1)又は(2)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生し、上記(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) 上記(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)に規定する都道府県が2以上ある場合、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満の市町村に限る）における自然災害

2 対象世帯

対象となる世帯は次のとおりである。

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。ただし単数世帯の支給額は3/4となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

被害程度	全壊	解体 (半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 支援金支給手続き

被災者世帯主は、町に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

6 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

7 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を行うことができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第3 資金の貸付け

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。県は、町による貸し付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を行う。

【資料4-1】災害援護資金の貸付け

2 母子及び寡婦福祉資金

県は、町との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

【資料4-2】母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表

3 生活福祉資金

宮城県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯であること。
- (2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	6月以内	7年以内

【資料4-3】生活福祉資金貸付限度額一覧表

4 一般住宅復興資金の確保

町は、独立行政法人住宅金融公庫支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

また、必要に応じ県と協調して、一般住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第4 生活保護

町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給するよう、宮城県仙台保健福祉事務所に要請する。

【資料 4-4】最低生活費の体系

第5 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、利府町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

県は、町による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し、指導助言を行う。

第6 税負担等の軽減

町及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

1 国民健康保険税（料）の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税（料）の一部又は全部を免除する。

県は、町による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を行う。

【資料 4-5】国民健康保険料の減免基準

2 国民健康保険の一部負担金の減免

町は、国民健康保険税（料）の減免と同様に国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、町が基準を定め減免を行う。

県は町による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導・助言を行う。

3 授業料の減免等

県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。また、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第7 雇用対策

1 公共職業安定所の措置

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

2 町及び県の措置

町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

第8 相談窓口の設置

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。

町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の地方公共団体が協力し、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節 住宅復旧支援

町は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
都市開発部	都市整備課	・災害公営住宅の建設等 ・防災集団移転促進事業の活用
	施設管理課	・公営住宅の空き家の活用
町民生活部	生活環境課	・住宅の空き家の活用

第1 一般住宅復興資金の確保

町は、県と連携をとりながら、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

第2 住宅の建設等

町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

（1）災害公営住宅の確保

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

（2）生活維持の支援

町は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

（3）計画的な恒久住宅への移行

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取り組みを計画的に実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

町は、被災者に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募によらず入居できる措置等を講じる。また、災害の規模に応じて、県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

第3 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適當でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

2 移転促進区域

（1）被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

（2）災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

3 補助制度等

（1）国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：1）～6）は3／4、7）は1／2）

- 1) 住宅団地の用地取得造成
- 2) 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）
- 3) 住宅団地の公共施設の整備
- 4) 移転促進区域内の宅地等の買い取り
- 5) 住宅団地内の共同作業所等
- 6) 移転者の住居の移転に対する補助
- 7) 事業計画の策定

（2）地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興の支援

町は、被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
経済産業部	商工観光課	・ 中小企業金融対策、相談窓口の設置
	農林水産課	・ 農林漁業金融対策、相談窓口の設置

第1 中小企業金融対策

- 1 県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。
- 2 県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、県信用保証協会、金融機関等と連携し災害復興資金のより円滑な融通を図る。
- 3 町は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、県と協力し、将来に向けた基盤整備等を行う。

第2 農林漁業金融対策

町は、県に協力を要請し、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設など、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

【資料 4-6 農林水産業の災害復旧に係る制度資金

第3 相談窓口の設置

町及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第5節 都市基盤の復興対策

町及び関係機関は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、これまで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
都市開発部	都市整備課	・防災まちづくり交通施設の整備 ・防災まちづくり被災市街地の整備 ・防災基盤（町土保全施設、都市公園、河川公園）の整備
総務部	危機対策課	・避難場所、避難施設の整備
上下水道部	上下水道課	・ライフライン上下水道の整備
教育委員会	教育総務課	・学校施設の防災対策の強化
町民生活部	生活環境課	・地域コミュニティの拠点形成

第1 防災まちづくり

- 1 町は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。
あわせて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備、建築物や公共施設の強化・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 4 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、土地区画整理事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 5 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- 6 町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第2 想定される計画内容例

都市基盤の復興においては、以下の項目が想定される。

主要交通施設の整備	道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
被災市街地の整備	面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
ライフラインの整備	上下水道の早期復旧と耐震性強化や緊急情報通信システムのネットワーク化の信頼性・安全性の向上
防災基盤の整備	河川、海岸、砂防施設など街土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ

大規模災害発生時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
民生部	地域福祉課	・義援金の受入及び管理

第1 受入れ

1 窓口の決定

町は、県、日本赤十字社宮城県支部及び利府町社会福祉協議会等と協議を行い、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知する。

2 受入及び管理

町は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第7節 激甚災害の指定

町内において、災害により甚大な被害が生じた場合、町は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
全部、局、教育委員会		・激甚災害指定の調査、手続き

第1 激甚災害の調査

1 県

県は、町の被害状況を検討の上激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

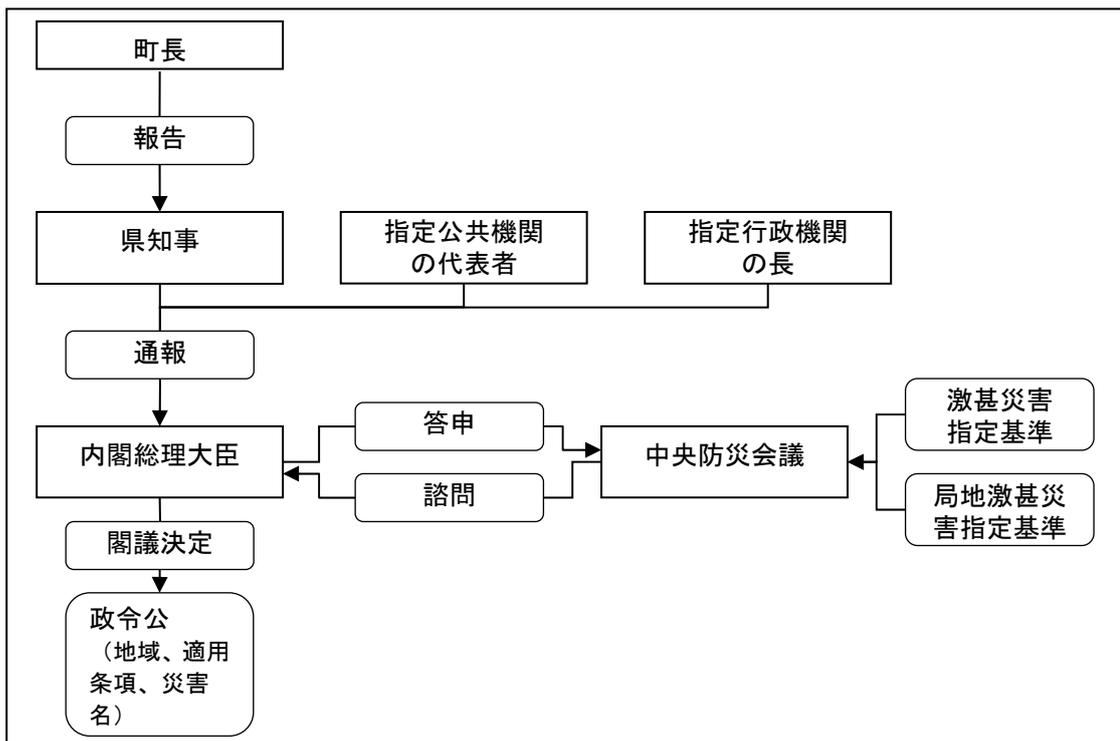
2 町

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力をする。

第2 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

■激甚災害の指定手順



第3 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法の算定及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第4 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）<ul style="list-style-type: none">・公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等(2) 農林水産業に関する特別の助成<ul style="list-style-type: none">・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業（法第5条）・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）・土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助（法第10条）・共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）・森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）(3) 中小企業に関する特別の助成<ul style="list-style-type: none">・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条）(4) その他の特別の財政援助及び助成<ul style="list-style-type: none">・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） |
|--|

2 激甚災害指定基準（局地激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）(4) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）(5) 中小企業に関する特別の助成（法第12条、第13条）(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） |
|--|

第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取り組み、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取り組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

また、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
全部、局、教育委員会		・災害対応の検証

第1 検証の実施

町は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証にあたっては、県や関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

【主な検証項目例】

1 情報処理

県や国、近隣市町村などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

2 資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等

3 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各担当・庁内各課の間の業務調整

4 組織間連携

庁外各機関（県、国、町内関係機関、協定締結団体など）との調整

5 個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

6 広報・相談

町民や町外への広報・相談等

7 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第2 検証体制

町は、災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第3 検証の対象

応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- 1 災害対策本部（庁内各課等）
- 2 県
- 3 防災関係機関
- 4 町民
- 5 自主防災組織
- 6 支援自治体
- 7 ボランティア団体 など

第4 検証手法

町は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第5 検証結果と防災対策への反映

町は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県や国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第6 災害教訓の伝承

町は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。